

はんとし名を邊境治安の維持に託し土耳其斯坦の總督に令して兵を伊犁に進めしむ。かくて將軍カルバコフスキ同治一〇年四七一五月を以て兵六百を率ゐて博羅胡吉爾より進みて惲蘭子を破り其王アブドラ出で降るに及び伊犁地方を占領す。時に其一七日四七二なり同年冬露兵通商を名として烏魯木齊を奪はんとし綏來縣を距る八十清里の石河に至りしも徐學功の馬隊と戦ひて破れ以後敢て東進せず。阿古柏帕夏伊犁の最早窺ふ可らざるを見て喀什噶爾に歸り四五年間内政の施設に従事す。時に天山南路全部及び北路の内烏魯木齊以西瑪納斯に至るまで皆其命を奉ず。初め阿古柏帕夏の自立するや使節を印度太守ラウレンスの許に派して攻守同盟を結びて清露兩國に當らん事を提議ししにラウレンスは鄭重なる文書を以て來意を拒みしが其後英國政府阿古柏帕夏の新建國をして露領と印度との間に介在せしむるを以て利益ありとなし印度太守メイヲ卿在職中阿古柏帕夏の再び締盟の意を通ずるや卿はヌアダグラヌノオルヌを使節として派遣し條約を締結せしむ。時に西紀一八七三年なり。其他阿古柏帕夏は又使節を土耳其古に派して獨立の承諾を得且つ同治一〇年四七三を以て露國と通商條約を締結す。

第六節 新疆の收復

同治一三年一二月五日四七四帝痘を病みて殞す時に年僅に十九歳にして先に同治一一年九月一五日四七五を以て翰林院侍講崇綺の女阿魯特氏を納れて皇后となししも未だ儲貳なし。皇叔醇親王奕譞の長子載湉成豐帝の養子となり入りて大統を嗣ぐ親王の妃は慈禧皇太后の妹なるが故に此選を見るに至りしなりと云ふ。新帝は同治一〇年六月二八日四七六の出生なれば時に年未だ五歳なるを以て慈安皇太后慈禧皇太后と垂簾する事前朝の初年の如し。翌年を以て光緒と改元す。同治帝の皇后阿魯特氏は光緒元年二月二〇日四七七を以て歿ししが其死因頗る疑はしとの説あり。然れども宮中の事其詳細は得て詳にし難きを以て更に前節の記事を繼續せんは是より先關内の回匪全く平定ししかば清廷は新疆回復の事業に着手し哈密大臣文麟烏魯木齊都統景廉徐學功等を擢用して大に努力する所ありしが戦ひ常に利あらずして功を奏するものなし。茲に於て遂に左宗棠をして其任に當らしむるに決し。此年三月欽差大臣に任じて新疆の軍務を督辦せ

しめ金順を以て烏魯木齊都統となして之に副たらしむ。金順已に關外にあり五月古城に至る。所部の兵數合計四十餘營。軍費年額銀二百六十四萬兩を要す。而して左宗棠の所部は馬歩合計一百四十一營にして軍費年額銀六百十四萬兩を要す。光緒二年二月二一日四一八七左宗棠蘭州省城を發して西征の途に上る。劉錦棠等の軍は已に先發せり然るに清廷衆議紛々遠征の經費莫大なるを思ひ南入城を棄てて阿古柏帕夏を封じて外藩と爲すの說頗る有力なり英國公使ウエード(威安瑪)も亦總理衙門に向て之を要求す。左宗棠上奏して曰く臣一介の書生にして高位顯爵を極む殊に年已に六十有五敢て功名の念なしと雖も今伊犁露の有となり阿古柏帕夏喀什噶爾に據る之を不問に附せば後患測り知る可らずと。

光緒二年閏五月劉錦棠巴里坤に至り進みて古城に據り兵を分ちて木壘河に屯せしめ敵情を偵察するに馬人得は烏魯木齊に據り白彥虎は紅廟子に據り馬明は古牧に據る。陝西の回酋白彥虎の關外に遁れし事は前々節の終に記ししが同治一二年四月安敦玉に於て金順の軍に破られし後遂に阿古柏帕夏に降りしなり。古牧は烏魯木齊、紅廟子の藩籬をなし要地なるを以て白彥虎も亦大軍の至るを聞きて之

に移り阿古柏帕夏も亦阿托愛なるものをして騎兵を率ゐて之を助けしむ。六月劉錦棠金順と議して阜康城を根據となして進取の策を決し二〇日八黃田を襲ひて其卡を抜き次で阿托愛の援軍を破り二八日一七古牧に克ち城兵六千を屠る。烏魯木齊の守兵報を得て皆遁れ翌日劉錦棠遂に烏魯木齊迪化州及び偽王城に克つ偽王城は妥明の築けるものなり茲に於て昌吉呼圖壁瑪納斯北城の守兵皆城を棄てて遁れ阿古柏帕夏の派遣せる五千騎の援兵も烏魯木齊を去る二百清里の邊板に至りて敢て進まず。新疆北路略ぼ定まり瑪納斯南城の未だ克復せざるのみ。七月左宗棠命を劉錦棠に下して哈密に駐屯せる張曜と共に南路を伐たしむ。阿古柏帕夏托克遜に據りて三城を築きて自ら衛る。托克遜は噶孫營なり。南吐魯番を守りて張曜を拒ぎ北邊板を守りて劉錦棠を拒ぐ。而して烏魯木齊の敗兵悉く邊板に集まり白彥虎等托克遜に入る。時に金順瑪納斯南城を攻めて久しく下らざりしかば八月劉錦棠兵を分ちて之を援ふ。かくて一〇月二日一八に至り瑪納斯南城遂に降る。乃ち清真王、妥明の屍を掘りて之を戮し元帥海玉、馬受、馬有才等を虜にす。提督馬玉昆が勇戦して其名を著はししは此城の攻撃中の事なりと云ふ。既にして大雪、山

を封じしを以て諸軍嶺を躡えて南征する能はず。此年冬阿古柏帕夏親ら喀喇沙爾に移り白彥虎馬人得をして吐魯番を守り海古拉をして托克遜を守り大通哈をして達板を守らしむ大通哈とは大總管の義なり光緒三年^{四七}三月氷解くるを待ちて劉錦棠は烏魯木齊より嶺を躡えて達板に向ひ張曜は哈密より西進して吐魯番に向ふ^{四八}。劉錦棠達板城下に迫りしに乘馬偶々銃丸を受けしかば馬を更へて攻む翌日海古拉の派せる援軍を撃退し六日^{四九}。達板城を下し城將大通哈伊德爾呼里以下^{五〇}。營管六人玉子巴什哨官六人等を虜にす劉錦棠進みて白楊河に至り張曜の先鋒なる孫金彪が行敵兵を敗りて徐占彪の川軍と哈拉和卓に合し湘軍を距る兩日程の地に達せるを聞き羅長祐を遣して之を援けしむ^{五一}。三日^{五二}。徐孫の兩將吐魯番を攻めしが白彥虎は既に城東に通れ馬人得止まりて善く拒ぎしも羅長祐の湘軍來會せるを見て遂に出でて降る吐魯番滿漢兩城を收復し南八城の門戸開通するを得たり此日劉錦棠馳せて托克遜に至りしに海古拉亦先づ通れ守兵暫く戦ひしも忽ちにして糧藥を焚きて遁れ出でて下るもの二百餘人に及ぶ托克遜三城皆陥る是より先阿古柏帕夏清國

と戦ふの必要を感じ頻りに兵器を印度に購ひ軍備を擴張せるを以て租税自ら重く國力疲弊し南八城の人心漸く離畔せんとす茲に於て事の爲す可らざるを知り四月庫爾勒にありて藥を飲みて死す或は曰く刺客金潘塔拉の爲に殺さると次子海古拉即ち小帕夏屍を奉じて西行庫車に至りしが長子岐哥即ち伯克胡里之を半途に要して海古拉を殺し親ら喀什噶爾に於て王位に即き白彥虎をして庫爾勒を守らしむ白彥虎開都河の西岸にあり間に乘じて露領に走らんとす。

此時に當りて禮部左侍郎郭嵩燾欽差大臣として英國にあり英國公使ツエード復び喀什噶爾の爲に要求する所あり左宗棠上奏して曰く英人阿古柏帕夏の子孫の爲に國を立てんと欲せば宜しく印度の地を割く可し天山南路は劉錦棠の三十二營を以て直ちに收復するの方針なり英國公使にして言ふ所あらんとせば肅州の本營に來らん事を望むと光緒三年八月二日^{九七}。劉錦棠本隊を率ゐて托克遜を發し五日にして曲惠に至り余虎恩をして庫爾勒の背に出でしめ親ら開都河に向ふ開都河は源を天山の麓に發し庫爾勒喀喇沙爾の間を南流して博斯騰澤に注ぐ白彥虎河水を漲溢せしめて防禦の用に供ししも戦はずして走りしを以て九月一

日七〇。劉錦棠喀喇沙爾を收復し中一日を隔てて余虎恩庫爾勒を收復す。劉錦棠、白彦虎のなほ布告爾にあるを偵知し急に之を追撃して勝利を博し庫爾勒を發してより六日にして九百清里の地を馳せ一三日一〇。庫車に達し白彦虎を破りて之を克復す。一五日二〇。拜城降り一八日二〇。阿克蘇降り二〇日二〇。烏什降り天山南路の東四城悉く清軍の有となる。蓋し劉錦棠が斯の如く容易に勝利を博ししは一は各城の回徒皆其來るの速ならん事を望み多くは白彦虎を拒みて城に容れざりしが爲にして又一は白彦虎は最後に劉錦棠の兵力を別たんとし伯克胡里の衆をして葉爾羌に赴かしめ親ら烏什に赴きしも劉錦棠が其軍略の乘ずる所とならず専ら白彦虎を攻めしを以てなり。

光緒三年一〇月一日五。張曜喀喇沙爾より庫車に進む。初め庫車の南に當れる沙雅爾の麻木爾なるもの阿古柏帕夏に應じて其地を保ちしが東四城陥るるを聞き阿克蘇の西南四百清里なる哈番に遁る。劉錦棠親ら之を攻め九日一。哈番の西に戰ひしに麻木爾負傷して遁れ其衆解散せるを以て軍を阿克蘇に還す。時に和闐の伯克呢牙斯歸順して隙に乗じて葉爾羌を圍み官軍の爲に聲援を爲す。伯克胡里、喀

什噶爾にあり五千騎を率ゐて葉爾羌に向ひ呢牙斯を破りて其圍を解き進みて和闐を奪ひて之に據る。喀什噶爾守備何步雲等以下滿漢の兵士數百人敵中にありしもの此機に乗じて漢城を陥る。回城の敵將阿里達什を拒ぐ。伯克胡里乃ち和闐を棄てて英吉沙爾に走り次で喀什噶爾に歸る。一二月劉錦棠兵を三路に分ちて黃萬鵬等をして烏什より布魯特の邊界を進み桂錫楨等をして阿克蘇より道を巴爾楚克に取り共に余虎恩の節制を奉じて喀什噶爾に向はしめ自ら巴爾楚克瑪納爾巴什にありて葉爾羌和闐の要衝を扼す。一三〇。一。余、黃の兩軍喀什噶爾に近きしに城兵大軍至るを聞きて先を争ふて遁れしかば伯克胡里、白彦虎、阿里達什等之を禁ずる能はず一隊の兵士を留めて城を守らしめ又皆遁れて露領に入る。此夜兩軍城下に至り漢城の兵と相應じて回城を攻め元帥王元林を擒にし翌日黎明遂に喀什噶爾に克つ。時に劉錦棠は阿郎格爾にあり直ちに軍を進めて一七日二。葉爾羌を二〇日二。英吉沙爾を收復し二九日七。八。董福祥、和闐を收復し天山南路西四城皆下る。阿古柏帕夏の妻並に其子引上胡里、邁底胡里及び兩少子三孫をはじめ小虎馬元、麻木里、金相印父子以下一千一百六十人を誅し新疆平定す。功を以て左宗棠

第六章 捻匪回匪の平定並に中亞に於ける清露の衝突
を二等侯劉錦棠を二等男となす。

三八〇

第七節 伊犁に於ける清露の衝突

露國が西伯利方面より中亞の侵略を試み清領伊犁地方と其境界を接するに至りしは道光二七年四紀一八四七頃の事なるが二年の後に至りては既に邊境に於て兩國人民の衝突を起せるものあり。道光三〇年四紀一八五〇、露國は清國に向て喀什噶爾を開きて通商せん事を求めしも清國之を可かず伊犁將軍奕山に命じて露國と伊犁塔爾巴哈臺通商章程を結ばしめ同地に於て通商するを許す。是成豐元年四紀一八五一の事なり。此條約は二十年間効力を有するの規程にして英國の注意を避くるが爲十年間秘密に付するの約束なりしと云ふ。伊犁は即ち固爾札にして塔爾巴哈臺は一に楚呼楚チフチと稱す。かくて成豐三年四紀一八五三には楚呼楚一地に於て十五萬五千ルーブルの通商あり而して蒙古の西部より新疆地方の境界に關しては成豐一〇年四紀一八六〇の北京條約第二條に初めて規定する所あり曰く雍正六年四紀一七二八、沙嶺嶺に設立しし界牌の末端より起り以西は直ちに齊桑湖に至り此れより西南は天山の特穆爾湖

に順ひ南して敖罕邊界に至るを界と爲す可し。但し其詳細は更に交渉を盡す可き約束なりしを以て同治三年九月七日四紀一八六四、清國の勘辦西北界大臣明陞等露國の全權大臣雜哈勞と塔爾巴哈臺に會して界約十條を議定す。其最初の三條を以て詳細に境界を規定せるが後に至りて伊犁河附近と齊桑湖以東の境界は變更を受くるに至れり。是實に前節に其記事の端を發し露國伊犁占領の結果にして其經過は即ち所謂中亞に於ける清露の衝突なり。

露兵伊犁占領の報知が北京政府の總理衙門に達ししは同治一〇年七月一七日四紀一八七一の事にして露國公使の通牒を得て初て之を知りしなり。而して其更に東方烏魯木齊を收復するの意志あるを知りて驚く事一方ならず一面署伊犁將軍榮全に命令を下して大に警戒を加へしめ一面露國政府に向て其説明を要む。露國政府答へて曰く是全く邊境の治安を維持するの必要に出で決して土地兼併の意あるにあらず故に將來清國の威令再び伊犁地方に行はれ國境の安全を保つを得るに至らば之を返還す可し。茲に於て清國政府は伊犁將軍に向て訓令を發し屢々露兵に對して伊犁撤退を要求せしも露兵は本國政府の命なしとて之に應ぜず。然る

に天山南路平定の時に當りて露國政府は東歐問題難局に赴き頗る多事なりしかば清國乃ち其機會に乗じて伊犁返還の事を要求す。露國答へて曰く若し北京政府に於て將來國境の安全を保護し且つ露國に於て多年伊犁の吏治に充てし費用を償はば其意に應ず可しと。茲に於て光緒四年四七一八清國政府は侍郎崇厚チムンフを全權大使に任じ露國に赴きて伊犁返還の約束を定めしむ。此年一〇月阿里達什アリダシ再び露領より入りて喀什噶爾を襲はんとししが劉錦棠之を玉都巴什ユドバシに破り奈曼の回目次ナイマンで阿里達什を誅す。左宗棠露國の阿里達什等を庇保ししを聞き露國に向て之を詰責せん事を請ひしと云ふ。

崇厚チムンフ露都に至りて談判を開きしが議容易に決せず光緒五年四七九一秋漸くクリミアなるリソヂヤの離宮に於て伊犁還付に關する十八箇條の條約を締結す。然るに其第六條に於て清國は五百萬ルーブルの償金仕拂を露國に約ししにも拘らず第七條に於てコクスツ河以西伊犁山ツズンタツ山以南、テクス河上流兩岸の土地を露國に讓る可しと規定せるを以て伊犁占領地全部の還付を得しにあらず。且第八條に於ては塔爾巴哈臺界約に規定せる齊桑湖方面の國境を改定す可しとの規定あり。

り而して殊に重大なる關係を有せるは第七條に規定せるテクス河流域主權の移轉なり。抑も露國が此地を要求せしは土民中露國の管轄を望むものを移住せしむるの必要ありとの理由に基きしも其公稱の理由は決して眞實の理由にあらず。テクス河流域の地たる地味肥沃にして農牧の業に適するのみならず露人にして之に據る時は天山南北路交通の大道なる木蘇爾特越ムスルテツを扼するを得可きを以て其軍事上の利益實に測る可らず。崇厚も亦此地得失の利害を知り極力之を争ひしも露國一步も譲らず遂に其利益に決ししなり。而してリソヂヤ條約の報北京に達するや朝野の議論大に沸騰し攝政皇太后は惟り條約を批准せざるのみならず崇厚の歸國するに及び之を獄に下す。今の兩江總督張之洞チンイフン時に翰林院侍讀たり兩回奏疏を上りて條約の破棄す可きを唱へ主戰論を執りて日英獨諸國と同盟して露國に當る可きを説く。その言慷慨悲憤清人争ひて之を傳唱す。茲に於て露清兩國敵視の姿となり互に軍備に着手して兵をその國境に集中し左宗棠は光緒六年四月一八日四七二六肅州スウシュウを發して五月八日一六哈密に至る。既にして露國艦隊大舉して東洋海面に廻航すとの説あり七月左宗棠に命じて入京して顧問に備はらしめ劉

錦棠を以て代りて署欽差大臣たらしめ直隸總督李鴻章等をして天津の海防を警戒せしむ。獨逸人ハンネッケン漢納根を雇ひて砲臺を旅順の黄金山に築きしは此年の事なり。

清國政府は斯の如く一方に於ては開戦の準備を怠らざりしが又他方に於ては光緒六年正月三日^二の上諭を以て會國藩の長子なる英國駐在公使曾紀澤を以て出使俄國欽差大臣となし新に伊犁還付の事を交渉せしめんとす。同年六月七日^一曾紀澤英國を出發し二四日^三を以て露京に至り再度の談判を開始す。然るに曾紀澤は全くリツヂヤの前約を破棄して新に事を議せんとし露國外務大臣ドギール(ス)青爾斯並びに駐清公使布策は前約に基きて議す可しと唱え議論容易に決せざりしが清國遂に一步を譲りリツヂヤ條約に基きて更に商議しし後露國又少しく譲り光緒七年正月二六日^四所謂中俄改訂條約二十箇條の調印成る其前約と異なる所は第六條の價金五百萬ルーブルを九百萬ルーブルに改め第七條のテケス河流域割讓を變更して別珍島山より霍爾果斯河に順ひて伊犁河を過ぎ南方烏宗島山廓里札特村の東邊に至る一線以西を割讓する事となししにあり。

其他黒龍江、松花江、烏蘇里河の行船及び右諸河水沿岸の貿易に關しし條項も新に加へしものなり。而して齊桑湖以東の國界は第八條を以て同治三年の界約を變更する事リツヂヤ條約に異ならず。之と同時に陸路通商章程をも又改訂し兩國邊界の通商を自由になす。かくて清露兩國間の葛藤も敏明なる會國藩の外交によりて渙然氷釋し伊犁の大半再び清國の有に歸す。光緒八年^四新疆を立てて一省となして陝甘總督の下に置き烏魯木齊を以て省城となし光緒一〇年^四八月一〇月劉錦棠を以て新設甘肅新疆巡撫と爲す。

第八節 天津事件及雲南事件

本書は極めて簡約を旨とするが故に悉く清國內外の政變を敘述する能はずと雖も天津事件並びに雲南事件に就きては聊か説明する所なかる可らず。而して此兩外交事件は一は同治の末年に起り一は光緒の初年に起りしものなるが故に之を時期の上より論ずる時は本章の終に於て叙及するを以て最も便利なりとす。

天津虐殺の行はれしは同治九年五月二三日^四の事にして佛國領事フ

ンタニエ(豐大業)以下佛露兩國人合計二十人之に仆れ佛國の領事館、教會堂、孤兒院皆な破壊せらる。抑も天津地方の人民が佛國領事を怨みしは同領事が咸豐一一年四一八六一、天津の寺院を以て領事館に充てし時に萌し其後佛國の婦人慈惠會徒來りて孤兒院を設け兒童を收容するが爲に種々の手段を講じしより益、佛人を惡む。此年四五月の交に至り孤兒院に傳染病流行し患者の死するもの頗る多し乃ち道路説を爲すものあり曰く佛人秘藥を製せんが爲に兒童を殺して眼を抉り心を割くと人民之を信ずるもの多きを以て知縣劉傑孤兒院に照會して人民の選舉せる五名の總代をして其實情を調査せしめんとししが領事フオンタニエ之を許さず。既にして佛國領事暴民の蜂起せるを聞き難を通商大臣崇厚チユンフイの官術に避けて保護を求めしが親ら暴民を射撃せるより遂に虐殺せらる。但し露人三名の非命に仆れしは暴民が其佛人にあらざる事を認め得ざりしが爲なりと云ふ。北京駐在の七公使は直ちに清國政府に向て暴徒を嚴罰せん事を求めしかば恭親王は二七日二六、二四を以て既に命を直隸總督曾國藩チンクワン竝に崇厚チユンフイに下せるを答ふ。天津道臺周家勳知府張光漢チヤウクワン知縣劉傑等次で辨理法を得ざりしを以て皆糺明に遭ふ。

數週間の後に至りて各國軍艦天津に集合し佛國辨理公使伯爾ロシニユアル羅淑亞主として清國政府に迫り暴民教唆罪を以て知府知縣を刑せん事を求む。初め曾國藩の天津に赴くや列國と事端を啓くの不利なるを感じ且つ暴民の非舉を認定ししかば先づ其首領を捕拿して之を嚴刑に行はんとす。然るに御史等は曾國藩を以て外敵に阿り國辱を醸すものなりとして劾奏ししかば清廷曾國藩を兩江總督となし李鴻章を以て之に代らしむ。然るに此時偶々歐洲に於ては獨佛の間干戈を事とするに至り東洋の事件の如き又之を顧みるに遑あざりしかば清國政府は益、強硬なる態度を取り糺問の後にあざれば如何ともする能はざるを答ふ。かくて九月下旬に至りて知府と知縣とを滿洲に追放し暴民の首領二十人を死刑に處し二十一人を流罪に行ふ。而して生命財産の損害の賠償として四十萬兩を佛國に拂ひ教會堂を改築して事初めて平々。李鴻章の名聲益、高し。且つ又崇厚は出使法國欽差大臣に任ぜられ親しく佛國政府に向て天津事件の真相を説明し以て謝罪の意を表ししと云ふ。此時より直隸總督は省城を天津に移し次で北洋大臣をも兼務する事となる。

杜文秀が未だ大理府に割據しし當時既に英人は緬甸、雲南間の通商に注意する所ありしは前述の如くなるが同治一三年四一一英國政府は又緬甸より漢口の間を探検せしめんとし大佐ホレーヌブラウンを以て其任に當らしむ。大佐ブラウン時に緬甸の北部なる蠻瘴にあり領事館書記生ヤーガスタス、アール、マーガリー、瑪加理此年七月二二日九漢口を發し一二月一〇日四一一八七を以て同地に赴き更に一二月二九日三〇ブラウンの嚮導として往路を取りて雲南に向ふ。同行者五十人緬甸兵一百五十人を護衛となし十五日の後愈よ國境を逾えて清領に入る。翌日即ち光緒元年正月一三日二九。マーガリー支那人五名を従へて先發し其翌日を以て野人の殺す所となる或は曰く清兵多數の英人の來るを見て喜はず此舉に出づと夫れ或は然らむ。大佐ブラウン報を得て空しく蠻瘴に歸る。英國公使ツエード清國政府に向て大に迫る所あり其結果として公使館二等書記官グロスツナア等湖廣總督李瀚章と雲南に赴きて事實を調査す。清國政府其英國政府が一死をもなほ且つ重大視するを見て將來大に警戒を加へしとぞ。かくて光緒二年一〇月二九日一四一一七六九の烟臺條約を以てマーガリー等の遺族に二十萬兩の扶助料を拂ひ謝罪の

使節を英國に派し新に湖北の宜昌、安徽の蕪湖、四川の重慶、浙江の温州、廣東の北海等を通商口岸となすを約す。此條約に關印ししはツエード並に李鴻章にして時にツエード芝罘にありて病を養ひしを以て同地に於て締結されしなり。次で此約の規定に従ひ禮部左侍郎郭嵩燾欽差大臣として英國に赴く。因に云ふ英國の對清政策はバルマアストン卿存命中は能くマンチエスタル派の退嬰政策に反對して強硬なる事を得しも卿は西紀一八六五年一〇月二二日を以て卒し其後西紀一八六七年の終に於て駐清米國公使バアリングゲームが其職を辭して支那の爲に歐米列國に使して説く所あり卿の後任者クラレンドン卿が其言に動されしより英國の對清政策漸く一變すと。

第七章 印度支那侵略の第二期並に清佛

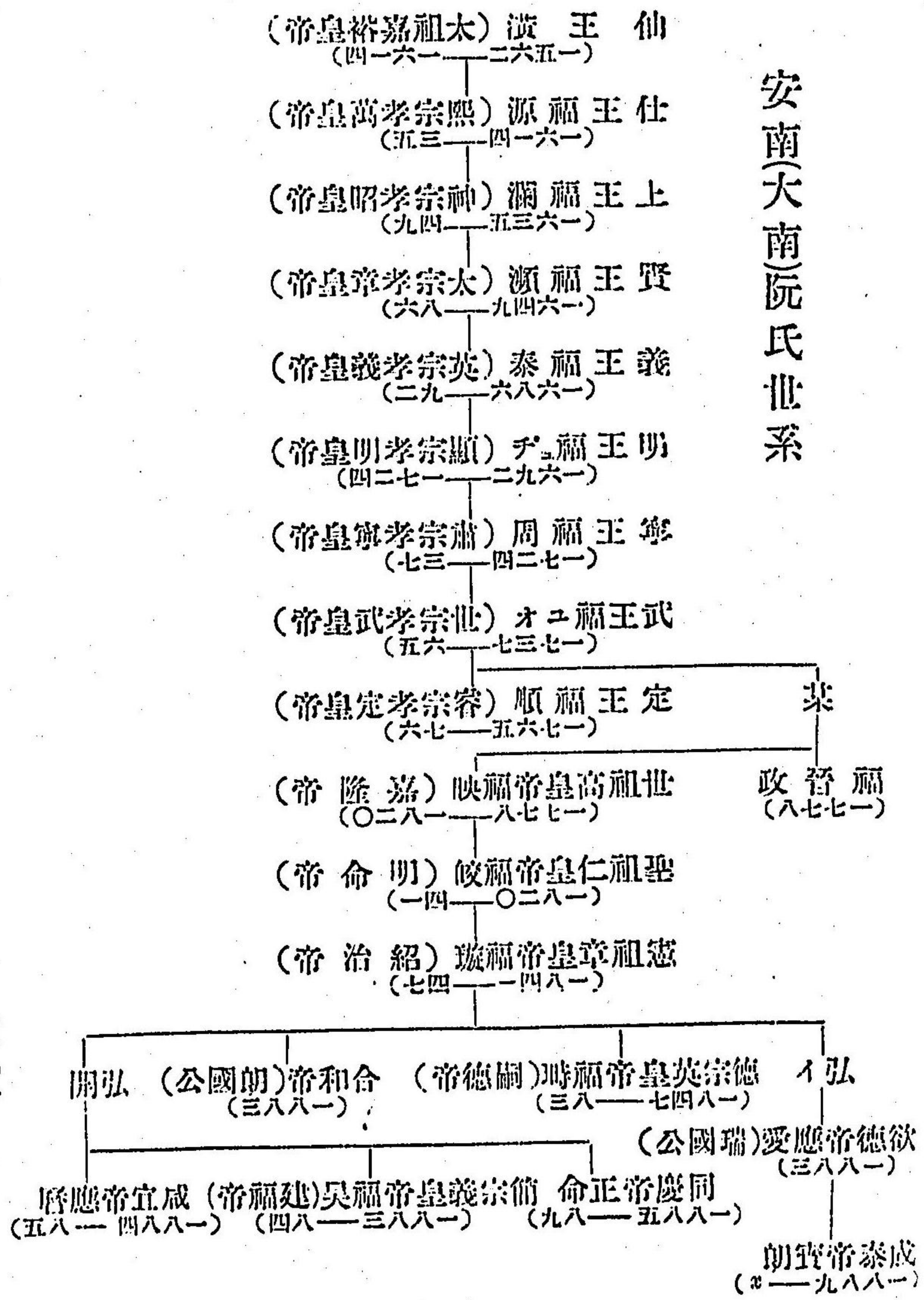
戦争

(西紀一八五二—西紀一八八六)

第一節 佛國の下交趾兼併

近古紀の終に於て基督教徒虐待の事より安南と佛國との關係は漸く困難を加ふるに至りしが西紀一八四七年を以て安南王位に即ける嗣徳(Thieu)王も亦前朝の方針を更めず即位の後間もなく佛國宣教師二人を虐殺し西紀一八五二年には遂に銀粒三十卽ち凡そ我が千二百圓内外を以て宣教師の頭を購ふに至る。佛國政府將に全權辦理大臣モンチニを派遣し其事を糾さんとししが偶々クリミア戦役起りて其事を果さず西紀一八五六年九月に至り海軍少將ルリョール軍艦カチナ號に乗じてモンチニと共に順化府(フーニ)に來り佛帝ナポレオン三世の書を齎らして西紀一七八七年の約に従ひてツラヌ港の割讓を要求し且つ基督教徒

安南大南阮氏世系



の保護を請求ししも安南政府一も其請を聴かず。ルリョール大に怒りて曰く吾輩且つ辱を忍ぶ可きも其れ國旗を如何せむと一隊の水兵を率ゐて上陸し。トゥラーヌの堡壘を毀ち其火藥を海中に投じ砲門に釘して去る。安南王佛艦の去るを見て益得意の色をなし翌西紀一八五七年又西班牙國の宣教師を殺し其他國中の基督教徒は概ね之を虐殺す。ナポレオン三世之を聞きて大に怒りて曰く安南の罪復た不問に附す可らずと遂に意を決して問罪の師を發せんとす。而して西班牙も亦宣教師殺戮の罪を安南に問ふの意ありかくて佛西同盟軍は遂に安南遠征の舉を企つ。

佛國海軍中將リゴールド・ヌーイユ Rigault de Genouilly 軍艦二隻を率ゐ西班牙兵と共に西紀一八五八年九月一日を以てトゥラーヌ港に達し直ちに攻めて之を奪ふ。トゥラーヌ港と安南の首府順化府とは其距離僅に八十料に過ぎず未だ幾くならずして安南軍大舉して之を回復せんと謀りしが復た大に敗る。既にして同盟軍に於ては援兵漸く來着して數隻の軍艦千有餘人の兵士を有するに至りしが未だ以て順化府に向て侵略を試むるに足らずヌーイユ將軍乃ち下交趾を占領せんと欲し

明年二月守兵をトゥラーヌ港に置き去て柴棍イロクに向ふ。柴棍は下交趾の首府にして安南國中第一等の通商地なり府城の傍に二寨あり府城と共に嘉隆王の時佛國工兵大尉オリビエーの築く所なり。然れども此月一七日忽ちにして佛西同盟軍の爲に占領せられ安南南邊の士氣大に沮む。既にして中將ヌーイユ事を以て本國に歸り海軍少將パージュ之に代りて同盟軍を督し西紀一八六〇年三月二三日悉くトゥラーヌ港の守兵を召還して柴棍府に集め同港を安南に還付す。蓋し佛國時に英國と同盟して北清に事あるを以てパージュ援軍の輒く得難きを思ひ其兵力を集中せるなり。安南政府之を覺りて漸く佛軍を輕侮し頻りに其兵を南進せしめ又此年より翌年の春に至るまで宣教師數人を殺す。安南督將阮知方屢柴棍地方に於て同盟軍と戦ひ終にその手兵を悉く柴棍一城の下に集む。時に城中守備兵僅に七百に過ぎずパージュ奮闘扼守ししと雖も衆寡敵せず且つ阮知方は大に長壘を築きて以て持久の計を立てしが故に當時若し清國遠征の佛軍歸路之を撥くるに非ざれば思ふに柴棍は遂に之を守る事能はざりしならむ。

然るに幸にして海軍中將シャルネー Charner 北清より歸國の途上西紀一八六一年

二月七日を以て佛軍三千を督して柴棍府に遣し西軍二百亦來援す。乃ち其二四、二五兩日シャルネー自ら大に安南軍と長壘を争ひ交戦激烈にして死屍積みて堆を爲ししと云ふ。安南軍總數二萬阮知方自ら之を指揮ししが遂に長壘を棄つ佛國の史家がキホア K'hoa の堡壘と稱するは即ち是なり。既にして少將パージュ水軍を率ゐて邊和 Benhoa 州に出で安南軍の後を斷つ阮知方の軍腹背敵を受け戦はずして潰ゆ。佛軍南に進みて四月を以て湄公河畔のミト府を攻めしに守將フールデー砲彈に仆れ府城忽ちにして陥る。時會降雨期に際し進軍するを得ずパージュ等暫く其軍を休め占領地鎮撫の事を計畫す。一月二十九日中將シャルネー其軍を安南に駐めて歸國し海軍少將ポナール之に代り新に來着せる西班牙の中佐バランカーと共に軍務に當る。此月安南軍漸く柴棍府に迫り府城を距る事二里の地に至る。二月一五日同盟軍大舉して安南軍を攻め數日の後悉く其堡壘を毀ち或は之を奪ひしかば邊和州の守備兵も亦其砦を棄てて走る。西紀一八六二年一月佛軍パリア府を攻めて之を陥る。邊和一州悉く佛軍の有に歸す。茲に於て安南軍は邊和

東奈府 嘉定 附近

柴棍府 定祥 附近

ミト府 三州を失ひ柴棍地方その猶ほ敵中に孤立して下ら

ざるは獨り平隆州の平隆府あるのみ。三月二二日少將ポナール自ら諸軍を督して平隆府を圍み攻撃九時間の後之を下し一百五十門の大砲を捕獲し多數の基督教徒を救ふ。而して佛軍がブローコンドールは島の嶺也を占領ししは西紀一八六一年以來の事なり。

初め東京地方の人民阮嘉隆王が再び黎氏を立てざるを見て大に失望ししが明命王立ちて苛政を施せるより益、黎氏を思ふ事深く爲に變亂を謀りしもの少からず。嗣徳王即位の後東京に黎興なるもの現はれ自ら黎氏の支屬に出づと稱し西紀一八五七年に至り大に兇徒を嘯集し南定、興安二州に據る。黎興の徒基督教徒多く佛西同盟軍がツーラーヌ港を奪ふを聞きて大に喜び偶々佛國軍艦ブレンジャン號の東京に來るに遭ひ其援を得んと謀りし事あり。然るに官軍の征討を受け佛艦の援を得る能はずして一度平定に就きしが官軍の去るに及びて又兵を挙げ西紀一八六二年四月に至りては東京東北部殊に其南定州以下叛徒の有となり嗣徳王の外戚將軍阮ダン之を攻めて克つ能はず。黎興乃ち書を佛西同盟軍に送りて聲援を乞ひしがポナール之に應ぜず。然れども安南王は東京下交趾の兩方面に敵軍を

受け且つ兩方面の官軍共に振はざるより遂に柴棍の同盟軍と和して一意黎興を
征討するに決し使節をボナールの營に遣して媾和條約十二箇條を締結す實に西
紀一八六二年六月五日なり此和約を以て安南は邊和嘉定 Biên Hòa Thịnh Định Chau Doc 定祥の三州並
にプロウ・コン・ドールを佛國に割き軍費賠償金二十萬法を佛西同盟軍に拂ひ基
督教の禁を解き宣教師を保護し又其佛國に割讓せる三州附近の諸州にして安南
の直轄に屬する者と雖も安南多事の際其民治を謀る事能はざるを以て佛國暫く
其統治を攝す可きを約し且つ翌西紀一八六三年三月一五日佛安兩國西班牙と共
に終に此盟約の批准交換を行ふ。

安南既に佛西同盟軍と和し復た南顧の憂なきを以て南邊將軍阮知方に令して悉
く其兵を率ゐて東京に入り専ら黎興の軍に當らしむ黎興既に廣安海東北軍實光
太原の五州を取り其衆殆ど二十萬人の多きに至りしも阮知方の之が征討に向ふ
や官軍の勢俄かに十倍し連勝連捷黎興遂に捕虜となり斬に行はる東京地方かく
の如くにして平定ししかば安南政府は乃ち人を柴棍に派して和約の規定に従ひ
下交趾に於ける邊和嘉定定祥三州以外の行政權引渡を要求す佛國言を左右に託

して應ぜず西紀一八六四年安南更に一使を佛國に遣はし行政費一千萬法を償還
して三州以外の還付に應ぜん事を請はしめ佛國政府も遂に此請求に應じ暹羅盤
谷駐劄領事オーバレーに命じて順化府に至りて議する所あらしむ此年六月オー
バレー遂に安南政府と協議商約し邊和以下三州を以て佛國の有に歸しその他は
悉く之を安南に還付するの約に調印す時に三州の都督少將ボナール將に歸國せ
んとし海軍少將グランヂェール將に之に代らんとす命既に下るやグランヂェー
ル政府に建議するに下交趾還付の不得策なるを以てす佛國政府乃ちオーバレー
に飛報して結約の事を中止せしめしかばオーバレーは其既に調印済となりしに
も拘らず急に之に異議を唱へ舊任地に歸りて復た順化府盟約の事を言はず西紀
一八六五年一月二八日少將グランヂェール任地に至る西紀一八六七年東埔塞
南部に叛亂起り下交趾地方も亦大に動搖すグランヂェール機乗ずべしとなし安
南政府が其安寧を維持する能はざるを看破し之が秩序回復を名として六月二〇
日を以て平隆 Vinh-hong 州を取り二二日を以て昭篤 Chau-doc (安江) 州を下し二四日
を以て河僊 Hiep-hoa 州を定む安南政府以後強て平隆以下三州の還付を要求せず下

交趾六州悉く佛領となる是れ即ち今日の佛領交趾支那なり。

第二節 佛國東京經略の第一期

佛國が次に經略に着手せるは東京なり東京は土地肥沃にして安南府庫の稱あり而して東京を横流せる紅河富良江は源を支那の雲南省に發し且つ舟楫の便あり西紀一八六八年佛人ヂュビュイなるもの當時回匪征討に従事せる雲南提督馬如龍に兵器糧食を供給するの事を約し運輸の便なきに苦みしが偶々紅河の事を聞き西紀一八七一年四月二五日雲南府を發して其上流を探檢し蠻耗に至りて一大艇船の溯航するを見るヂュビュイ大に喜び歸國して紅河水運の利を海軍大臣に説きて一隻の砲艦を得更に香港に於て二隻の砲艦一隻の汽船を購ひ支那船一隻を雇ひ總員百七十餘人西紀一八七二年一〇月二七日海防府に達し地方官の抗議を顧みず一二月四日を以て同府を發し二二日漸く河内府に達す蓋し途上暴民群を爲して一行の通過を妨げしを以てなり然るに當時紅河の水量大に減じ汽船の溯航を許さざりしかば書を東京政廳に致し其馬如龍の命を以て雲南に入るの

意を通じ輕舟數隻を供給せん事を求む是より先長髮賊の領袖吳鯤なるもの東京を侵し清安兩國の兵と戦ひて一度敗走ししが其死後餘黨分れて二となり一は雲南東京境上紅河々畔の老開府に據り一は東京の興安府に入る彼を黑旗黨と稱し是を黃旗黨と稱す西紀一八七一年の冬より翌年の三月に至るまで黃旗黨の領袖齊某なるもの大に東京地方を亂しし事ありと云ふ東京政廳乃ち黑旗黨の跋扈を説き更に順化政府の許可なきを唱へ直ちにヂュビュイの要求に應ぜずヂュビュイ山西地方に於て艇船四隻を得西紀一八七三年一月一八日隨行者三十九人と共に河内府外を發し餘は之を軍艦に止めて其歸るを待たしむかくて途上黑旗黨の妨害を受くる事なく三月一六日を以て雲南府に達し其運搬せる軍需品を馬如龍に賣却し四月二八日を以て河内府に歸着すヂュビュイ其商利大なるを思ひ更に巨額の食鹽を購ひ之を雲南に送りて巨利を博せんとす然るに食鹽の輸出は安南の國禁なるを以て東京總督院知方其禁令を厲行しヂュビュイの計畫を妨害す東京に於ける佛安兩國人の軋轢益甚しきを加へしを以て崗德王使を柴棍に遣してヂュビュイ暴慢の狀を訴ふ佛領下交趾知事ヂュブレー大に驚きヂュビュイに

退去を命ず。然るにデュブレーの部下に海軍大尉ガルニエーなるものあり。頗るデュビュイの舉に同情を表し、東京経略の事忽にす可らざるを唱へ、親ら援兵を率ゐて之に赴かん事を乞ひ、遂にデュブレーの許可を受く。時に西紀一八七三年七月二十八日なり。此年一月九日ガルニエー歩兵七十名を率ゐて河内城に入り、總督阮知方に向て紅河航通の許可を要求ししが、阮知方之に應ぜず。時に東京地方復た黄旗黨の亂あり、黎氏其魁たり。阮知方黒旗黨の助を得て之が鎮壓を計りしが、功を奏する能はず。殊にガルニエーの至りしより、黄旗黨の勢力頗る倍加し、地方の人民も亦所在蜂起して之に應じ、數日にしてガルニエーの下に集まるもの二萬人に達す。ガルニエー人心の安南政府に心服せざるを認め、デュビュイと謀りて一月二〇日を以て河内城を攻む。攻撃一時間の後、阮知方自ら負傷して遁れ、城忽にして陥る。守兵死傷三百六十名に達ししも、佛兵死者僅に一人のみ。ガルニエー次で東京三稜洲中の要地たる北寧、海陽、南定、寧平、興安の諸鎮を下ししが、惟り山西鎮は王室の駙馬黃經炎精銳なる黒旗兵と相結びて之を守るを以て容易に下らず。二月十九日ガルニエー將に大舉して山西を攻めんとししが、偶々順化政府の使者來りて和を

求めしを以て翌二〇日休戦を諸軍に令し、單身使節と和約を議す。議未だ畢らず、飛報あり曰く、黒旗兵城の西門を攻むと、ガルニエー初めて敵の謀に陥るしを知り、蹶起して之に向ひしが、従兵少なく、遂に城外に於て黒旗兵の爲に殺さる。デュビュイ殘卒を集めて河内城を守る。

是より先デュブレーガルニエーの書を得て大に驚き、其將校デスタール、デュニコスケーを東京に派し、善後の策を講ぜしめんとす。デスタール、デュニコスケーの幕僚に書記官ヒラストルなるものあり。二月二七日を以て東京地方理事官に任ぜられ、佛兵の一度占領せる城池を悉く安南に還付す可きを布告す。デュビュイ等之に反對ししも、デュブレー深くヒラストルを信じしかば、之を如何ともする能はず。西紀一八七四年二月、東京地方の佛兵悉く海防府に退却す。かくて此年三月一五日を以て安南刑部尙書黎循、禮部尙書阮文祥はデュブレーと柴棍に於て兩國和親盟約條款二十二條を締結す。此條約は西紀一八六二年の和約に代る者なるを以て其新に規定せる個條中の重なるもののみを掲ぐれば、第二條に於て安南の獨立國なるを明記し、其内憂外患に際し佛國必ず無償の約を以て之を援く可きを約し、第三條に

於て安南の外交事務は佛國の監督を受く可きを規定し、第五條に於て下交趾六州の割讓を公認し、第十一條に於て河内及び東奈、寧海二港の開港と紅河中支那國境蒙自縣より海に至るまでの航通とを許可し、第十三條に於て開港地に領事を置き且つ一百以下の守備兵を置くを承諾せし事等あり、西紀一八七五年五月二五日光緒元年、北京駐在佛國代理公使ロシュニアル之を總理衙門に通告ししに北京政府は其第二條並に第十一條等を見て殊に喜ばず、同年六月一〇日五を以て復書して曰く條約中獨立云々の語あるも安南は古來中國の屬邦たり故に清國政府は此條約を公認する能はずと、然るに佛國公使館譯官此抗議の原文を譯さざりしが故に公使は清國政府條約を公認すと認めしと云ふ、此年八月三十一日佛國は更に安南と通商條約を結び明年七月一五日其約款終に佛國々會の批准する所と爲る。抑も安南が一度佛人の爲に奪はれたる東京を回復するを得しは全く東京總督黃經炎が黑旗黨の援を借りしが爲なり、黑旗黨の首領は姓名を劉義字を永福と云ひ廣西錦州の人にして曾て吳鯤に從ひて安南東北部に轉戦し其死後老開府に據る、安南政府之を招撫せんとす、劉永福も亦安南が清國と力を協せて己を謀らんこと

を恐れ決して邊境を亂さざる事を誓ひ安南王の王女に尙するに至る、黃旗白旗の人も次第に其旗下に集まり當時其支配の及ぶ所人口二十五萬に達し東京東北部に儼然たる一大國を創成す、茲に於て劉永福自ら順化府に至り佛人放逐の勞を説き若干の扶助を得ん事を乞ふ、國王一に其請を許し爾後毎年六萬圓弱の補助金を給するを約す、蓋し國王の眞意は黑旗黨の援助を借りて東京地方に於ける佛人の跋扈を制せんとするにあり、西紀一八七八年一〇月東京又大に亂る亂魁李楊材は本と廣西の豪族にして初め長毛賊に從ひて各地に戦ひしが後歸順して馮子材の麾下に入り軍功多し、此年夏潯州鎮の總兵より廣東に移るの命を受けて頗る之を樂まざり官を辭して歸郷し其資産を賣りて同志を糾合し急に東京を侵して直ちに諒山鎮を取る、黃黑二黨來り従ふもの極めて多く旬日にして衆十餘萬を擁し月餘にして諒山、高平、太原、北寧の四州を奪ふ、北京政府順化政府の請求に應じ廣西提督馮子材をして李楊材を伐たしむ、劉永福は陰に李楊材を助くるの意ありしも翌年春馮子材の至るに及び東京の亂忽ちにして平定し李楊材は遂に其終る所を知らずと云ふ。

第三節 東京問題の再燃

李揚材の亂未だ平定せざるに先ち佛國政府は西紀一八七四年の條約第十三條に従ひ安南の開港場に守備隊を置き領事護衛通商保護に充つるの議を決し西紀一八八〇年河内海防二府に兵百人を派遣し同時に順化府ツラメ港兩地に兵一中隊を分派す西紀一八八一年佛人クルンチン並びにヒルコなるもの東京の紅河 Song-Koi 及び黒江 Song-Bo 地方を探検して其鑛物饒多なるを知り次で佛人エドモンソーシュ並びにサラテン殊に鑛脈實査の爲に東京に赴き其石炭に富むを報告す茲に於て佛領下交趾知事ミールド・ビエール本國に請ひて東京護衛兵増加の議を決し大に爲すべしとす蓋し當時東京地方の安南官吏は黒旗黨と共に協力して佛人をして商利を恣にするを得ざらしめしを以て表面之に備ふるを名とししなり海軍大佐ハンソリギエール援兵を率ゐて柴棍を發し西紀一八八二年四月二日海防府に達し更に河内府外に進みしが東京總督城門を閉ぢて之を入れず四月二五日リギエール遂に府城を砲撃し忽ちにして之を抜く新任河内府知

事鄧丁徳山西知事黃崇英等黒旗黨と相應して頻りに之が回復を圖るリギエール東京駐在佛兵五百人を河内海防の二府に分屯して専ら防禦を力めしが西紀一八八三年二月二七日援軍約五百柴棍より至るに及び紅河航路連絡維持の必要を感し急に援軍の將カローをして南定府を奪はしむ時に三月二七日なり然るに五月八日に至りて劉永福公然佛軍に向て開戦を宣言し數河内府城に逼りしを以て躁急なるリギエールは援軍の來るを待たず一舉して之を驅逐せんとし此月一九日城の西門を開きて突出し伏に遭ひて戦死す佛兵總員三百人而して死傷者の數八十三人に達すリギエール夙に邊功を立てんと欲し曾て大尉ガルニエールの戦死を聞きて心竊かに之を慕ひ其後巴里の女優ワルラスの紹介によりガムベッタの知遇を得て東京經略の任に當りしが遂にガルニエールの死所を隔つる僅に百米の地に仆る又一奇と云ふ可し。

初め光緒六年四紀一八八〇會紀澤の清國欽差大臣として巴里に赴くや佛國政府が安南開港地に守備隊を置くを聞き之を同國首相フレシネーに糺ししにフレシネー條約實施保護の外他意なきを答ふ然れども其後佛國東京遠征の議盛なるを以て會

紀澤は清國決して西紀一八七四年の佛安條約を批准せず安南は即ち清國の屬邦なりと唱へて幾度か抗議を試みしも佛國政府之を顧みず。既にしてリギエール河内府占領の事あり竹紀澤益佛國政府の舉措を難す。偶々デュクレール佛國首相兼外相となりて平和主義を取り在清佛國公使ブローネー Boissac をして西紀一八八二年一二月を以て李鴻章と共議約章四條を議せしめ次で曾紀澤も亦デュクレールと相約する所あり。此共議約章は兩國にて東京を分割す可しと規定せるが其精神は紅河の左岸を以て清國の有となすにあり。然るに翌西紀一八八三年二月ジュール・フェリー佛國首相となり在英全權大使シャルメルラクルを以て外相となす。シャルメルラクル侵略政策を好みブローネーの結約に反對し其職を罷め在日本公使トリック(脱里固)を以て之に代へ三月閣議東京派遣兵増加及び東京理事員設置の議を決す。次で四月二六日東京遠征費五百三十萬法支出の案を議會に提出ししが偶々リギエール戦死の報至り議員大に激昂し全會一致を以て之を可決す。二七日盤谷府駐劄佛國總領事アルマン Hamard 明治二七年本邦を以て東京理事官と駐劄公使となる なし東京政廳の事務を總轄せしめ翌日柴根駐劄兵司令官陸軍少將ブローネー Bouet

をして先づ急に東京に赴き諸軍を督せしむ。リギエール死後紅河艦隊司令官中佐モレール・ポリーリ河内府城を守りしがブローネー命を受けて援兵と共に六月一日を以て河内府に入り代りて指揮に任ず。

此年三月雲貴總督岑毓英竊かに記名提督黃桂蘭をして兵五千を督し往て安南の事情を探らし順化政府乃ち黃桂蘭に囑託し兵三萬を統率し劉永福と協力して以て佛軍を討たしむ。北京政府も亦岑毓英の報告によりて東京の佛兵多からざるを知り終に李鴻章の母の喪に丁り郷里合肥に在るを起し直に命ずるに督辦越南事務兼節制兩廣雲貴四省軍務の任を以てす。時に黑旗黨は北寧山西の二城を根據地となし紅河の三稜洲に出沒して佛軍の動靜を伺ひしが其南定の守備乗ず可きを偵知し五月三一日より之を攻撃す。守將少佐バダグヌヌ六月二六日を以て突出を試み奮戦して之を撃退す。七月一日劉永福轉じて海防に向ひしが遂に之を下す能はず。李鴻章上海に於て佛國公使トリックと會見二回に及びしも當時左宗棠彭玉麟等主戦論者の意氣頗る盛なるより之と協商する能はず。然るに清國政府又李鴻章に北上を命じ七月一三日俄に其南邊經略の任を解き直隸總督に復職す。而して

是より先佛國政府は一大援軍派遣の事を決し七月一九日海軍少將クルルベールは兵二千を率ゐて海防府に着し東京理事官アルマンも又同月二三日を以て同府に送りクルルベール等と軍略を議し八月三日河内府に入る。アルマン曾て西紀一八七三年南定攻撃に加はり東京の形勢に通ず順化政府が黒旗兵を利用するを以て山西北軍を抜かんとすれば先づ順化政府に一大打撃を加ふるの捷徑なるを論じ翌日海陸軍の部署を定め七日電報を以て本國政府の許可を得るや直ちに河内を發し海防に至りクルルベールと共に順化府攻撃の途に上る。而してゴトニエールは留りて東京の軍事を總督し八月一五日佛兵千八百人黃旗兵四百六十人砲艦數隻を率ゐて河内城を發し山西方面に攻撃偵察を試みしが優勢なる敵兵に遭ひて退却す。但し佛軍の南定にあるものは七月一九日並に八月七日の兩回又突出を試みて黒旗兵に勝ち其海防にあるものは八月一三日海陽城を奪ひ二〇日廣安鎮を收む。此間順化政府に於ては和戰の議論紛々として定まらず内閣總理文明殿大學士阮文祥主戰黨の領袖たり嗣徳王やや意を和議に傾けしが西紀一八八三年七月一七日齡五十三歳にして俄に歿し王子なきを以て王の同母弟阮ホンカイの子瑞國公

阮ウンチ入て王位を継ぎ欲徳と改元す。諸臣皆欲徳王を喜ばず四日の後和謀て之を廢し嗣徳王の弟明國公を立つ。明國公時に年三十四之を合和王と稱す合和王専ら和議に意ありしも亦群臣に制せられて終に順化灣口防守の令を下す安南兵無慮二萬五千人其任に當る。八月一四日アルマン海防府を發し烏龍灣に至りて専ら順化府攻撃の準備を爲し一六日トトラトヌ灣に於てクルルベールと會し翌一七日軍艦大小七隻運送船七隻を率ゐて月河々口順化灣東北端なる月尾半島順安半島砲臺の前面に碇泊す。安南の首府順化府は實に同地を距る約十二軒の地にあり、クルルベール此夕五時三十分を以て砲撃を開始し翌日も波濤並きを以て砲戰を事とし一九日拂曉士卒一千人餘を順安半島の東北端に上陸せしめ九時に至りて半島の二砲臺を奪ふ其南端にあるを北壘と稱す然るに狹隘なる灣口を隔てて對岸の地に一壘あり南壘と稱す又其後方の灣内に於ける椰子島、準島各一個の壘ありなほ下らず安南守兵よく守り交戰最も激烈なりしが二〇日黎明佛兵遂に之を占領す既にして安南密使艦中に來り交戰停止の約成り二三日アルマン前公使シャンボトと共に月河を溯りて順化府に至る。商船院大臣外務大臣チュンバク、大判事鄭丁徳

吏部大臣阮仲合出でて之と交渉し八月二五日^{合和}佛安條約二十八條調印成る。其第一條に於て安南は佛國の保護を公認し支那と交際するにも亦佛國の紹介を要する事となし、第二條に於て平順州を割て永久佛領交趾に合併する事となし、其他速に東京に派出せる軍隊を召還す可き事、歸仁港の外ソーラーヌ、キシュアンデ、Iを開港場となす可き事、順化府に佛國高等駐劄官を置く可き事、佛國は東京より黒旗賊を驅逐す可き事等を規定す。

順化府結約の報九月三日を以て東京に達す。是より先八月三日ブローネーは再び山西道に進撃して伯陽に至り九月一、二兩日丹陽の敵壘に逼りて奮戦互に勝敗ありしが此報を得て河内に退却ししかば河内城外佛軍のなほよく守るは伯陽、懷徳の二府のみ。アルマン河内府に歸りブローネーが二千の健兒を有し烏合の黒旗兵を掃蕩する能はざるを嘲り文武官の軋轢甚し。蓋し佛國の文官は多く共和黨にして武官は悉く王黨若くはナポレオン黨に屬し互に相容れざるなり。九月一〇日アルマン遂にブローネーに歸國を命じ大佐ビシヨをして之に代らしめ且つ本國政府に上申しクルベールをして東京派遣海陸軍司令長官を兼ねしむ。然るに一〇月二

五日クルベール河内に入りて其職に就きしよりアルマン却て機密の事に參與するを得ず失意の地に陥る。初め東京の官吏其一部は順化の和約に従ひて干戈を收めしも其一部は黒旗黨と共に謀を通じて兵を解かざりしかばアルマン安南政府に向て官僚説諭を求め商船院大臣阮仲合之に應じて東京に至るや一〇月一七日共に寧平鎮に赴きて之を占領し河内に歸るの翌日クルベールの來着に會ひしなり。北京政府は在東京佛國文武官吏の軋轢を知り且つ順化條約の締結を怒り雲貴總督岑毓英^{センムツエイ}兩廣總督張樹聲^{チヤンジュシヤウ}に詔して邊防を督せしめ兵を安南國境に出す事三萬五千に及び劉永福を越南東京經略大臣に任じ次で廣西巡撫徐旭進^{セウキョクシン}みて諒山に入り雲南巡撫唐炯^{タンキョウ}往て北寧^{ペイニョウ}に入る而して彭玉麟^{ヘンユクリン}は欽差大臣總理廣東軍務として廣東にあり。十一月二日清國政府終に各國の公使に告げて曰く佛軍若し北寧を攻撃せば是れ則ち我が中國開戦宣布の期なるべしと。

西紀一八八三年一月二八日順化府駐劄佛國代理公使シャンポー安南王に謁見す是れ安南政府がなほ黒旗黨と通ずるの色あるを見親しく國王に之を訴へんが爲なり。排外黨の首領輔政大臣阮文祥、兵部大臣尊室說等之を喜ばず此夜竊かに廢

立を議し翌二九日國王に逼りて位を嗣徳帝の甥にして義子なる朗國公阮福吳に譲らしめ次で鴉酒を薦め強て之を飲ましむ。朗國公時に年甫めて十五元を建福と改め佛人放逐の令を下し基督教徒を殺し併せて佛の宣教師に及ぶ佛國に於ては一月一八日シャルメルラクール辭職して首相フェリー外相を兼ね稍從來の方針を一變し清國公使會紀澤との交渉もまた多少の望なきにあらざりしも安南政府の態度信任し難きの報に接し前後東京遠征費追加九百萬法の支出案並びに西紀一八八四年度東京事務費二千萬法の支出案を議會に提出し其協賛を得たり。而して是に先ち一月一日佛國の援軍大に東京に着しクールベールは南定に於てバザンスの募集せる土兵二千二百人と共に總計七千八百二十二人の兵力を有す。乃ち同月二三日興安城を陥るれ黒旗兵に通ぜる知事阮文教を捕へて之を銃殺し遂に山西北寧攻撃の計畫を立て在北京佛國代理公使をして其意を北京政府に致さしむ。此時「トリク」は政府の命によりて順化府に向て出發し新公使バトノートルは未だ清國に來着せざりしなり。清國政府書を得て巡撫唐炯徐延旭に命じて大に武備を嚴にせしむ。クールベール先づ山西を攻撃するに決し二月一日水陸道を

分ちて河内を發す。水軍二千四百八人は同日午後山西を距る約二里の地に上陸ししが陸軍三千三百七人は鴨江 Lach-Day の通過に豫想外の時を費し一三日に至りて兩軍初めて連絡を通ず。一四日七隻の艦隊は陸兵の先頭と相並びて前進し城外の堡壘と砲火を交ゆ。陸兵福祿村を過ぎ天祿村に至りて本營を定め此日午前十時頃より戰鬪を開始してフォーサアの堡壘を奪ひ翌日午後全軍更に艦隊と共に前進して城下に薄り一六日午後八時に至りて漸く山西城を奪ふ。安南兵は南方の山間に竄走し黒旗兵は皆退て興化に據る。此役佛軍死者六十五人傷者二百八十四人を出す。此月アルマン志を得ずして遂に東京を去る。

佛國政府は東京事業費二千萬法支出の議決するや更に援軍六千七百五十人を派遣するに決し陸軍中將ミーヨーを以て東京師團司令長官に補し陸軍少將ドネグリエー同ブリエール・ドリールを以て其旅團司令官に補す。ミーヨー以下の諸將西紀一八八四年二月一二日河内に着しクールベール直ちに悉く其任をミーヨーに致し去て烏龍灣に至り東京佛國艦隊司令の職に就く。三月一日クールベール海軍中將に昇進す。時に佛軍の東京にあるもの三旅團一萬六千五百人に近く唐炯徐延旭兩

巡撫の指揮せる清軍黒旗兵を合せて三萬餘人あり。三月五日旅團長ド・ネグリエー海防を發し七日ミーヨー旅團長ブリニール・ド・リールと共に河内を發し北寧攻撃の途に上る。八日佛軍初めて敵壘を認めて之を陥るれ行、敵の防禦線を破り一二日午後六時北寧城を陥ぬ。巡撫徐延旭提督黃桂蘭は既に諒山に走り黒旗兵は多く太原に走り城中殆ど人影を見ず。佛軍死傷八日及び十二日を以て四十七名を出し捕獲せる大砲百十二門を數ふ。一五日ブリニール・ド・リール、ド・ネグリエーの兩將共に北寧を發し一は太原に向ひ一は諒山に進む。總兵王德榜約五千の兵を以て太原を守りしが一九日ブリニール・ド・リールの城下に達するに及び暫く抵抗を試み遂に砲大小三十門を遺棄して走る翌日佛軍太原城中に入る。ド・ネグリエーは北寧出發の日を以て昌江 Son-Thuong を渡りて諒江府城を下し一七日夾村を發して諒山に向はんとししが偶々ミーヨーの命あり兵を北寧に還す。既にしてブリニール・ド・リールも亦同地に歸りしかばミーヨー乃ち兩將をして興化鎮の攻撃に當らしむ。興化鎮は山西の西北約二十軒の地にあり江河岸頭に位し又東京の一大要鎮なり。雲貴總督岑毓英支那兵一萬二千黒旗兵三千安南兵四千合計二萬人を以て之を

守る。然るに佛軍沱江河に船を渡るに先ちて守兵火を内外に放ちて皆遁れ一彈一卒の損失なくして城佛軍の有となる。時に四月一二日午後二時なり。茲に於て東京三稜洲至る處三色旗を見るに至る。

初め山西北寧陥落の報北京に達するや攝政慈禧皇太后大に怒り西紀一八八四年四月八日光緒一〇、先づ軍機大臣恭親王、寶盛李鴻藻翁同龢、慶廉を免職し禮親王孫毓汶、額勒和布、閣敬銘、張之萬を以て之に代へ四日の後醇親王を攝政に補し恭親王に代らしむ。論者或は曰く此政變は主戰黨の勝利を示すものなりと然れども其東京收軍の懲罰の意に出でしものなりと云ふもの實に近きが如し。即ち同一四日一三、潘鼎新を廣西巡撫張凱嵩を雲南巡撫に任じ前巡撫徐延旭唐燭并びに提督黃桂蘭等を革職す。且つ又攝政皇太后は深く李鴻章を信じ李鴻章は又元來佛國との交戦を非とせしが前年末廣東の稅務司獨人デットリングが歐洲より東歸して在歐中見聞せる佛國の形勢を述べて媾和の利あるを唱ふるを聞くに及び益所信を固くす。皇太后滿廷の主戰論を斥けて李鴻章を全權大臣となし佛國政府も亦デットリングの居中調停に遭ひ一度李鴻章の意見を確めし後海軍中佐ノーブルニエー(布尼

兒を特命全權となしこれに命じて交渉する所あらしむ。中將ジュールペーを支那海艦隊長に補ししも此時の事なり。プールニエー五月六日を以て芝罘に達し同地に其來着を待受けしデットロングと豫め媾和の事を議し翌日天津に至り李鴻章を見五月十一日^{一四}。遂に五條の豫定條約に調印す。此條約に於て佛國は清國の南境を保護し清國に向て償金を要求せざるを約し、清國は之に對して東京より直ちに兵員を引揚ぐる事、佛安二國の條約に關係せざる事、南境一帶通商を許可する事を諾し、最後に兩國より更に全權委員を選び詳密に決定する處ある可きを規定す。清佛二國は此條約の締結によりて其衝突を免れしや否や、次節に於て之を述べむ。

第四節 清佛交戦

李鴻章とプールニエーとが締結せる假條約は不幸にして巴里に於ても亦北京に於ても満足を以て迎へられず。南邊軍防事務總督彭玉麟^{ペンギン}をはじめ清國の主戰黨は皆安南に對する保護の實權を失ひしを遺憾として此條約に反對し李鴻章を彈劾するの上奏は其數積みて四十七篇に達ししと云ふ。佛國首相フェリーは西紀一八

八四年五月二日議會に向てプールニエー協商の批准を求め閣議を以て東京遠征隊を召還するに決し守備兵として歩兵二聯隊^{一聯隊は三大隊即ち十二中隊より十名以上を置く事に定めしが佛國の輿論は此條約中清國に與ふるに安南保護の虛名を以てするの項あるを喜ばず。然るに五月一七日プールニエーが天津を去るに臨みて李鴻章の承諾を得たる清國東京撤兵の期限に付きて行違を生じプールニエー協商は遂に無効に歸せり。プールニエーは三週間を以て期限となししと唱へ李鴻章は否三箇月なり是プールニエーが後に至りて恣に加筆せるに外ならずと稱し眞偽判す可らずと雖も而も之が爲に清佛兩軍が衝突を起せるは事實なり。六月一日中佐^{デュジャンヌ} Dugenne がミヨール將軍の命を以て一隊の兵に將とし一隻の砲艦を率ゐて宣光府^{チエンクワン}に至りし時は興化の敗後同府に退却せる黒旗兵の枝隊は既に去て跡なく一兵を損せずして之を占領するを得しが其後更に同中佐がプールニエー協商の規定を實行せんとし諒山占領の途に上るや遂に清兵の爲に妨げらるるに至れり。デュジャンヌは兵六百人を率ゐ六月一五日^{ビエラント}諒江府^{チエンキョウ}を發し二三日北黎^{ベクレ}の附近に於て昌江を渡りしが忽ち清兵の砲撃を受く。清兵其數八千乃至}

一萬未だ撤兵の命を受けざりしを以て一步をも退かず十日間の猶豫を求め北京政府に照會せんとす。然るに佛軍中其文意を解するものなくデュジャンヌ更に前進せんとして激烈なる抵抗を受け亞弗利加兵の奮戦によりて幸く全軍の覆没を免ぬかれ背進す死傷約百名是を諒山の衝突と爲す。

茲に於て佛國政府は大に憤激し海軍中將クールベールをして東京及び支那海の兩艦隊を合同して之を指揮せしむると共に東京境上守備兵の撤去と一千磅の償金を清廷に向て要求す。清廷に於ては七月一日^{四九}頃を以て既に假條約の批准を拒絶し而して同月一八日^{二四}一面諒山以下諸城の撤兵を命令せしも償金を支出するの意なし。故に七月下旬上海に於て佛國公使バトノートルと清國の全權委員兩江總督曾國荃との間に數回の談判を開きしがその議協はず遂に八月一日^{一〇}を限り決答の期限と爲す。是より先駐佛清國公使曾紀澤召還せられ五月二日^{一六}李鳳苞^{リフエンパウ}之に代る。李鳳苞乃ち佛國外務大臣フェリーに面會して決答期限の延期を請求せしもフェリーは断然之を拒絶し即時上海に電報を發してバトノートルに命じ支那帝國の一要地を占領し以て清國政府を威迫せしめんとす。クールベール直ちに其

艦隊を以て福州港^{フウカウ}を砲撃し臺灣島を占領するの策を定め八月三日^{一六}海軍少將レンスベーンはクールベールの命を受け三隻の軍艦を率ゐて閩江河口に近き羅星塔^{ロウセイダ}錨地を解纜し同月五日^{一五}臺灣の基隆港を砲撃し砲戦十三分間の後陸上砲臺を沈黙せしめ其機に乗じて海軍少佐マルタンは直ちに陸戰隊を率ゐて上陸し砲臺を破壊す。初め日本征臺の事ありしより清國政府は大に臺灣に注目し光緒二年^{一八}七其北部に新に臺北府を置く等施設怠らず佛國と將に事あらんとするや劉銘傳^{リウメイフェン}を擧げて臺灣軍務を督辦せしむ。劉銘傳此年閏五月二四日^{一七}基隆に赴き守備に任じしかば佛兵の上陸するに及び四提督曹志忠^{ソウシチウ}章高元^{テウカウゲン}蘇得勝^{ソトクシヤウ}鄧長安^{テウチヤウアン}を率ゐて之を邀へ撃ち大勝を博す。佛兵衆寡敵せず死傷者百餘名を出して已むを得ず退却し軍艦に搭じて出帆す。クールベールは最初政府に向て北支那の三要港旅順口、芝罘、威海衛を攻撃せん事を建言せしがフェリーは基隆附近の炭嶺に着眼し同地方を占領して以て對清談判の上に於て利する所あらんとし此臺灣攻撃を命ぜしなりと云ふ。

レンスベーンの艦隊は八月六日^{一六}を以て臺灣を去りしがバトノートルは同月八

日一八。基隆砲臺の報に接するや是を會國荃及び上海兵備道邵友濂に通知し速に和戦の回答を得ん事を求む。八月一七日二六。佛國政府は公文を以て列國の干渉を拒絶し而して同月一九日二六。清國に向て償金を減額して三百二十萬磅となさん事を通牒す。而も清國政府は之に應ぜず。此日會國荃は政府の命によりて上海を去りて南京に歸任し。二日の後佛國代理公使セマレは北京を去り李鳳苞も亦同日巴里を去り談判全く破裂す。茲に於てか遂に福州の海戦起る。今其戦役の記事を叙するに先ち簡單に福州附近の地理と戦役前に於ける兩軍の形勢とを述べむ。福州府は福建省の首府にして人口約六十萬海口を距る三十四哩閩江の左岸に位す。府外の南臺より下流九哩にして一村あり馬尾と云ふ。福建船政局あり。馬尾の前面灣中に一大島あり羅星島と謂ふ。島上に塔あり羅星塔と云ふ。而して此塔の近傍は即ち羅星塔鎮地なり。福建船政局は左宗棠が閩浙總督たりし時創設せるものにして次で沈葆楨船政大臣となり西紀一八六七年同治。佛人ダイケル(日意格)及びデエゲベル(德克碑)の力を借り五千萬兩を費して築造せるものなり。而して馬尾の下流閩江の河口に金牌、閩安の兩峽あり。彼には金牌、長門の兩砲臺是には北岸、南岸、新閩安、舊閩

安の四砲臺ありて以て江口を守る。然るにクールペーは夙に船政局破壊に注目し六月一五日二四。既に羅星塔に其艦隊を投錨せしめ其後英米の軍艦より退去の請求を受けしも應ぜず。八月中旬に於ては其率ゐる所の軍艦十隻運送船一隻水雷艇二隻あり。之に對する清國の艦隊は十一隻と稱すと雖も大小强弱同日にして語る可らず。陸上馬尾の兵營には五千の湖南兵三千の潮州兵七千の福建兵あり。之に各砲臺の守兵を合すれば三萬人に達す可しと雖も之が指揮に當れる福建總督何璟、欽差會辦福建海疆事宜張佩綸、福建船政大臣何如璋等皆退嬰を事とし其勝敗又戦はずして明なるものあり。

八月二〇日三六。より二二日三六に至るまで大雨注ぐが如く風勢猛烈なりしを以てクールペーは戦鬪を開始する事能はざりしが二三日三六。風定まるに及び午後二時數分前佛の砲艦リンクス號先づ清艦を砲撃す。清の砲艦振威號直ちに之に應戦し佛の巡洋艦デスターン號の艦腹を狙撃す。是より兩國の艦隊互に奮戦し砲聲轟々として暫くも止まず。忽ちにして清國の旗艦揚武號は佛の水雷艇の爲に艦尾を衝かれて沈没し開戦後七分間にして清國の軍艦は殆ど全滅す。振威號艦長許壽山以

下六名の艦長は孰れも戦死せしが通知艦伏波號の艦長呂文經ルウモンチンの如きは危難の身に逼れるを見其乗組員と共に倉逸小艇に乗じ岸上に向て奔竄せしとぞ。クールベクールベ一時に巡洋艦ヅ、ルタ號にあり三隻の砲艦を率ゐて江を浜り且つ砲撃し且つ進行し遂に船政局を轟撃す。羅星塔の砲臺は甲鐵巡洋艦トリヨンフハント號の砲彈を受けて破壊されしも陸上の砲臺は其抵抗を繼續せしが爲翌朝午前四時に至りて砲聲はじめて止む。此日即ち八月二十四日四七佛の三隻の砲艦は江を浜りて船渠を砲撃し甲鐵巡洋艦ラガリソニエール號は下流にありて金牌峽セイヤク閘安峽の砲臺を攻撃す。翌二五日陸戰隊を上陸せしめて全く羅星塔の砲臺を破壊し了りて後クールベクールベは艦隊を率ゐて江を下り午後五時江口の諸砲臺に向て背後側面より突然攻撃す。然るに砲臺の諸砲臺は一方に偏して左右に回轉する能はず唯江身の下流に發射し得るのみなるを以て清兵之に應戰する能はず。閩江沿岸の砲臺悉く破壊せらる。時に八月二十八日八七なり。此役佛兵戦死せるもの十二人にして清軍の戦死者は殆んど三千人に近く其損害は三百萬圓に近からむ。清國政府の報告によれば戦死者の數は千五百人なりと稱するも信じ難し。九月六日一七北京政府上諭を出して

宣戰す。然れども佛國政府は之を以て脅懲手段なり交戰にあらずと唱へしが英國政府の抗議に遭ひしむを得ず之を承認す但し事は臺灣封鎖の後にあり。佛國が交戰にあらずと唱へしは一は開戰に議會の同意を要ししが爲なるか。

クールベクールベ孤拔は再び臺灣封鎖の命令を本國政府より得一〇月一日一八。親ら八隻の艦隊を率ゐて基隆砲臺を攻撃し忽ちにして之を奪ふ。之と同時にレスベーンレスベーン禮士卑士は四隻の艦隊に將として淡水に向ひ翌日より同地の砲臺を攻撃し其守兵の去るに及びて陸戰隊を上陸せしめしが滬尾の守將總兵孫開華の伏兵に遭ひ大敗す。時に一〇月八日二〇なり。孫開華功を以て福建陸路提督となる。茲に於てレスベーン暫く淡水攻撃を中止し佛艦悉く基隆に集合ししかば其兵數一千六百人に達す。而も支那兵の基隆淡水兩港を守るもの一萬乃至一萬五千是より先楊岳斌楊岳斌割辨軍務に任せられて渡臺し劉銘傳と共に之を統轄す。故に基隆市街は一〇月八日を以て全く佛軍の有に歸ししも佛軍は占領地の區域を擴張する能はず但し臺灣西海岸の封鎖は固より容易に成功するを得たり。既にして西紀一八八五年一月一日一七。大佐デュジャンヌ援軍を率ゐて東京より來着ししより佛軍士氣大に振

以一月二〇日^一、二月眉山を犯す。曹士忠^一、林朝棟^一苦戦之を斥けしが其後數攻撃を受け
て遂に支ふる能はず殊に三月四日^一、^{光緒一}、より三月七日^一に亘る連日の交戦
に於て清軍は八倍の大兵を擁せしにも拘らず悉く基隆東南の堡壘を失ひ淡水河
上の要地も亦佛軍に占領せらる。時に佛兵の戦死するもの四十一人負傷するもの
百五十七人を生ず。是より先清國の艦隊砲艦五隻を以て臺灣の封鎖を解かんとし
石浦にありて計畫する所あり。クルルペー報を得て二月十五日^一、七隻の軍艦に將
として之を襲ひ水雷艇を用ゐて馭遠、鏡清の二艦を轟沈し進みて寧波を封鎖す。尋
で三月三〇日^一、三十一日^一、兩日を以て澎湖島の占領を遂げ之を以て艦隊集合地と
爲す。然れどもかくの如く南清の海面に踞踏するは決してクルルペーの本意にあ
らず本國政府の掣肘を受け已むを得ずして然りしなり。此年六月一日クルルペ
ー遂に澎湖島に憤死す。

更に轉じて東京境上に於ける清佛の陸戦に就きて略叙せん。西紀一八八四年八
月三〇日ミヨール將軍辭職しブリエール^一、ドロー^一ル將軍之に代りて東京師團司令長
官となりしがドネグリエ^一將軍は其下にありて諒山方面に向ひ不平の色なし但
し東京遠征隊の大部分は一度歸國を命ぜられしも諒山衝突の事ありしを以て未
だ出發せざりしなり。一〇月六日^一、より八日^一に亘りドネグリエ^一將軍は北
黎の附近なるケップに於て清軍の攻撃に遭ひしが邀へ戦ひて大に之を破る。その
後將軍は又チュエーの東方に於て一萬二千の清軍を破り西紀一八八五年二月五日
二二、奮闘してドンソンの清營を抜き一二日^一、討ちて一萬の清兵を走らし翌一
三日^一、遂に諒山鎮を奪ふ。乃ち更に清國の國境に位せる鎮南關を侵す雲南回匪
征討に勇名を轟かしし總兵楊玉科^一之に戦死す時に光緒一一年正月なり。廣西巡撫
潘鼎新^一親ら兵に將として龍州の要隘なる海邨^一を扼すと雖も孤軍其勢實に岌々た
り。然れども佛軍は元來清國の地を占領するの意なきに加へて宣光府清軍の圍を
受け防守頗る苦むものあるが故にドネグリエ^一將軍は兵を分ちて之を援ふ。宣光
を圍めるは雲貴總督岑毓英^一の部將丁槐^一、何秀林^一にして岑毓英は當時本營を館司關
に定め其部將覃修綱^一は既に緬旺を克復す。清兵急に宣光を抜かんとし襲撃十八回
に及びしも佛軍の援兵至るに遭ひ遂に圍を解く。時に三月二日^一、^正なり。而も其後
清軍の勢却て振ひ此月二十四日^一、には佛軍を興化鎮に近き臨洮府に破り更に不拔

縣廣威永祥二府に克ち將に山西に逼らんとす而して廣西の軍も此前後を以て提督馮子材の援軍至りしより主客地を易へ忽ちにして鎮南關を回復し三月二十八日一、兵を三路に分ちて進撃ししかばドネグリエー將軍身に輕傷を負ひて諒山を棄て、退却す馮子材王德榜をして進みて文淵を收復せしめ三十一日一、將に大舉して北寧に向はんとししが和成り遂に果さず。

當時佛兵の東京にあるもの水兵並びに土民兵を併せて四萬三千人の多數に及びしも未だ以て清軍に當る能はず況んや其清國の侵略に於てをや苟くも清國を侵略し北京政府を屈服せしめんと欲せば少くも一軍團以上の兵力を要す可し然れどもかかる大兵を助す時は佛國の兵備は忽ちにして急を告げむ而して清國に於ては銳意軍備の擴張に盡瘁し或は福州の保壘を修築し或は旅順の守備を完成し或は電線を敷設し或は強國の士官を招聘し刺策至らざるなし且つ全權公使を歐米諸國に派遣せるを以て佛國の國情を洞察するの便あり容易に其虛喝する所と爲らず西紀一八八五年三月三〇日一、佛國の内閣は對清戰役の信任投票に於て三百八票に對する百六十一票の少數を以て議會に破れブリンソン新内

閣を組織しフレシネー外相となる英國公使バックスは前年の末より北京に於て幹旋調停を試みしが其後間もなく佛國代理公使ピローと清國總稅務司スアロバート・ハートとの間に媾和假條約の協議成る時に四月四日一、なり尋で此假條約を基礎として佛國公使バートノートルは六月九日二、を以て天津に於て李鴻章と越南新約十款を締結す其要項に至りては敢てフルニエーの締結せるものと大差なく佛軍は基隆澎湖より撤兵するを約し安南は佛國政府を經るにあらざれば外國と交渉すること能はずとなし更に清國政府は老開諒山の二府に近く通商地を設置す可きを諾す翌年四月二十五日三、天津に於て越南邊界通商章程十九條の調印成り蒙自縣龍州廳を開市し兩市に於ける海關稅は他の開港場の稅率に比して輸入稅に於て五分の一輸出稅に於て三分の一を減ずる事となし鴉片の通商を嚴禁す。

東京遠征の爲に佛國の費す所約二億五千萬法に達ししが清國との媾和條約に於て其熱心に希望せる所は一も目的を達するを得ず即ち軍費の賠償を得る能はず大理府に駐在官を置く能はず東京に移住せる清人に人頭稅を課する能はず清國

内地に於ける鐵道敷設權を得る能はず而して其獲得せる商業上の特權と雖も未だ以て満足するに足らざるものあり故に佛國政府は西紀一八八七年に至りコンスタンを北京に派し更に清國政府と協議する所あらしむ西紀一八八七年六月二十六日^{光緒十三年}を以て閩印の成れる越南界務五條滇粵商務十條は即ち其結果なりコンスタンは先づ其使命に於て成功せりと云ふ可く此協商を以て鴉片貿易の禁を解き蒙自龍州に加ふるに新に Manghao を開市場となし海關稅率は前年の稅率表に比して稍々減額を加ふ然れども清國は佛國の爲に食鹽專賣權を侵されざる事となり且つ東京中の市府に理事官を置くの權を得加之兩國勘界委員力爭して相下らず此年四月一三日^{五月}の界約によりて一度佛國の有となりし東京灣沿海なる白龍尾の主權を得たり茲に於て東京問題に關する清佛兩國の紛議も先づ一段落を告げしを以て更に前年に溯りて佛國と安南との關係に就きて略叙するの必要あり。

第五節 佛領印度支那の組織

現今に於ける佛國安南兩國關係の基礎を爲せるは西紀一八八四年六月六日の順化府條約なり蓋し前年アルマンの締結せる條約は未だ以て完在なるものと云ふ可らず且つ安南政府に於て更正を望むの點少からざりしかば駐清公使バトノール赴任の途新に此條約を締結せるなり即ちバトノールの條約はアルマンの條約を以て佛領交趾支那に合併せる平順州を安南に還付し又從來東京に屬し、河靖又安清華の三州を割きて安南本部に加へ東京と安南本部との境界を變更す茲に於て往古東京と安南即ち交趾と占城との境界をなし、長壁は全く政治上の意義を失ふに至れり而して安南に於ては順化府駐在の理事長官は同國の外交を監督すと雖も其内政に至りては關稅事務と公共土木事業との外は敢て之に干渉せず之に反して東京に於ては安南官吏は悉く佛國理事官の指揮監督を受けざる可らず要するにバトノールの條約によれば佛國の保護權は安南に於けると東京に於けると劃然たる相違ありと云ふ可し此條約は西紀一八八六年二月二三日順化府に於て批准を経たり是より先西紀一八八四年安南國の建福王歿し其弟代りて國王となる是れを咸宜王 Nam-ghai とす翌年七月五日その攝政ツォホンな

るもの三萬の兵を以て順化府駐屯一千の佛兵を襲ひしが功なく却て翌日を以て佛兵の捕虜となる。其後九月八日復佛營攻撃の事あり二〇日咸宜王の同胞なる正命 Chanh Mong 公メトリユー佛人に推されて安南王となり同慶 Donk Hanh と改元す。然るに西紀一八八九年に至りて王殂し欲徳王の子寶朗 Ben Lanh (或はブンカン) 年僅に十歳にして即位し成泰 Thanh Thai 或はタムカイと改元し初めて皇帝と稱す時に一月三十一日なり。是即ち現今の安南皇帝なり。

次に叙述せざる可らざるは佛國と東埔寨との關係なり。西紀一八五六年佛國使節モンチニー侯の安南に至るや東埔寨王ナクヂュランは其事を聞き佛國と同盟して以て暹羅の稱絆を脱せんと欲ししが遂に果さず。是より先ナクヂュラン王國內にありて叛を謀れる占馬來兩種族を罰するが爲に之に轉任を命じし事あり。然るに馬來人チユオンレンなるもの同胞の轉任を好まざるを察し恰も此年を以て之を煽動して兵を擧ぐ。而も王の來り討たんことを恐れ安南領の昭篤州に移りて安南王の援を求む。翌年王、人を安南に遣して叛徒の引渡を照會せしも安南王肯せず。故に東埔寨兵遂に安南の邊鄙を犯して之を伐つ。西紀一八六〇年ナクヂュラン王

殂し長子ナクアンクルラン之に代る一はノロドムと稱す。ノロドム即位の初王弟シバタ王を逐ひて自ら之に代らんとし王之を制する能はず逃れて暹羅に入る。西紀一八六二年二月暹羅兵乃ち王を奉じ來て之を國都ウドン府に納る。未だ幾ならずして一貴族アゾアなるもの亂を作しカンボー府を取りて之を掠奪し更に南旺府に向ひ一度官軍の撃退する所となりしも大敗せず。トレアン州を取りて自ら封ず。而して王族ブーコンボーと云ふ者亦王位を奪はんとして兵を起して叛す。東邦諸國國內久しく太平に浴するもの少しと雖も東埔寨王國の如く内亂絶えざる者は又少し。

東埔寨王ノロドムは國內兩叛徒あるを以て佛國の保護を受けて自ら堅うせんとし西紀一八六三年八月一日佛領交趾都督ボナルと一條約を締結す。然るに東埔寨の暹羅に於けるは恰も安南の清國に於けると異なる處なきを以て佛國政府は更に盤谷政府と條約を締結して東埔寨に對する佛國の保護權を承諾せしむ。其條約の調印されしは西紀一八六七年七月一日の事にして其批准は同年一〇月二四日を以て成る。但し佛國政府は此條約を以て前年東埔寨の暹羅に割讓せる拔

暹羅アンコールの兩州に對して主權を争はざる事並びに將來柬埔寨を併呑して之を交趾支那に兼併せざる事を約す。蓋し兩州の地は太湖の北岸に位し入種上より見るも歴史上より見るも柬埔寨に屬す可きものなればなり。其後西紀一八八四年六月一七日の條約を以て佛國の保護權は益々鞏固のものとなり。此條約は西紀一八八五年七月一七日柬埔寨國王の批准を経しものなるが其第一條に於て國王は將來佛國共和政府が其保護權を行使するに方りて必要と認むる行政司法財政商業上諸般の改革を承認す。其第三條は柬埔寨官吏は佛國政府の管督を受けて地方行政事務に當る事從來の如くなる可しと規定すと雖も收稅事務土木事業等は例外となす。故に其名は保護と稱すと雖も其實は兼併に外ならず。柬埔寨王は又此條約の第七條によりて佛國政府の許可を得ざれば負債する能はず而して年額三十萬ピアートル（一ピアートルは凡そ一カナリ）の皇室費を受くるの規定なり。實權の佛國理事長官以下の掌裡に歸する固より其所也。西紀一八八二年四月二二日の協商を以て全部佛國に其主權を割讓せるトレー・カトウ（Troyat）の小島嶼はカンボウ駐在理事官の管轄に歸す。因に云ふ柬埔寨國王は西紀一八六六年を以て首府をプノムペンに移し舊

都ウードン府には皇太后獨り止まりて之に住す。

斯の如くにして佛國は東京の侵略安南の保護に於て成功すると同時に柬埔寨に對する保護權を擴張し之に佛領交趾支那の舊領を加ふる時は其面積我本土四國の合計に超ゆ。故に西紀一八八七年一〇月一七日の布告を以て交趾支那の殖民地並びに東京、安南、柬埔寨の保護領を合併して佛領印度支那を組織し新に總督を置きて之を統轄せしむ。總督は柴根に駐在し陸軍部長、海軍部長、總務長官、司法部長、稅務部長と共に政務を執る。而して交趾支那には都督あり東京、安南、柬埔寨には理事長官ある事上文に記ししが如し。蓋し此布告以前に於ては交趾支那、柬埔寨は一團をなし東京、安南は又一團をなし互に連絡を有せざりしなり。此前後に於て東京、柬埔寨等に於ては土匪の類屢起りしが今一々之を茲に叙述せず。左に佛領印度支那總督設置以來の在職者の人名を掲げて本節を終らむ。

コンスタン

Constans

西紀一八八七、一——西紀一八八八、五

リシロー

Richard

西紀一八八八、五——西紀一八八九、九

ピケール

Piquet

西紀一八八九、九——西紀一八九一、四

| | | |
|--------|-------------|-----------------------|
| ドラネッサン | De Lancesan | 西紀一八九一、五——西紀一八九五、二 |
| ルウソウ | Rousseau | 西紀一八九五、二——西紀一八九六、二 |
| ゾーメル | Donner | 西紀一八九六、二——西紀一九〇二、七、一。 |
| ポー | Beau | 西紀一九〇二、七、一。 |

第六節 英國の緬甸併呑

第二次緬甸戦役後印度政府は數、緬甸王國と通商の約を結ばんとし多少成功せる處なきにあらざるも以て充分の商利を收むるに足らず。西紀一八五五年八月一日少佐フェール締約の目的を懷きラングーンを發して上緬甸に向ひしが談判要領を得ず。其後西紀一八六二年再び緬甸國都に赴くに及び初めて通商條約成る。而して其規定に従ひ英領に於ては直ちに税關を撤ししが緬甸政府は其約を實行せず何となれば緬甸國王メンドンは當時英人に對して大に好意を表せしも官吏の排外思想に至りては依然として舊の如きものあるを以てなり。西紀一八六六年英國政府は更に使節を派遣せんとせしが偶々緬甸王國に内亂あり初め王弟カメンメ

ン國王メンドン即位に際し大功を立てしを以て拔擢せられて皇太弟となり然るに王子等之を喜ばず私に計畫する所あり此年八月二日國王の離宮滯在中二王子突然國事を議するの席に闖入して皇太弟並に一大臣を暗殺す。國王倉遑首府に走りて難を免れしも人心恟々として鎮靜せず大尉スレーズン以下在留の英八皆難をラングーンに避く。而も翌月に至りて内亂平定し二王子は遂に英領に遁る。茲に於て其年末に及び大佐フェール國都マンガレーに赴きしが國王をして條約に署名せしむる事能はず。翌西紀一八六七年フハイチ、フェールに代りて緬甸事務長官となり一〇日二五日を以て漸く通商條約を締結し且つ此條約に於て支那緬甸間に商道を開くの許可を緬甸國王より得たり。前章の末節に記せる雲南事件に關し緬甸國王も亦英國政府より嫌疑を受け兩國の間開戦の危機に逼りしが國王悉く英國の要求に應じ以て事なきを得たり。

西紀一八七八年九月五日の頃緬甸國王メンドン殂す王子ミヨンアン當に嗣ぐ可きなり然るに當時宮中に至大の勢力を有せる一女子ありシンピュールインと稱す第一次緬甸戦役當年の國王バジィダウの晩年に方りて威權を弄シクラワデ

王即位の後弑虐に遭ひし王妃マヌーの女なり。人に嫁して二女を生み其長女ヌーパラットをメンドン王の子チイバウに妻はし之をして王妃の榮譽を擔はしめんとするの情願る熾なり。然るにメンドン王は王子チイバウを惡む事甚しく其同胞も皆之を輕んじフンギー王子と貶稱すフンギーとは僧侶の義なりメンドン王の實子にあらずして一僧侶の子なりとの説あるが爲に此稱あり然れども宮中に於けるシンビューマルインの勢力侮る可らず運動遂に效を奏しメンドン王死に臨みてチイバウを皇太子となししかば長兄二人は之を聞きて直ちに英領に遁る。一〇月二日に至りて國王殂落の公報を出しチイバウ王位に陞りしが翌年二月に至りて王族八十六人を刑に行ひて悉く反對者を殲す。マングレー駐在の理事官シヨウ豫め抗議する所ありしも殘忍なるチイバウは之に向て一顧の勞をも惜みしならむ時に英國の外交多事なるを見て緬甸政府は些も英國を怖るるの色なく倫敦政府に對する態度一變し緬甸王國內の英人は又生命財産の安固を期し難きを以て西紀一八七九年一〇月理事官シヨウ以下皆マングレーを引揚ぐ。西紀一八八〇年には國王天然痘に罹りしが爲人民を屠り翌年王妃ヌーパラット王子を擧

げしが忽ちにして天死し次で王女を生みしを以て國王大に怒りて又臣下を虐げ且つ新に王妃を立てんとす。シンビューマルイン將來其女の必ず女子を擧げざる可きを誓ひしを以て王妃辛うじて廢せられざるを得たりと云ふ。此暴政は以て英國政府に大なる口實を供給せりと雖も然れども其迅雷の勢を以て緬甸を併吞せしは實に他に大なる理由あり。

彼の東京經略に着眼し志を遂げずして半途に歿せる佛人デュービュイと同郷の士にデロシクルなるものあり。風にフレシネーの讖拔する所と爲り其首相兼外相となるに及びて使節として緬甸に派遣せらる。蓋し緬甸國王チイバウが英國に對し惡感情を抱くに乘じ佛國の勢力を印度支那の西部に扶植せんが爲なり。事は實に西紀一八八二年乃至西紀一八八四年の間にあり。其目的地に至るに先ち馬來半島に入りてクラの地峽を開鑿し其運河の所有權を佛國の手に歸せしめんと謀りしが英人の妨害を受けしを以て更に轉じて緬甸の國都に入り西紀一八八四年春夏の交を以て辭して歸國す。かくて佛緬兩國攻守同盟の密約成り佛國はチイバウの實兄即ち王位の覬覦者をシャンデルナゴルに拘禁す可きを約し緬甸は湄公河

左涯の領土を悉く佛國に割譲す可きを約し翌年一月一五日巴里に於て公然兩國間の條約成る。英國政府は佛國の印度支那東部に於ける侵略を見て既に不快の感を抱きしが其更に從來自家の勢圏と認めたる緬甸に對して割策怠らざるを知りて大に驚き一面佛國在野の政治家クレマンソー等をして侵略政策を攻撃せしめ一面緬甸併呑の政策を定む時に偶々緬甸國王と『孟買緬甸通商會社』との間に紛議あり印度太守ダッフアリン伯調停を試みんとししが國王之に應ぜずダッフアリン伯好機乗ず可しとなし最後通牒を國王に送り紛議を公平に決定せん事を要求すると共に英國理事官の護衛兵を從へて國都に駐在する事を逼り英國臣民の保護を約せしめんとす。即ち一言以て之を覆へば英國の保護を受くるや否の確答を求めしなり。而して緬甸國王チイバウ斷乎として消極的の回答に出でしを以てダッフアリン伯遂に印度事務大臣ランドルフ・チアチル卿の訓令に基き宣戰す。』

第三回緬甸戰役の開戦期日は西紀一八八五年一月一四日にありと認む可きか是より先會て土民兵叛亂の時に際し戰功を建てし陸軍中將ブレンダガスト上緬甸遠征軍司令長官に任せられ一三日を以て印度政府より進軍の命を受け此日

國境に近きタエットマイアの兵營に着ししを以てなり。時に同地に於ては遠征の準備全く成り歩兵三旅團砲兵一聯隊水兵一旅團只管前進の令下るを待つ。全軍軍艦並びに運送船に便乗してイラワヂイ江を溯り一月一六日江上に於て緬甸の軍艦一隻を捕獲す。而して陸上に於ける緬甸軍第一の防禦點はタエットマイアを距る四十四哩の地にありイラワヂイ江を夾みて右にミンラあり左にコルゴーンあり其堡寨は孰れも歐人の設計に成り多數の砲門を備へて之を守る。一月一七日ブレンダガスト將軍は偵察隊の報告を得て戰略を定め午前十時第一旅團をしてコルゴーンの下流約七哩なるバタナゴに上陸せしめ一時間の後更にミンラの下流六哩なるマールンに之と同數以上の戰團員を上陸せしむ。左岸の上陸兵は二時間の進軍の後コルゴーンの要塞に逼りしが是より先英艦より之に向て砲撃を加へしかば緬甸兵の守備に任ずるものは士氣既に沮喪し陸兵の進み來るを見て戦はずして先づ遁る。ミンラ市の守兵五百人は市外に出でて暫く抵抗を試みしも交戦三時間の後到底敵せざるを見其一半は降り其一半は遁れんとして却て英軍の銃殺する所と爲る。英軍死傷僅に三十六人を出ししのみにして此緬甸王國第

一の防禦點を奪ひ一月一九日黎明全軍再び艦隊に搭して溯航す。是より國都を奪ふに至るまで英軍は遂に一回も戦闘を試むるに及ばず。即ちペーガンは西紀八四〇年より西紀一二八六年まで緬甸の首府たりし地にして要地なれば緬甸兵必ず力守するならんと豫期せしに何ぞ計らむ艦隊より數發の砲撃を試むるや守兵皆遁走す。時に一月二二日なり。次にミンヤンに於ては緬甸兵數千人駐屯せしを以て將軍ブレンダガストは輕舉を戒め大に準備する所あり。同地到着の翌日を以て總攻撃を行はんとす。然るに拂曉に至りて將に攻撃を開始せんとすれば緬甸兵既に去て隻影なし。ブレンダガスト將軍ヘーガン、ミンヤンの兩地に守備隊を置きて以て後方の連絡を通ずるの用に供し。僅に一旅團の兵を以てマンガレーに向ふ。其將に緬甸の舊都阿華に近かんとするや緬甸船一隻白旗を掲げて上流より來り使節内務大臣シヨイアクキヨクミヨン之に乗じ英艦に近づきて休戦を乞ふ。ブレンダガスト將軍之に回答して曰く國王と首府と軍隊とを引渡さば之に應ぜむと此夜艦隊阿華の下流七哩の地に碇泊す。翌一月二七日午前八時國王の使者來りて英軍の要求に應ず可きを答ふ。阿華附近の堡寨を守るも

の四五千人内外あり皆白旗を掲げて抵抗するの意なきを示す。英軍進みて阿華市内に入り悉く緬甸兵の武器を收め此夜再び乗船して進航し翌一月二八日緬甸の國都マンガレーに入る。マンガレー市内人口十五萬人而も英軍の入城を見て一人の敵愾心を起すものなきが如し。軍隊附外交官大佐スレーヅン國王チイバウに謁見して一日の猶豫を興ふる事となし一隊の兵を止めて王宮並に城門を守らしむ。翌日英軍再び入市の式を行ひブレンダガスト將軍親ら國王チイバウに謁見す。國王スレーヅンに向て更に猶豫を求むブレンダガスト懷中時計を眺めて曰く十分と。此夜國王王妃並びに王妃の生母は少數の從者を從へて英船に乗じ翌朝ラングーンに向て出帆し更にマドラスに護送せらる。勇武なるアロムブラの後裔は實にかくの如くにして王位を失へり。初めブレンダガスト將軍が印度太守より受けたる訓令に遠征の目的を記して曰く國都マンガレーを占領し國王チイバウを廢黜するにありと而して附記して曰く血を流す事最も少きを以て最も可となすと。將軍はよく此訓令の旨を體し征途に上るの後僅に二週間にして最も巧に其目的を收むるを得たり。茲に於て大佐

スレーツンは緬甸官吏を管轄して行政事務を取りしが苟くも國粹あり歴史ある一國を斯の如く容易に征服し得たりとなすは又皮想の見たるを免れず其名に於ては一回の血戦だも試みずして主權の移轉成りしが如きも其實に於ては然らず敵愾心の極めて乏しき緬甸國民と雖も亦政權の外人の掌裡に歸するを見て漸く之を喜ばざるの色あり然るに一月一八日ブレンダガストは一旅團の兵を以て蠻暮に遠征を試む是蠻暮の地が前年の末一月八日より一月一〇日に互りて清兵の攻撃を受け一度其有に歸し此年三月一八日頃に至りて漸く緬甸兵の回復する所となり其形勢を視察するの必要ありしが爲なりブレンダガスト將軍蠻暮住民の歓迎を受けし時に際しマンダレー市外はゴイト族と稱する土匪の蹂躪する所となり新任上緬甸知事パナナドの政務に當るやチイバウの同胞は英人に對して叛旗を擧ぐ然れども英國は西紀一八八六年一月一日を以て上緬甸兼併を公布し此年二月ダッファリン伯は親らマンダレーに赴きて新版圖の實情を視察し上下緬甸を合併してパナナドをして之を統轄せしめ次で五月一五日の布告を以て緬甸を英領印度の一部となす而も英國政府に反對するの徒は容易に治に

就かず此年四月一五日の如きアロムブラ家の一王子はマンダレー府に火を放ちて其虛に乗じて大に爲す所あらんとし先づ王宮に損害を興ふ形勢斯の如くなりしかば英國は緬甸統御上枕を高くするに至るまで實に六年の歲月を要したり西紀一八八九年二月二七日を以て開通せるラングーン、マンダレー間の鐵道の如きは土匪鎮定通商擴張に向て多大の利便を興へしならむ印度太守ダッファリン伯功を以てダッファリン及阿華侯となる緬甸滅亡後英清兩國の交渉に關しては第十卷に至りて叙述する事となさむ。

第八章 朝鮮の開國竝に日清交渉の第二期

(西紀一八六四—西紀一八九五)

第一節 佛米兩國の朝鮮遠征

西紀第十九世紀の初年に朝鮮王位に即き三十四年間半島の地に君臨せしを純祖となす。其子文祖の朝より國政の大權は王室を去りて外戚に移り王妃の父趙斗淳前代純祖の王妃金氏の族と相軋る。文祖早世し其子憲宗の朝には外戚洪氏の勢さまで振はざりしが憲宗も亦早世し且つ嗣子なし。純元王后金氏領議政鄭元容の議を容れて哲宗を立て垂簾して國政を總攬し一族金賢根の女を以て王妃となす。金賢根殆ど萬機を裁決す。然るに同治二年一月七日四一、一八六哲宗も亦在位僅に十四年にして嗣子なくして病みて歿す。乃ち興宣君李昱應の第二子李熙を迎へんとす。李昱應は嘉慶二五年四二〇、一八二〇二月二一日の出生にして年なほ壯なり。故に領府事左金根等は之を難じて曰く李熙は生父のなほあるあり朝鮮古來生存の大院君あるの例なし。興宣君にして若し王父の地に據り太上の尊を待みて朝政に容喙

せば將に邦家の大患を醸さむと。然れども哲宗の王妃金氏一族樞要の地を占むるを待み英斷を以て教旨を發し李熙を冊立し入りて大統を繼がしむ。李熙時に年僅に十二即ち現今の韓國皇帝なり。然るに新王の宮中に入るや文祖の王妃趙氏は李昱應竝に趙斗淳の助力を得て簾を玉座の背後に垂れ新王を以て文祖の後を承くるものなりとし前代哲宗を以て其兄となす。李昱應を大院君に奉じ其邸を雲岷宮と改稱し且つ諸大臣の上に位して萬機を總攬せしむ。金氏の勢力全く地に墜つ。同治三年正月一二日二、九大院君初めて政を爲し大に大臣の更迭を行ひ以後光緒二年四七六、一八七六に至るまで朝鮮の大政は一に其方寸より出づ。門閥廢止、人材登庸等其治績大に見る可きものありと雖も無用の土木を起し同治六年、一八六七を以て景福宮宮を再建す之が爲に賦斂を重くせしが如き又殘虐殺戮を擅にせしが如き史家の攻撃を受くるの點なきにあらず。是より大院君施政時代に於ける佛米兩國朝鮮遠征失敗の顛末に就きて略叙する所あらむ。是即ち大院君治績の最も大なるものなればなり。

朝鮮と歐米諸國との交渉を叙述せむと欲せば先づ筆を朝鮮の布教事業に起さざ

る可らず、順治一〇年^{四一}和蘭人ハメルなるもの朝鮮濟州島に漂着し止まる事十二年の久しきに及びしも當時未だ布教通商等の直接の結果を見るに至らず、朝鮮の布教は西紀一七九一年^五佛國耶蘇會の教徒が傳道を試みしを以て始とす、其後信徒漸く増加し西紀一八〇一年^六の頃に及び朝鮮信徒の一人アレクサシンダアなる者書を歐洲の舊教國政府に寄せて信徒保護の爲に兵を送りて朝鮮を占領せん事を請ひし事あり、西紀一八三五年^{一五}冬佛國の宣教師ビエール・ヒルベル・モーバン盛京省奉天府を發し朝鮮の邊禁を犯して京城に至りしが次でジャック・オノール・シヤスタンは西紀一八三七年^{一七}を以てローラン・マワージョセファムベルは其翌年を以て朝鮮に入り相提携して傳道の業に従事し當時信徒の數九千人に達す、是實に老攝政が信徒虐遇を惡みしが爲なり、然るに西紀一八三九年^{一八}其病篤きに及び幼王憲宗の叔父をはじめ信徒を憎むの黨派權力を占め同年九月二日アムベル・モーバン・シヤスタンの三師共に死刑の宣告を受け信徒百三十人之と相前後して刑せらる、鴉片戦争の時に際し佛王ルイ・フィリップは朝鮮と和親貿易の條約を結ばんとし軍艦二隻を東洋に派す、其中の一隻なるエリゴーン號

艦長大佐セシールは澳門に於て前年モーバンの同地に留學せしめし朝鮮の學生アンドルー・キムを得て通譯となし北進せしが鴉片戦争の收局せるを聞き遂に其行を果さず、然れどもアンドルー・キムは歸國の志を放棄せず西紀一八四五年^{二五}に至りて漸く其目的を達し更に漁舟に乗じて上海に赴き海路より朝鮮に入るの却て容易なるを説き前々年の末日を以て朝鮮の教正に任せられ義州慶源の兩方面より入韓を試みて失敗せるゼイン・ジョセフ・フレオル竝びにマリ・アントアヌ・ニコラーダブレイと共に九月一日を以て彼の冒險的漁舟に乗じて上海を出帆し一〇月一二日夜陰に乗じ全羅道の海岸に上陸す。

アンドルー・キムは其後フレオルの命により黃海道道の宣教師入韓の門戸に適せるや否を偵察せんとし偶々官吏の嫌疑を受けて捕縛せられ西紀一八四六年^{二六}西夷に通ずるの罪を以て斬に處せらる、此年大佐セシールは三隻の軍艦を率ゐて漢江の江口に來り書を朝鮮政府に與へて前年の宣教師虐殺に對し償金を要求せしが其回答を待たず海岸の一局部を測量せしのみにして歸航す、大佐ビエール乃ち之が回答を得んとし佛艦ラゴアール號竝びにラキクトリーウス號を率ゐるア

ンドル・キムと同時に澳門に留學せるトーマス・スコイ及び宣教師メー・ストルを便乗せしめ朝鮮に向ひしが八月一〇日全羅道の海岸に於て兩艦同時に坐擱す其報佛國に達しし時は恰も所謂二月革命以後國事多難の際なりしを以て朝鮮政府は其慮に乗じ佛艦の大砲を取て我が用となし又之に模して大砲を鑄造せしと云ふ而して一方に於ては大佐セシールに對する回答を草し我が國家の大法を如何せむと云へる論鋒を用ゐる北京を経て之を在澳門の大佐ビエールに致す當時メー・ストル及びトーマス・スコイは一度他の遭難者と共に上海に赴きしが前敗に屈せずして遂に入韓の目的を達し以後基督教の傳道は益々活潑に行はれ西紀一八五七年七月には信者の數合計一萬六千五百人に上る此年教正シメラン・ランソア・ベルノール京城に至る既にして露國は北京條約を以て朝鮮と國境を接する事となり西紀一八六六年^{同治}一月其軍艦一隻永興灣に來り貿易を求む而して其要求の語氣脅迫に類するものあり茲に於て洪鐘三(トーマスキム)南尙教李身遠等の基督教徒は露國に對して英佛に同盟を結ぶの策を建議せしが大院君は絶對的排斥主義を懷抱せるを以て其議遂に採用する所とならず大院君は却て西教信徒虐殺の

議を決し三月八日ベルノールを同三〇日グズルイを屠殺す二人は共に教正たり其他佛國宣教師の難に遭ふもの九人其朝鮮信徒の極刑に處せられしものに至りては洪鐘三等をはじめ數千人の多きに達す茲に於て朝鮮國內又一人の公然として基督教を信するものなし。

在朝鮮の佛國宣教師に教正リイデルなるものあり信徒虐殺の事起るや漁舟に乗じて芝罘に遁れ更に天津に赴きて佛國水師提督ローズに告ぐるに朝鮮に起れる事變の顛末を以てす是より先北京駐劄佛國代理公使ド・ペロネーは教正リイデルの書を得て大に驚き朝鮮と清國との間に宗屬の關係あるを知りしかば先づ恭親王に向て質す所ありしに恭親王は其責任を遁れんとして朝鮮は清國の屬國にあらずと答ふ茲に於てペロネー公使は更に七月一三日を以て書を恭親王に寄せて朝鮮に向て遠征を出すの意あるを告げ教正リイデルを以て通譯となし先づ軍艦三隻を派して淡江附近を探檢せしむ水師提督ローズ之を率ゐて九月二一日淡江を浜り多少の妨害を受けしが二五日を以て京城の正面に投錨し數日間碇泊の後芝罘に歸着す公使ペロネー乃ち敢て本國政府に謀らず獨斷を以て朝鮮遠征の事

を決し水師提督ローズをして軍艦七隻陸戦隊六百人を率ゐて漢江(鹽河)の封鎖を行ひ朝鮮の王位を處分し且つ宰相を斬首せしめんとす。是恭親王の公使に回答せし文書中に支那皇帝は朝鮮國王が蠻行に出でしが故に其封冊を取消したりとの語ありしを以てなり。ローズは西紀一八六六年一〇月一三日勿淄島附近に投錨し翌日砲艦二隻は漢江を浜りて海兵を上陸せしめ二五日朝鮮政府に對し何等の談判をも試みず直ちに江華城に向ひて附近の小堡を陥ぬれ翌六日遂に其本城を抜き青銅製鐵製の大砲八十門を奪ふ。江華城は朝鮮西部の要鎮たり。二六日佛兵百二十人江華島の對岸に上陸し京城の方面に向はんとししが朝鮮兵の抵抗を受け死傷者を出せしかば歸艦す。初め大院君は一九日を以て書をローズに送り宣教師を誅戮せしは即ち其國法を破り邊禁を犯ししが爲なるを辯せしもローズ敢て之に耳を傾けず當路者軍門に降らざれば兵を退けざる可しと答ふ。茲に於て大院君は他くまで防戦の決心をなし北方より徵募せる獵虎手八百人をして江華島上の要害險固なる塔寺に據らしむ。二七日佛兵百六十人此塔寺を抜くの任に當り意氣揚々として進みしが塔門に近くに及び激烈なる一齊射撃を蒙り忽ちにして三十

餘名の負傷者を出し倉迫退却す。ローズ募兵以て豫期の大目的を達する能はざるを覺り翌朝悉く上陸隊を乗艦せしめ其翌日を以て艦隊を擧げて勿淄島の錨地を出帆す。大院君佛艦の敗走せるを見て外夷恐るるに足らずとなし益、信徒の處刑を事とす。

米人は既に西紀一七五七年^乾の昔より蘭人の手を経て人參を支那に供給し貿易上朝鮮の一敵手となりしが固より未だ直接に關係を生ずるの域に進まず。降て西紀一八四五年^{道光}米國の議會に於て初めて朝鮮、日本と貿易條約を結ぶの議を提出せしものあり。其後日本は遂に米國の盡力によりて其國を開きしも朝鮮は前述の如く排外思想盛にして未だ其運に至らず。然れども敢て外人と見ば遭難者と雖も之を慮せしにはあらず。即ち佛艦江華島攻撃の年西紀一八六六年^{同治}六月二四日米船サンプライス號黃海道の海岸に於て難破の不幸に遇ひしが大院君は命を下して一應審問を加へし後厚く遭難者に給養する所あり馬上之を義州に護送す。然るに此年七月二九日天津を發し芝罘に寄港して朝鮮に赴きし米國商船ゼネラルシャーマン號は或は朝鮮をして其港を開かしむるが爲なりと云ひ或は平

壤なる王陵を發きて之に埋没すとの説ある黄金を得るが爲なりと云ひ其目的明ならずと雖も兎に角大同江を溯りて平壤に至り其乗組員白人五人内米人三名英人二名馬來人及び支那人十九名を擧げて悉く虐殺されし事疑なし思ふに平壤地方の朝鮮人は歐米人を見し事稀なるを以てシャーマン號の乗組員を認めて佛人と爲せしか或は從來屢朝鮮海岸を襲ひし支那の海賊と爲せしならむ翌西紀一八六七年同治一月二三日米艦フッチューセット號はシャーマン號頭末查察の爲黃海道大東灣フッチューセット灣に至り同地を以て大同江口と誤認し地方官に照會する所ありしが固より要領を得ず其後シャーマン號乗員存命の風説あり同年三月米艦セナンドアー號大同江に達して再び偵察を盡し乗員虐殺の頭末を明にするを得たり。

恰も此前後に當り上海に米人ゼンキンスなるものあり曾て前年八月を以て一度商船に乗じて漢江に赴ける北獨逸聯邦の一商人オーベルト竝びに朝鮮の布教に多年の經驗ある佛人フェロンと共に大膽不敵の計畫を企て遂に汽船二隻を艦裝し船首に北獨逸聯邦の國旗を飄へし上海を發して長崎に向ふ時に四月三〇日なり乗員は歐洲人八名馬來人二十名支那人約百名より成る長崎に碇泊する事二日にして船首を忠清道に向けて出帆し五月八日牙山灣に着す翌日少しく川を沂りて小舟を得之に馬來人支那人を乗組ましめ更に小汽船をして之を挽かしめ其夜深更に至りて上流に進ましむ灣口を去る四十哩内外の點に至りオーベルト乃ち馬來人支那人を率ゐて上陸し徳山附近の王陵を採掘せしが鐵槌を携へざりしかば石棺の蓋を除く能はず空しく退却す地方の人民一行の兵器を帶ぶるを見て敢て近かず其退却せんとするに至り初めて之を苦しめんと謀りしが銃聲に驚きて遂に遁らず一行は無事歸艦するを得しかば二隻の汽船は牙山を發し江華島に到り同地の地方官に交渉する事三日に及びしが上陸兵朝鮮兵の攻撃に遭ひ出帆後三週間にして上海に歸着す此ゼンキンス一行の目的は實に朝鮮王陵を發きて遺骸を奪ひ之を質として朝鮮政府より賠償を得んとするにありしと云ふ茲に於て朝鮮人皆以爲らく外夷入寇の大主眼は墳墓を發き人倫の至情を犯さんが爲なりと文明人の蠻行實に驚く可きものあり。

米國政府は北京公使館書記官エヌエルスキルリヤムスよりシャーマン號事件の

報告を得更に上海總領事ジョーデ・エフ・セワードよりゼンキンス等審問の顛末を申稟し來るに遭ひ西紀一八七〇年^{同治}遂に朝鮮に迫りて開國せしむるに決し在北京公使フレデリック・エフ・ローに亞細亞艦隊司令長官海軍少將ジョン・ロジャースに此大任を託す但し海上遭難の海員を救護するが爲に條約を締結するを以て主たる目的となし出來得可くんば通商の條約をも結ぶ可く而も努めて兵力の争を避く可しとは其訓令の大要なり西紀一八七一年^{同治}五月一六日米艦五隻朝鮮遠征艦隊の集合地と定めし長崎を解纜し二三日月尾島附近に投錨し三〇日勿湍島と栗島との間に轉錨す翌日早朝々鮮官吏二人來艦ししを以て書記官ドリウ出でて之に應接せしが固より正式の委任狀を有せる使節にあらずドリウの要求に對し諾否を表するの權能なきなり然るにドリウは之に向て鹽河探檢の希望を通じ其回答なきを以て即ち默諾なりと認め六月二日公使ローはロジャース少將と相議して砲艦モノカシー號並びにパロース號をして小蒸汽船四隻を率ゐて漢江を溯らしむ漢江々口守備の朝鮮兵指揮官は此軍艦の溯航を見て是京城を侵さんとするものなりとなし砲門を開きて射撃す米艦直ちに之に應戦し砲臺

を沈黙せしむる事を得しが兩砲艦共に損傷を受けしを以て退却す但し負傷者は僅に一人のみ公使ロー並びにロジャース少將は朝鮮政府を以て故なく米艦に發砲せしものとなし國旗に加へられたる侮辱を雪がんとし六月一〇日海軍大佐ホームル・シーブレイクをしてモノカシー號、パロース號、小蒸汽船四隻、端艇二十隻を率ゐる士卒七百五十九人大砲七門を以て出發せしむ蓋し旗艦をはじめ他の二艦は吃水深くして漢江を溯航する事能はざるを以てなり此日午後モノカシー號は廣城の第一砲臺を破壊し之に次で陸戰隊は直ちに上陸し翌日第二砲臺を陥ぬれし後進みて第三砲臺に向ふ第三砲臺の守兵は即ち慄悍なる獵虎手隊にして苦戦頗る力めしが米兵の銃撃に敵する能はず多く堡壘内に戦死す斯くの如くにして第三砲臺陥ぬりしかば附近の二城は直ちに降り米軍死傷者僅に十三名而して敵の砲煩四百八十一門を奪ふ朝鮮軍の損失は三百五十人を下らざりしなる可し米國使節は徒に干戈に訴へしが爲本國政府の訓令を實行するの機を逸し米國艦隊は獨立祭の前日を以て勿湍島附近の錨地を去る朝鮮政府は米艦の退去せるを見て自國の勝利を得しが爲なりと信じ大院君の名聲益々高し。

第二節 朝鮮の開國

文祿征韓の役後徳川家康捕虜を朝鮮に還付し宗義智をして和平を謀らしめしかば慶長一二年^{四紀一}朝鮮の宣祖は信使を江戸に遣はし同一三年^{四紀一}宗家の家臣釜山に赴きて己酉約條を結び對馬の歲遣船を二十隻と定む蓋し琉球貿易の島津氏に於けるが如く朝鮮貿易は宗氏の獨占たりしなり其後大阪滅亡家康薨去の後元和三年^{四紀一}朝鮮は初めて聘使を日本に送り爾來將軍襲職をはじめ重大なる事件のある毎に必らず此禮を怠らざりしが文化八年^{四紀一}以來來聘の儀全く中絶す是れ朝鮮政府が日本の歐米諸國と和親通商の約を結ぶを見て其心事を疑ひしを以てなり但し慶應二年^{四紀一}佛國遠征艦隊の入寇に遭ひて之を擊退するや其顛末を通知し來れり既にして江戸幕府は米國も亦朝鮮に事あらんとするを聞き隣交上使節を派遣して仲裁を謀らんとせしが偶々王政復古の大改革に際し其事遂に果さず『幕末外交談』の著者田邊太一氏は此遣韓使節の議を叙して幕府に『朝鮮を勸誘して西洋各國との交をも開き以てその兵禍を避けしめ我も亦

頼て以て霸を東洋に稱す可きの地をなさんとの大志ありしが爲なり』となす果して然らば米國より太平洋を横斷し來りし文明の潮流は既に幕末に於て日本の力を以て亞細亞大陸に向て流注せんとするの勢を示せしなり。

明治維新の初元年^{四紀一}一月日本政府宗對馬守重正をして修信使を朝鮮に致さしめしに其國書に大日本皇詔勅等の文字ありしかば先例に違へりとして拒みて受けず日本更に特使を發して要求する所ありしも頑平として之を容れず茲に於て日本政府内に征韓論を唱ふる者を生じ外務權大丞丸山作樂私に其黨を集めて朝鮮を襲撃せんとし事發覺して終身禁獄の刑に行はる時に明治五年^{四紀一}四月なり人口に膺炎せる夢繞長白山魂迷鴨綠江獄中天地小空使老英雄なる絶句は實に丸山獄中の作たり此年八月廢藩置縣の結果として外務大丞花房義質を釜山に遣はし舊畿原藩の貿易を止むる事を報じ外務少録一員を釜山草梁館に駐紮せしむ是を維新後日本政府官吏を朝鮮に駐在せしめたる嚆矢となす東萊府吏日本官吏服裝の一變したるを目撃し日本館に榜示して曰く日本人は西洋人と交り禽獸に均しきを以て之と交際す可らず此禁を犯すものは斷頭の刑に處す可しと

遂に日本官吏を脅嚇するに日本館襲撃の變あらん事を以てし宜く速に歸國す可きを云ふ。官吏乃ち急に歸國して其狀を報じしかば士民皆之を憤慨せざる者なく征韓問罪の議大に起る。是より先清國政府は米國公使ローの照會に覆牒して朝鮮は支那の正朔を奉ずと雖も宣戰媾和の事に至りては其固有の權利に屬すと唱へしかば全權大臣副島種臣の北京に使するや先づ質すに此事を以てし其前年の主義を變ぜずとの回答を得て歸國す。茲に於て征韓の議大に熟し明治六年^{四七三}八月使節を朝鮮に派するに決し參議陸軍大將西郷隆盛自ら其任に當らんとす。然るに翌月一三日特命全權大使右大臣岩倉具視の一行歐洲より歸國して征韓の議に反對し爲に西郷以下の五參議皆罷む時に一〇月なり。

初め西紀一八六六年^二朝鮮國王李熙年方に十四貴族閔致祿の女を納れて王妃となし^{王妃册封正使理藩院右侍郎魁齡の紀行ありし}が明治六年^{四七三}に至り王妃國王に親政を勸め閔氏の一族大院君に代りて國柄を用ゐるに及び朝鮮政府の政略も亦一變し明治七年^{四七四}一〇月東萊府使朴齊寬屬員を遣し日本駐在官に修好の意を通ず。然るに明年に至り大院君、閔致祿の義子閔升鎬を斥けて要路に立ちし

かば政府の方針又動き日韓の條約成らんとして未だ成らず明治八年^{四七五}五月九日三〇日日本軍艦雲揚號朝鮮海を過ぎ將に清國牛莊に赴かんとし端艇を下して江華島に薪水を取り守兵の砲撃に遭ふ。二一日雲揚號第一第二の砲臺を攻め砲撃する事數合二二日遂に上陸して永宗城を陥ぬれ韓兵三十餘人を斃し大砲三十八門^{内と同治十三年五月雲揚號を奪ふ艦兵死者僅に一人のみ}日本政府は一二月一三日を以て陸軍中將兼參議黒田清隆を全權辦理大臣に任じ同日議官井上馨を之に副として朝鮮に派遣し江華灣砲撃の罪を問ひ且つ修好通商の約を結ばしむ。翌明治九年^{四七六}二月一〇日黒田辦理大臣の一行江華府に着し朝鮮政府の任命せる大官判中樞府事中樞副官都總府副總管尹滋承出でて之を迎ふ。然れども大院君以下條約締結に反對するもの多く議容易に決せず二二日日本使節の一行は頂山島に碇泊せる船に歸り四日間猶豫を興ふ。時に右議政(右大臣)朴珪壽、清語譯官吳慶錫群議を排して開國の利を國王王妃に説きしが爲二七日初めて修好條規十二條(江華條約)の調印となる。其第一款に於て朝鮮は自主の邦國にして日本と平等の權を保有せりと明記し其他二十箇月の後朝鮮國內に於て新に通商港二箇處を開

くべし、日本航海者は朝鮮沿海を測量するを得可し、日韓兩國の漁業者は各兩國海面に於て漁業を營む事を得可し等の諸件を約す。其結果として此年五月朝鮮は禮曹參議金綺秀を修信使として日本に遣し、日本は又同年八月外務大臣宮本小一を理事官として京城に遣し、朝鮮の委員趙寅熙と修好條約附録十一條、貿易章程十一條を議定せしむ。但し咸鏡道の元山津を開きしは明治一三年四八〇五月にして京畿道の仁川港を開きしは明治一六年四八三一月なり。

かくの如くにして朝鮮は開國の端を發きしと雖も未だ此江華條約を以て清韓宗屬問題を決せりとは云ひ難し。日本政府は明治九年一月全權公使森有禮を清國に派して李鴻章に詰問する所ありしが一も要領を得ず。明治一三年四八〇の初米國政府は水師提督シユフェルドをして朝鮮に赴かしめ、日本政府の紹介に據り修好通商の條約を結ばんとせしに韓廷之を拒絶す。然るに其轉じて清國に至りて李鴻章の周旋を求め更に朝鮮に向ふや韓廷は米國大統領の國書を受け明治一五年四八二五月九日仁川港に於て美韓條約の調印成る。之を朝鮮其港を歐米人に開くの權與となす。此條約の草案は李鴻章門下の起草に係るを以て其第一條に於て朝鮮

は中國所屬の邦なりとの語ありしと云ふ。但し米國全權シユフェルドの辯駁を受けしが爲本書には之を削除す。美韓條約成るや歐洲六大國は競ふて使節を朝鮮に派し、明治一六年四八三一月には獨英二國、明治一七年四八四六月には露、伊二國、明治一九年四八六六月には佛國、明治二五年四九二六月には埃匈國等皆之と條約を締結す。清國も亦明治一五年四八〇九月光緒を以て中國朝鮮商民水陸貿易章程なるものを定め朝鮮をして特に京城及び義州、會寧二府の開市を承諾せしめしが其章程の序言に記して曰く、惟ふに今回訂する所の水陸貿易章程は中國が屬邦を優待するの意に係る各與國が一體に均霑するの例にあらずと。而して清國が朝鮮の外交に容喙し、西歐諸國亦清韓宗屬の關係を默認せるは露韓陸路通商條約締結に關する交渉並びに英國巨文島占領の顛末を叙述せば益々明瞭ならむ。

露韓兩國接壤の後西紀一八六三年文久頃より朝鮮國民或は苛政に苦み或は饑饉に難み露領に移住するもの極めて多し、露國官吏之を愛撫するが故に朝鮮政府禁令を出すも其效を見ず。西紀一八八四年露國使節ツェーベル京城に入り韓廷の委員金炳始と通商條約及び特別約定書並びに貿易規則を議定し翌年露帝の批准を

受け更に朝鮮駐劄公使に任せられ一〇月仁川に達す。是より先ウーベルは通商條約談判の將に結了せんとするに當り更に追加條約を設けて特に陸路通商を開かん事を要求す。時に李鴻章の幕賓に獨逸人モルンドルン(穆麟德)なるものあり韓廷に顧問たりウーベルの爲に周旋頗る力む。而も李鴻章七箇條の間答録を朝鮮國王に送り追加條約の不得策なるを説きしかば其議暫く中止す。然るにモルンドルン獨斷を以て朝鮮政府の名義を用ひ條約締結の豫約を爲す。故に西紀一八八六年明治十九年に至りウーベル公然韓廷に對して前約の履行を逼る。韓廷始めてモルンドルンを疑ひ李鴻章も又其欺瞞に罹りしを悔いて之を召還し更に幕賓米人デニニーを以て朝鮮國王の顧問となす。デニニーも亦其朝鮮に入るや李鴻章に對する舊誼を忘れ清韓關係論を著して清國の態度を攻撃し露國によりて己の志を爲さんとす。ウーベル乃ちデニニーと結託して更に追加條約草案を韓廷に提出ししかば韓廷も亦趙秉式を以て全權委員に任じ西紀一八八八年八月八日明治二十一年八月二日陸路通商條約の締結を了し翌年一〇月を以て慶興府を開く。但しウーベル最初の要求を此確定條約に比する時は大に讓歩せる點なきにあらざる。是全く清國

政府が主として妨害を試み其保護權を鞏固にせんと力めしが爲なりと云ふ可し。英國政府が朝鮮全羅道巨文島(ポート・ハミルトン)占領の命を其東洋艦隊に下ししは西紀一八八五年明治十八年四月一四日の事なり。或は云ふ北京駐劄公使がアリス公使の時露國阿富汗境上のペンデを占領し之が爲に英露の間に葛藤を起し談判將に破裂せんとするの勢に迫りしかば英國は豫め此東洋の要港を占領して露國に備ふる所あらんと圖りしなり。英國外務大臣グラントンは直ちに駐英公使曾紀澤侯に向て永久巨文島を占領するの意なく又清國の權利利益を害せざる可きを通牒し兩國間の協商將に成立せんとす。駐清露國公使乃ち總理衙門に通知して曰く貴國若し英國の巨文島占領を承認せば弊國も亦他の島嶼若くは朝鮮王國の一部を占領す可しと茲に於て曾紀澤英國政府に對して協商調印を拒絶す。時に五月六日なり。然るに駐韓英國總領事デントン(Denton)は直接に國王に謁見して巨文島使用の許可を得同年一〇月阿富汗境界問題の紛議は無事に落着を告げしも英國の巨文島占領はなほ依然たり。清國政府は露國公使の強硬なる談判を受け勢英國の占領を厭々に付する能はず。曾紀澤をして交渉する所あらしむ。英國外務大臣ローズベリー(Rosebery)卿前任

首相ソールスベリー卿の方針を繼續し之に回答して曰く清國政府若し巨文島を外國に占領せしめずとの保證を爲さば英國は直ちに之を放棄す可しと其後清國は露國より英國若し巨文島を放棄せば露國は永く朝鮮の地に指を染めざる可しとの誓約を得之を英國に示せしを以て西紀一八八七年^{明治}二月二八日英國遂に巨文島を放棄す當時英露二國が暗々裡に朝鮮を以て支那の屬國と認めしは蓋し争ふ可らず露國は朝鮮を以て獨立國となし結局自家の爪牙たらしめんとするの希望を抱きしが未だ成功を收むるの時機に達せざるを如何せむ。

第三節 壬午、甲申の亂

朝鮮に於ける日清の衝突は明治一五年^{西紀一八八二}の大院君の亂一に壬午の亂と稱すに際して演ぜられしを以て其序幕と爲す大院君は明治九年^{西紀一八七六}以來全く失意の地位に陥るゝ二年の後庶子李載先をして王位を篡はしめんと謀り之に失敗せるより益用ゐられず而も大院君に代りて要路に立てる閔氏の一族も亦專横を極めしが爲に民心を收むる能はず國人却て大院君の再び國政を執らん事を希ふに

至る此年京城に兵營合併の事あり且つ食料給與の法其當を得ず兵士等怒りて長官の私邸に闖入し騎虎の勢遂に諸閔を殺すの決心をなし之を大院君に告ぐ大院君陽に之を慰撫し陰に心腹の人を遣りて之を煽動せしむ時に七月二三日なり翌朝兵士等先づ領議政太政大臣李最應を殺し王宮を犯して王妃の所在を國王に問ひしが此時王妃は既に其服を變じて尹泰駿の家に逃れ僅に難を免る大院君長子李載冕と共に宮中に入りて兵衆を退け國王に遁りて政權を其掌裡に收め國中に布告して閔妃既に亂軍の中に刃せりと稱す是より先明治一三年^{西紀一八八〇}日本政府初めて京城に公使館を設け辨理公使花房義質を駐劄せしめしが二三日大院君は陰に兵士を教唆して公使館を襲はしめ又朝鮮軍隊訓練の任に當りし陸軍工兵中尉堀本禮造等七名を殺す時に公使館内別に護衛兵なし故に公使花房義質は書記官近藤真鋤陸軍歩兵大尉水野勝毅等廿八人と共に圍を突きて王宮に赴きしが城門固く鎖して入るを得ず乃ち暗を冒して先づ楊華鎮に至り翌日午後仁川に着し府使の接待態敷なりしを以て圖らず眠に就く忽ちにして韓兵の襲撃するあり巡查及び語學生四名之に死す公使一行奮闘して圍を破り濟物浦に至り英國測量船

フライング・グライッシー 號の救援を受け虎口を脱して長崎に赴き之を政府に報告。其報の東京に達ししは七月三〇日なり。時に政府部内の議和戦兩派に分れしが七月三十一日の閣議に於て先づ談判を試むるに決し外務卿井上馨は直ちに馬關に赴き花房公使に授くるに韓廷問罪處分の要領を以てす。八月一二日花房公使は仁川港に着し一六日二中隊の護衛兵を率ゐて京城に入る。一八日陸軍少將高島勲之助海軍少將仁禮景範海陸職員千五百五十餘人に將として又京城に着す。二〇日花房公使國王に謁見して要求箇條書を奉呈し決答の期を限るに三日を以てす。然るに是より先參議(大下)金允植(宣)校理(記)金允(宣)中清國にあり前月二三、二四兩日の變を聞くや李鴻章に清兵派遣の事を請ひしを以て朝鮮政府は其來着を待み期日に至るも回答するの意なし。故に花房公使は高島、仁禮兩少將と議し二三日京城を發して濟物浦に向ふ。而して之と同時に清國水師提督丁汝昌は軍艦威遠號等を率ゐる廣東水師提督吳長慶と共に六營の精兵を率ゐて南陽灣に着し辦理朝鮮事宜馬建忠は陸兵百人海兵五十人を率ゐて京城に入る。吳長慶は淮軍の出身にして長毛賊征討に際して功あり時に年四十九上陸の後

亂黨の杜壽、利泰にあるを偵知し二九日一七、其黨一百七十餘人を擒にし之を平ぐ。大院君は既に清兵に執へられ二六日一七、馬建忠之を擁して汽船に乗せて天津に送り保定府に留置す。茲に於て韓廷の議忽ち變じ急に人を馳せて花房公使を留め全權正副大臣李榕元、金宏集を派し濟物浦條約六條を議定し兇徒捕獲渠魁嚴罰をほじめとして償金五拾萬圓死傷者扶助金五萬圓を償ひ自今日本軍隊を京城に駐在せしめ兵營設置修繕の費用は朝鮮政府之を負擔す可き事等を約し又修好條規續約を以て開港地の旅行區域擴張、楊華鎮開市、公使領事の内地旅行を許可し日韓の交際舊に復す。

幾くもなくして此年一〇月朝鮮政府は濟物浦條約中の規定に従ひて謝罪使を日本に派す。正使を朴泳孝時に年二十二歳とし副使を金晚植とす。徐光範、閔泳翊、金玉均等隨行す。閔泳翊は閔臺鎬の子にして王妃の姪なり。徐光範、金玉均は夙に開進の意見を抱き此年一月を以て學藝施政視察の爲日本に來りし事あり。朴泳孝の一行歸國に際し福澤先生の紹介を得て朝鮮政府の爲に顧問官を招聘し以て朝鮮の獨立開進を圖る。日本政府は竹添進一郎を辦理公使に任じ京城に駐劄せしめ歩兵二

中隊をして之を護衛せしむ。然れども壬午の亂後清國政府も亦他くまでも朝鮮に對する宗主權を失はざらんと力め李鴻章は門下生なる袁世凱を京城駐在全權委員に任じ兵三千を率ゐて韓京に駐在せしめ又前述の如く幕賓モルレンドルフを韓廷の顧問に推薦し閔氏の一族と結託して其守舊政策を助く。李鴻章が周馥馬建忠をして趙寧夏金宏集魚允中等と天津に於て協定せしめし水陸貿易章程が特に清國に利益を與へしは既に前節に説けるが如くかくの如くにして韓廷は隠然分裂して日本黨支那黨一に事大黨と稱す。順慶黨の三派に分れ軋轢反目極めて甚だし。會を明治一七年西紀一八八四清國東京の事より佛國と隙あり日本政府内此機に乗じて朝鮮の日本黨を助け漁夫の利を占めて清韓の宗屬問題を事實上消極的に確定せんとの議あり。當時歸朝中なりし竹添公使は一〇月三〇日を以て京城に歸任し先づ濟物浦條約規定の賠償金中未拂金額四拾萬圓を韓廷に還付して改革の費用に供せしめ且つ大に開進黨に助力するの意あるを洩す。茲に於て乎朴泳孝金玉均等機既に熟せりとなし一舉にして反對黨を除かんとす。

朴金等の日本黨が事を舉げしは明治一七年西紀一八八四二月四日なり世に之を金朴

の亂又甲申の事變と稱す。此夜京城郵政局開設祝宴に際し各國外交官及び韓廷の高官共に之に臨む。朴金等豫め計畫する所あり午後九時晚餐方に終るの時に至り屋外俄に騒然たり主客一同驚き散ずるの際閔泳翊先づ門を出るや刺客忽ち溝中より現はれ斬りて之を傷く。閔泳翊は時に右衛大將の任にあり其父閔臺鎬と共に實に支那黨の首領なり。金朴二人直ちに馳せて王宮に赴き國王に上奏して使を日本公使館に派し兵を率ゐて王宮に來援せん事を公使に請ひ之と同時に延臣の變を聞きて王宮に來るものを途に要し後營大將尹泰峻外衛門督辨閔泳穆内衛門督辨閔臺鎬吏曹判書趙寧夏前營大將韓圭稷左衛大將李祖淵等反對黨の領袖を殺戮す。時に日本兵の南村泥峴の兵營にあるもの僅に一中隊竹添公使深更之を率ゐて王宮に赴き守衛の任に當る。翌五日國王大臣更迭の命を下し國王の從兄李載元領議政と爲り金朴等皆要職を占め政權全く開進黨に歸す。茲に於て新任左議政洪英植は國政改革案を國王に呈し又殿下を尊みて陛下と更ひる事となし六日午後國王將に大政一新の詔敕を國中に布かんとす。偶々王宮東門の方面に當りて銃聲あり。これ清國全權委員袁世凱が閔妃一族の請求に應じ提督吳兆有と共に數百人の

清兵を率ゐて來襲せるなり。中隊長大尉村上正積、竹添公使の命により部下を督して應戦せしも、衆寡敵せず。且つ國王恐怖色を失ひ、倉迫清軍に投ぜしを以て王宮を守るの必要なしとや認め、けむ兵を收めて公使館に退く。此日京城在留の日本人清兵若くは韓人の爲に殺傷せられしものは歩兵大尉磯林眞三等凡そ四十人なり。朝鮮政府復び更迭し沈舜澤領議政に任ぜられて改革黨悉く斥けられ再び事大黨の天下と爲る。洪英植は清兵の爲に殺され朴泳孝、金玉均、徐光範、徐載弼は難を日本公使館に避く。而も館内糧食盡き、彈丸も亦乏しく久しく防ぐに堪へず七日午後竹添公使は其護衛兵を率ゐて京城を去り仁川に退く。

竹添公使仁川より事變の顛末を東京に急報し其日本政府に達せしは一月二三日の事なり。日本に於ては當時主戰論盛なりしも内閣會議は平和説に決し外務卿伯爵井上馨は特派全權大使に任ぜられ一月二四日陸軍中將子爵高島綱之助、海軍少將子爵樺山資紀を伴ひ歩兵二大隊を率ゐて横濱を發し三〇日仁川に達し翌明治一八年^{四八五}一月三日京城に入る。清國政府も亦欽差吳大澂を遣はし陸兵及び軍艦を以て海路より朝鮮に向はしめしが此時既に京城にあり一月六日井上大

使國王に謁見して國書を奉呈し翌日直ちに韓廷に向ひて談判を求む。初め韓廷に於ては一月二四日の事變を以て獨り金、朴等の所爲と認めず徐相雨を全權大臣として東京に派し日本政府に問ふ所あらんとせしが偶々井上大使の來るに會して其議を中止し左議政金宏集を以て全權大臣と爲し談判の任に當らしむ。斯の如き事情なりしを以て談判の初日に於ては金宏集は先づ變亂の始末を究めんとし井上大使は之に反對し議論はざりしが翌日朝鮮の全權は日本の要求に些少の修正を加へて之を承諾し一月九日京城條約の調印成る。其大要は朝鮮國王國書を以て謝意を表する事、被害日本臣民の爲に金拾壹萬圓を償ふ事、磯林大尉に對する兇行者を重刑に處する事、公使館の新築費貳萬圓を支辨する事、護衛兵の營舎を公使館の側に設くる事等五箇條なり。井上大使歸朝の後朝鮮政府は此約に従ひ二月修信使徐相雨、副使モルレンドルフを日本に派し國書を呈して厚く其罪を謝す。茲に於て乎日韓の交際は無事舊に復するを得たり。然れども日清の關係は更に協商に待つ所なかる可らず何となれば一月六日の事變に於て日本の良民を害し日本の婦女を辱めたる兇行者は多く清兵なればなり。明治一八年^{四八五}二月日本

政府は宮内卿伯爵伊藤博文を特派全權大使に任じ農商務卿伯爵西郷從道を副使となし清國に派遣す。三月一四日一行の天津に着するや清廷は既に直隸總督李鴻章及び吳大澂に全權を委任せしを以て李鴻章は同地に於て直ちに會商せんとす。然れども伊藤大使は先づ北京に赴き總理衙門を訪ひて李鴻章の權限を確め四月二日天津に歸着し翌日初めて談判を開始す。第一回の談判に於ては極めて容易に且つ圓滑に其局を結ぶの色ありしが四月四日北京に於て清佛媾和假條約の協議成立するや李鴻章の態度忽ちにして一變ししを以て兩國全權辯難互に屈せず四月一五日の第六回談判を以て伊藤大使は遂に歸國の準備を命ずるに至る。然るに清廷俄に大使の要求を容れ四月一八日を以て兩國全權各約書に署名齎押す世に之を天津條約と云ふ。約する所三條曰く日清兩國は共に四箇月以内に朝鮮駐屯の軍隊を撤す可し曰く軍隊教練の爲に日清兩國より教師を派出する事勿らむ曰く將來事ありて兩國若し派兵を必要とする時は互に行文知照す可しと。而して李鴻章は更に文書を以て附約して曰く韓京の變亂に際し清兵が日本臣民を殺害し凌辱せりと云ふも其證なきを以て他日證左あるを待ちて之を刑罰に處す可しと。

此天津條約は朝鮮に對し日清兩國同等の權利を有する事を規定せるものなるが故に其名に於ては頗る美なるも其實に於てはなほ未だ清韓宗屬の問題を決するの域に至らず。即ち袁世凱テレンカイは更に統理交渉通商事宜に任ぜられて京城にある事舊の如く深く閔族と結託して清國の勢力を扶植す。清國が明治一八年一〇月を以て大院君の歸國を許ししが如きは或は閔族の露國と親しまんとするを恐れ之を制するの必要に出でしものなりと云ふものありと雖も朝鮮國王をして清國を恨むの情を生ぜざらしむるが爲ならむ。而して英露諸國が朝鮮を認めて清國の屬國なりとせるの事實は前節の終に叙述せるが如く當時日本も亦強て容喩する所あらず。然り天津條約以後に於ける日本の對韓政略は萎縮退嬰一も見る可きなし。防穀令事件の如き以て之が證となす可し。初め明治二二年四八一威鏡道監司趙秉式其地方の豐作なるにも拘らず凶作なりと稱し同地方産出穀物を日本に輸出するを禁ず所謂防穀令なるもの即ち是なり。此法令の爲に在元山日本商人の損害拾四萬圓に達す。然るに半島に於ける日本の勢力失墜せるを以て朝鮮政府は損害辨償の談判に應ぜず。明治二二年より明治二六年四九一に至り駐韓公使を更迭する事三

人公使大石正巳の時に至り賠償金額を減じて拾壹萬圓となし談判漸く其局を結ぶ。故に日本の民心は深く政府の朝鮮に對して冷淡なるを遺憾とし特に明治二七年四一五月二七日朝鮮政府が刺客洪鍾宇を派して甲申の變亂以來日本に流寓せる金玉均を上海に誘ひて之を殺さしめ其屍を得て之を漢江楊華鎮に梟するや何人も金玉均を憐むと共に朝鮮政府を憤らざるものなし而して朝鮮政府の背後には清國のあるあり今に及びて日清の衝突を避けしめんとするは蓋し略腕の針の眼を過ぐるよりも難し。

第四節 清佛戰爭後の清國

余輩は日清の大衝突を叙述するに先ちて聊か本節に於て衝突前に於ける清國の内治外交に就きて略述する所あらんとす。光緒一一年四一秋左宗棠福建にありて病死せしが死に臨みて鐵道の敷設海防の完備財政の整理洋學の奨厲等の急務なるを上奏す。清國政府は既に前年を以て海軍衙門を新設し醇親王其事務を統轄せしが翌年春親王親ら天津並びに旅順口に赴きて北洋艦隊並びに機器局を巡視

し又李鴻章の養成せる新式の練軍を檢閲す北洋艦隊は英人海軍大佐ラングの設備訓練に待つ事極めて多し。光緒一七年四一には更に海軍を定めて北洋南洋福建廣東の四艦隊となし互に牽制せしめんとす其愚や及ぶ可らず。鐵道は既に光緒二年四一に於て英商怡和洋行之を上海吳淞間に敷設せし事あるも兩江總督沈葆楨は人民の迷信烈しきを口實とし之を買収して破壊せり。其後光緒七年四一李鴻章は英人技師ジョーキーキングを聘して開平炭坑と天津との間に人車鐵道を敷設せしめ官民の其利益を覺るに及びて之を本鐵道に改め光緒一十九年四一北京天津山海關二百四十哩の鐵道漸く成る。進歩の遅々たる驚くの外なし。光緒一七年四一清國北洋海軍提督丁汝昌が定遠鎮遠以下の六艦を率ゐて日本に來航するや『東巡日記』一篇を草し其の末段に於て清國行政部内の宿弊を嘆じ『任を受くる愈重ければ責を塞ぐ愈難し勤惰共に人の之を知るなく誠偽も亦之を辨せず若し老朽事に堪へず退官を願ふ者あれば剛愎自ら用ゐると曰はざれば則ち厚恩に辜負すと曰ひ外經綽の優を示すも其實は未だ鼓舞の善を盡さず加之將來俊傑の士をして進むに路なく經驗未だ深からざれば轉た恃むに足らず其弊密實

に勝つて言ふ可らず譬へば各省製造所の如きも初めは刻苦厲精するも其久しく
渝はらざらんことを求むるが故に日に新に月に異なるものは則ち到底外國に及
ぶ能はず』と云ふもの穿ち得て知言と云ふ可し。

清佛戦争終局の後兩三年の間に於て一二外交事件の注意を要するものあり光緒
一一年^{四一}八八^五に於て曾紀澤^{チンキタク}がソールスベリー卿と倫敦に於て協商せる芝罘條約
中鴉片貿易に關する規定の修正は遂に其批准を見るに及ばざりしが香港密貿易
の結果清國關稅の收入に大影響を及ぼせしが爲に翌年兩國政府は委員を任命し
て協議を盡し九龍^{クワンロン}に稅關を設けて監査を行はしむる事となし交渉其局を結ぶ。但
し澳門に於ても等しく密貿易の禁を設く可きの約束なりしを以て光緒一三年^四
八七清國政府は之が爲に葡國使節ロシーヤ^{ロシヤ}（羅沙）と條約を結び且つ舊來の難問題
をも決定す葡人は最初三年毎に貢賦を支那政府に納付せしが明の萬曆一〇年^四
八一五より清朝の道光二九年^四八四九に至るの間之に代ふるに毎年五百兩の地代を
上納せり然るに同年以後は全く之を懈りしより清葡兩國の交情圓滑なるを得ず
爲に葡國は未だ清國と修交條約を結ばざりしが茲に於て清國は若干の金額を以

て其名義にのみ止まれる主權を賣却する事となれり次に記す可きは在清國舊教
收師保護權に關する問題なり初め佛國皇帝ナポレオン三世は天津條約によりて
各國出身舊教收師の保護權を得以來佛國公使は清國政府に對し佛國政府を代表
すると同時に羅馬法皇の教權を代表せり然るに清佛戰爭中清國人民は怨を各國
舊教收師に報ひんとし之に暴行を加ふる者あるも佛國政府は固より之を保護す
る能はずかくて羅馬法皇公使派遣の議は佛國の反對によりて立消となりしも自
國の收師が佛國の保護を受くる事を好まざる獨逸のビスマークは先づ之を拒絶
し伊太利も亦次で之に倣ふ是實に光緒一四年^四八八八頃の事なり。

清國政府は又光緒一一年^四八八五を以て露國と疆界を議定せんが爲め吳大澂^{ウダイセン}を委
員として派遣せり是より先北京條約を以て黑龍江及び烏蘇里河邊陲に於ける露
國の疆界を決定せんとするや興凱湖^{キョウガイコ}の北岸より圖們江口に至る滿洲及び朝鮮の
疆界は山河の國疆に充つべきものは既に地圖に就きて疆界を決定し實地に就き
界標を建設せしも尙ほ南烏蘇里地方空曠の地ありて甚だ疑はしきものあり此地
の疆界に沿ひナウエロフカ村^{ナウエロフカ}黒頂子^{クワムトウシ}ありヤンチヘ村^{ヤンチヘ}より琿春^{クワンチュン}に至る道路と圖

們江の間に跨りて五百六十九平方軒を占む。條約締結の當時は居民稀少にして更に紛議の發生する事おらざりしが爾來露國に於てはヤンチ地方に兵を置き圖們江岸に沿へるサウチロフカ地方に狙撃兵第五大隊の内より歩兵一中隊を分屯するに當り清國政府は之を探知し屢使を以て詰問せしと雖も容易に決定せざりしより遂に吳大澂を派遣し示威の爲め二萬五千の兵を琿春に屯駐せしむ。茲に於て露國は沿海州の知事少將バラノフを以て委員長となしヤンチへ村に於て疆界を議定しサウチロフカを清國に還付し圖們江口鹿屯島の領有權を確め厚く清國使節を饗應し又種々の物品を贈與して和親の意を表し兩國の紛議を除く。鹿屯島は往時江水二派となりて該島の南北を繞流せる時は朝鮮領なりしが其後江水全く朝鮮領土の一方を流るるに至り地形上清領となり此時まで其所屬不明ならざりしが茲に於て公然露領となる。以後露國は益清國の款心を得光緒十九年四一八月三北京駐劄露國公使伯爵カシニエーは李鴻章と陸路接續電信條約を締結し黑龍江上黒龍浦並に圖們江上琿春の二點に於て連絡を通ずる事となる。

光緒七年四一八月一 慈禧皇太后(東太后)の歿せるより慈禧皇太后(西太后)は獨り政權を

專にす。慈禧皇太后は滿洲出身一道臺の女にして幼時兩親の貧困に陥りし時廣東地方に奴隸として賣却されし事ありとの説あるも四一一九〇〇年六月甲午發行の「一投書家」は此説を否定し西太后は禮部に職を奉ぜざるの旨の女にして四一二八年の事なり。その眞偽は兎に角天資明敏統御の術に長ずる事恰も朝鮮の王妃閔氏に似たり。上海發行「申報」(同治九年創刊)の記事に據るに光緒一三年正月一五日四一八月七皇帝は慈禧皇太后の命によりて親政の詔勅を出せしとあるも重大なる政務に於て皇太后の裁決を乞ふ事舊の如し。光緒一五年皇帝年十八西太后は萬壽山下頤和園に退隱し表面全く太政業赫那拉を冊立して皇后となし西太后は萬壽山下頤和園に退隱し表面全く太政を還せしも是れ固より其名あるに過ぎず。光緒帝が大婚の式を擧げしは實に此年正月二四日四一八月八の事となす。外國公使は大婚の時に當り僅に總理衙門に招待を受けしのみなりしが光緒一六年四一八月九〇の歳末に近く光緒帝は詔勅を出して翌年より毎年一回外國公使に謁見を許さんとす。同治一二年四一八月七三の謁見式は紫光閣に於て行ひしが紫光閣は從來蒙古諸親王に謁見を賜ひし宮殿なるが故に獨逸公使フアンブラント、英國公使オーコンナル等主として文華殿に變更せん事を要

求し之が爲に光緒一八年四九二より新に承光殿を以て式場に充てしも露佛公使はなほ之に満足せず光緒二〇年一月一日四九二の謁見式より遂に文華殿を用ゐマカートネー卿以來一百餘年間の問題初めて決す其他光緒一三、四年の黄河の汎濫の如き五萬平方哩の平原に互り幾百萬の人畜を害し慘狀筆紙に盡す可らず光緒一六年には曾國藩曾國荃相次で死し翌年醇親王も亦鬼籍に入り清國の爲に憂へ且つ悲む可きものも亦少からずと雖も以下排外的暴舉と熱河の叛亂ヒヤンとに關して數言を費して以て此節を終らむ。

排外的思想の最も盛なるは讀書人にして讀書人は文明開化なるものの爲に其特權を奪はるるを好まず殊に基督教の宣教師等が助を公使館に求めて訴訟事件に干渉し以て信徒を曲庇せんとするが如き其最も忍ぶ能はざる所なり茲に於て乎仇教運動起る而して清國至る處に秘密結社なるもの多く皆現政府の爲に困難を加へ以て之を仆すの地を爲さんと思はざるはなし哥老會の如きは其殊に有名なものなり然れども仇教運動は哥老會の勢力ある楊子江下流の地に限るにわらず光緒九年には廣東に起り同一一年には山東に起り同一二年には四川に起り一

一枚擧するに遑あらず光緒一七年八九一には其四月に於て蕪湖なる宣教師の住宅を破壊せしを始として楊子江一帶の地に仇教運動起り至る處に教會を毀ち教師を襲ふ清國皇帝乃ち五月七日八九一を以て上諭を發して曰く外國人に對し漫に暴行を行ふ者は罪大逆に等し地方官憲は宜しく充分に外國商人及び宣教師保護の任を盡す可しと以後暫く當時の如く外國人の間に恐慌を起しし事無かりしも仇教運動は其跡を斂めしにはあらず光緒一九年八九三には漢口を距る六十哩なる黃州府フンヂョウ宋埠ソンポウに於て瑞典の教師二人の害に遭ふあり光緒二〇年八九四には滿洲の遼陽に於て滿洲兵の教師を害するあり更に翌光緒二一年八九五に入りては五月五日八九五四川の成都に於て六月一日八九五福建の古田コテンに於て激烈なる仇教運動起る後者は全く茶匪の所爲に外ならずと雖も前者に至りては總督も亦多少の關係を有せしが如く遂に其職を免ぜらる清國官民の間に排外思想の盛なる實にかくの如し。

長江一帶の仇教運動と敢て連絡を有するにあらずと雖も光緒一七年七月頃醫にして布教に關係せるグレーグ博士が吉林府附近に於て滿洲兵の爲に一時拘禁さ

れし事あり。次で同年の末に至り蒙古東部に於て教匪起りて信徒の部落を襲ひ其家屋を破壊し其住民を屠殺し殘暴を極む。是即ち熱河の叛亂にして吉林附近の事件と多少の關係を有せるが如し。匪首を郭耗子と稱し熱河の朝陽縣に起りし時は其黨六七百人なりしが旬日の間に建昌縣の奸民と通じ其數七八千の多きに達す。奉天將軍裕祿先づ勦功庭をして五營の兵を以て之に向はしめしが固より匪徒に常る能はず。直隸總督李鴻章は一二月二一日二二を以てこの急報に接し提督葉志超を派遣して軍糧城を發して戦地に赴かしむ。其後八溝地方に於て更に亂民の蜂起して佛國宣教師を殺すあり益制す可らず。東三省練兵事宜大臣定安も亦命を奉じて征討の事に任ず。既にして建昌朝陽一帶の地は鎮撫せしが匪徒轉じて内蒙古の旗地教漢部を侵し其勢益猖獗なるを以て更に喀拉沁王旗西北界より征討に従事せしむ。提督聶士成一二月一八日一七を以て教漢部の貝子廟に克ち回りて下長寨を陥ぬれ匪徒全く平定す。此亂起りてより教匪匪徒の殺戮されしもの其數二萬に達すと云ふ。但し此亂の起るに至りしは蒙古人漢洲人の積怨も亦與て大に其力ありと云ふ可きなり。

第五節 日清開戦前の形勢

日清大衝突の遠因は既に前々節に詳叙せるも其近因竝びに開戦前の形勢に至りては更に一段の記述を要するものあり。朝鮮政府が彼の刺客をして金玉均を上海に殺さしめ又引續きて朴泳孝を東京に殺さんと圖りしが如き近因と云はば云ふ可し。而も直接の原因は明治二七年四紀一八九、四光緒三〇、四五月の交より朝鮮國全羅道古阜縣に蜂起せる東學黨の叛亂にありと云はざる可らず。東學とは清國に對する東方の學即ち朝鮮の國學とも云ふ可き義にして通常世人の唱道せしが如く洋教即ち西學に對して起れる名稱にはあらずと雖も貪官汚吏を誅鋤するを以て其第一の目的とせるは明なり。五月一日叛徒が古阜の縣衙を襲ひしより與德、泰仁、靈光、井邑、扶安、礪山、白山諸邑前後響應し數征討の官軍を破り二六日及に叩らずして全羅道の首府全州を奪ふ。初め壯營の士官洪啓薰なるもの兩湖招討使に任せられ官軍一千叛地に向ひしも以て賊鋒を挫くに足らず且つ公州以南忠清道の民も亦起りて叛徒に應ずる者多し。茲に於て韓廷の狼狽一方ならず更に巡邊使李元會に七百の

兵を授けて叛徒の北上を拒がしめ又之と同時に清國に向て援兵を請ふ京城駐在
統理交渉通商事宜袁世凱は直ちに之を承諾し直隸總督李鴻章に向て出兵を請求
し李鴻章は乃ち直隸提督葉志超をして六營の兵に將として海路より朝鮮に赴か
しむ其牙山の近海に到着せるは六月六日にして八日に至りて全軍上陸したる初
め韓廷に援兵請求の議起るや外戚閔泳駿は日本の決して出兵せざる可きを信じ
て熱心之を主張し李鴻章も亦袁世凱並びに東京駐在清國公使汪鳳藻の報告を信
じ日本政府は政黨の操縦に苦み到底大決心を有せずとなし遂に韓廷の請求を機
とし一舉にして清國の宗主權を明白ならしめんとす。

然るに日本政府は是より先既に韓廷が清國に向て援兵を請求せりとの飛報を得
るや六月二日の内閣會議に於て其前日を以て内閣不信任の上奏案を議決せる衆
議院の解散を決議すると共に朝鮮に於ける日清兩國の均勢を維持するが爲に出
兵す可しとの内議を定め着々之が準備を怠らず六月七日^五に至り汪鳳藻は天津
條約に基きて日本政府に向て公文を以て出兵を知照し來る。公文中『我朝保護屬
邦舊例』なる語あり故に外務大臣陸奥宗光は直ちに日本は朝鮮を以て清國の屬

邦と認めずと之に向て抗議する所あり而して更に北京駐在臨時代理公使小村壽
太郎に命じて日本の出兵を北京政府に知照せしむ總理衙門は之に對して論難す
る所ありしも日本政府は濟物浦條約によりて出兵せりと回答し互に相下らず衝
突の端已に發せりと云ふ可し時に京城駐在日本公使大島圭介は恰も歸國中なり
しを以て日本政府は之に韓事臨機處斷決行の權を與へ六月五日軍艦八重山號に
搭じて横須賀軍港を出帆せしむ九日大島公使の一行仁川に着し向山海軍少佐の
指揮せる陸戰隊四百二十名を率ゐて翌日京城に入る。越えて二日即ち一二日の夕
を以て一ノ戸少佐の指揮せる陸兵一千餘人京城に着し海軍陸戰隊と交代す。此陸
兵は八日宇品港を發せる混成旅團の先發隊にして混成旅團長陸軍少將大島義昌
は一日四日を以て仁川に達し駐韓の日本兵總員七千六百餘人に上る。日本の大本營
を設立せるは實に六月七日なり斯の如く日清兩國共に大兵を派遣せるより東學
黨は恐怖して皆散亡せるを以て袁世凱は大島公使に向て日清兩國同時に撤兵せ
ん事を協議せしも大島公使之に應ぜず時に六月一五日なり
此頃に至るまで日本政府の廟算は外交に在ては被動者たるの地位を取り軍事に

在ては常に機先を制せんとするにありしが朝鮮に於ける日清兩國の干渉頗る危殆に迫りしを以て遂に閣議に於て外交に於ても亦百尺竿頭一步を進めて主動者に立つの決議を爲す。茲に於て陸奥外務大臣は六月一六日を以て汪公使を招きて日清兩國兵協同して朝鮮の内亂を平定し亂後兩國共同委員を朝鮮に派出し其財政を調査し其官吏を淘汰し又警備兵を遣きて其安寧を維持せん事を提議し翌日更に公文を以て其意を明確ならしむ。二一日に至りて汪公使を経て清國政府の回答あり其全然日本政府の提議を拒絶せるものたるや固より言を待たずして明なり。翌二二日陸奥外務大臣は公文を汪公使に與へて之を論駁し未交に於て述べて曰く本大臣が斯の如く胸襟を披き誠衷を吐くに及び假令貴國政府の所見に違ふ事あるも帝國政府は斷じて現在の朝鮮國に駐在する軍隊の撤去を命令する事能はずと。日本政府は獨力を以て朝鮮善後の事を擔任するに決し二三日大島公使は大島少將に電報を發して混成旅團の全軍入京を促がし二八日先づ朝鮮政府に向て朝鮮國は果して獨立國なるや否を問ふ。即ち在牙山の清軍副將キム・テ・シク士成の撤文中に『愛恤屬國』又は『保護屬國』等の文字あるを指摘し朝鮮政府の之を承認す

るや否を問ふ。大島公使は獨立國なりとの復牒を得しかば七月三日五箇條の改革方案を韓廷に勸告し調査委員を設けて之を審議せしめん事を要求す。朝鮮國王遂に巡數日乃ち己を責むるの詔諭を發し其翌七月一〇日校正廳なるものを設け特に中正熙金宗漢曹寅承の三人を擧げて特別委員となし大島公使と協議を盡し七月一六日を以て一度公使の提出せる改革案を承諾せしが袁世凱の脅迫に遭ひて二

日の後突然一六日の回答を取消し剩へ日本兵の撤退を要求す。

蓋し清韓兩國は舊りに歐米各國の援助を要求し又實に其干渉ある可きを思ひ深く恃む所ありしを以てかかる強硬なる態度に出でしなり。而して露、英、米三國は實際日清開戦前六月中旬の頃より干渉の端緒を開きしなり。此頃偶々北京駐劄露國公使伯爵カシニーは歸國の途上天津に於て李鴻章より日清兩國紛議調停の依頼を受け本國政府の指揮を待ち同地に滞在して李鴻章と凝議する所ありしが是と同時に東京駐劄同國公使ヒトロッパーは六月二五日を以て日本政府に向て若し清國にして朝鮮より撤兵せば日本も亦撤兵に同意す可きや否を質す。次で同月三日を以て○○○○○○○○は公文を携へて○○○○○○を訪ひて曰く朝鮮政

府は内亂の鎮定せるを同國駐在の各國公使に告げ又日清兩國の兵を均く撤去せしむる事に付き其援助を求めたるを以て○○○○は茲に日本政府に向ひ撤兵を勸告し若し日本が清國と同時に撤兵するを拒まば日本政府は自ら重大なる責に任ぜらる可き事を忠告すと○○○○○は此公文を得るや直ちに○○○○○を其私邸に訪ひて默然一語をも發せず之を示して其意見を問ふ○○○○沈思良久しくして徐かに口を開きて曰く吾人は今に及び如何にして○○の指教に應じ我軍隊を朝鮮より撤去し得可きやと七月二日日本政府は回答をヒトロヅラー公使に與へて朝鮮事變の根因にして去らば日本も亦撤兵す可しと雖も不幸にして其時機に達せざるを如何せむ但し日本は決して領土侵略の意なしとの意を以てすヒトロヅラー公使は一三日に至りて公文を以て貴國の意を領して満足しぬと答へ更に二一日を以て日本帝國が朝鮮に對する要求中苟も朝鮮國と列國との間に締結したる條約に違背する條件ある時は露國政府は決して之を有效のものと認むる能はずとの注意を爲す。

北京駐劄英國公使オーコンナルは天津に於ける李鴻章と伯爵カシニの關係を窺知して之を雲烟過眼視する能はず直ちに總理衙門に向て日清兩國の迅速に平和的協議を遂ぐるの得策たるを勸告す清國政府は篤く天津に於ける協議の成功を信ぜし際なるを以て英國公使の勸告にさまでの重きを置かざりしが而も李鴻章の大兵續發の建議を斥け且戸部尙書翁同龢禮部尙書李鴻藻をして李鴻章の措置を吟味せしめ平和の商議を開くの色を示すオーコンナルは其機を失はず在日本英國臨時代理公使バゼットをして仲裁の意を日本政府に通ぜしめしかば日本政府は小村代理公使をして總理衙門に赴きて協議する所からしめしも清國政府は露國干渉の成功を信ぜしが爲に何等の新案をも提出せず唯日本の撤兵を要求するのみ時に七月九日なり日本政府は乃ち一旦清國との關係を絶つ得策なるを信じ七月一二日小村代理公使に電訓する所あり七月一四日小村代理公使は清國政府の舉措を以て徒に事を好むものなりと論じ事局既に此に至る將來不測の變生するあるも日本政府は其責に任ぜざる可しとの意を總理衙門に通ず其後露國干渉失敗の事實明白となるや英國公使オーコンナルは再び仲裁を試みしが議

成らず。然るに當時日本の清國に要求せる所は曾て一度談判の基礎とす可しと明言せる所と矛盾し且其範圍の外に出づるものなりと稱し英國代理公使バゼットは七月二一日を以て覚書を日本政府に提出し若し斯る政略を固執するが爲に日清開戦に至らば日本政府は其責に任ずるの外なしと論ぜしも日本政府は翌日其然らざるを辯じて事止む而して其翌二三日英國公使は更に開戦の後上海の中立を請求し日本政府之を承諾す。日本駐劄米國公使エドワード・ハンダは七月九日朝鮮變亂鎮定せりとなし忠告を試みしも日本政府撤兵を肯ぜず。ダン公使も亦直ちに其意を了せりと云ふ。

是より先七月一二日外務大臣陸奥宗光は小村公使に電訓して決絶書を清國政府に送らしむると共に大島公使に向ては英國の仲裁失敗せるを報じ強硬手段を以て韓廷に迫る可きを命ず。故に大島公使は韓廷の反覆せるに遭ふも敢て驚かず其要求拒絶に接するの翌日即ち同月一九日を以て朝鮮政府に照會して(一)日本政府は京釜間に軍用電信を架設す可し(二)朝鮮政府は濟物浦條約に従ひ日本軍の爲に兵營を建設す可し(三)在牙山の清兵は速に之を撤退せしむ可し(四)清韓水陸貿易章

程をはじめ朝鮮の獨立に抵觸する清韓諸條約は一切廢棄す可しと通り回答の期限を二二日と定む。然るに此時に當り袁世凱は絶望せしものか突然歸國の途に上れるより韓廷の狼狽一方ならず而も其回答は例に依り漠然として要領を得ず。大島公使は最早寸刻も遅延する能はず一面には外務省辦趙秉稷に向て我權利を伸張する爲兵力を使用するも計られずと言明し他の一面には混成旅團長大島少將と擬議し翌二三日(一)拂曉龍山の本營より二箇大隊の兵を得之を率ゐて王宮景福宮に向ふ。王宮護衛の韓兵突然發砲して公使の一行を拒みしが日本兵直ちに之に應戦し敵の死者十七名に對し死者一名を出せしに過ぎず。僅に十五分間にして干戈を收め闕内に進入す。閔氏の一族をはじめ事大黨は皆出奔し雲岷宮の大院君は王命により入闕し國政總裁の重任に當る。大島公使は大院君と内政改革の協議を遂げ悉く七月三日以來の要求を承諾せしめ而して朝鮮國王は公然清韓條約を廢棄する旨を宣言し次で七月二五日大島公使に向ひ牙山駐屯の清軍を驅逐する爲に援助を與へん事を依頼す。大院君出慮の事に付きて裡面に於て大島公使の爲に運動せしは朝鮮人に於ては開化黨なる安嗣禧、金嘉鎮日本人に於ては岡本柳之

助等なり。

第六節 日清交戦

日清の交戦は端なくも混成旅團が龍山本營を出發して牙山に向へるの日を以て豊島附近の海上に於て開始せり。初め北京駐劄英國公使が第二回の仲裁を試むるや日本政府は七月一九日を以て東京駐劄英國公使を経て清國に對し最終的照會を發し五日を限り回答を要求し且つ若し其間清國より朝鮮へ兵隊を増派するの舉あらば日本政府は直に之を脅嚇的運動と認む可しと斷言す。然るに清國は既に七月一四日を以て援兵派遣の命を下し同月二一日を以て大沽に於て運送船十隻に八千六百人の援兵を分載して逐次大東溝並びに牙山に向て出發せしめ其目的地に至るを待ちて在。京城の日本軍を夾撃せんと期す。故に日本は其軍艦を部署して本艦隊及び第一、第二、第三遊擊艦隊の四隊と爲し朝鮮西岸より黃海方面を游弋せしめしが七月二五日^{二六}午前七時海軍少將坪井航三の指揮せる第一遊擊艦隊が豊島沖にあるや二隻の清艦忽ち南陽灣の方面より進み來り其中の一隻なる濟

遠號は先づ砲門を開きて戰を挑む。吉野、浪速、秋津洲の三艦は敢て躊躇する事を爲さず直ちに之に應砲し戰ふ事一時二十分間の後濟遠號は敗走し他の一隻なる廣乙號は逃れて沙礁に坐觸す。而して此砲戰の方さに耐なるに際し清國の砲艦操江號英國の商船旗を掲げたる運送船高陞號を護送し來るあり。秋津洲號は操江號を究追して之を捕獲し浪速號は高陞號に對して交渉する事^{二七}時間の後遂に之を轟沈す。清兵一千二百人空しく魚腹に葬られしは憐む可しとや云はむ。彼の旅順砲臺築造に與りて功ある獨人ハンネッケン(漢納根)も亦牙山の築壘を設計せんが爲に高陞號に便乗せしが幸に獨國軍艦に救はれ命を全くして天津に返りしと云ふ。大島少將が混成旅團を率ゐて龍山を發するや清軍の本營は牙山にありと信じて其行軍程を定めしが七月二八日^{二六}素砂場に至りて初めて葉志超^{ニイヂイキヤウ}士成^{シラチキチン}が牙山より北に進む事六里成歡驛の丘陵に五個の堡壘を築き水田を前にし安城川の流を控へて之を守るを知る。乃ち全軍を部署して左右兩翼に分ち武田中佐をして右翼を指揮せしめ大島少將親ら左翼を率ゐる夜半敵壘に向て進軍の命を傳ふ。武田中佐の右翼安城川を徒涉して一小村落を過ぐるや伏兵忽ちに起りて其進軍を阻

みしが激戦三十分間の後更に前進す而して大島少將の左翼は山砲を以て拂曉より敵壘を攻撃し且つ兩翼共に突貫を試み翌日午前七時三十分に至りて悉く五個の敵壘を奪ふ此役日本兵死傷將校六名下士以下八十二名にして清軍の死傷は約五百名と稱す大島少將直ちに一隊の兵をして牙山に赴かしめしに清兵一人の止まるものなく皆陸路平壤方面に向て走る思ふに清國政府をして夙に李鴻章の議を用ゐ大兵を朝鮮に派遣せしめば或は高麗號の奇禍も脱れ得たるなるべく従て成敗の勝敗も容易に知る可らざるものありしならむそは兎も角斯の如く且清兩國の和好は其實に於て破裂せるを以て七月三十一日清國公使汪鳳藻は東京を去り而して日清兩國の皇帝は共に八月一日を以て宣戰の詔勅を公にす

此際日本政府は又大島公使に訓令を下して朝鮮政府をして第一内政の改革を明約せしめ第二内外に向ひ獨立國たるの實を表彰せしめんとす八月二〇日を以て締結せられたる暫定合同條款と同月二六日を以て締結せられたる日韓兩國盟約とは即ち其結果なり故に暫定合同條款に於て朝鮮政府は(一)内政を改革す可き事(二)京釜京仁鐵道の敷設を日本に許可す可き事(三)日本の敷設せる京釜京仁間の電

線を存留す可き事(四)全羅道に於て一の通商港を開くべき事を約し兩國政府共に(五)七月二三日事變を追究せざる事(六)將來委員を派して會同議定朝鮮の獨立自主を成就せしむ可き事を規定す又日韓兩國盟約は三條より成り清兵を朝鮮國外に撤退して其獨立自主を鞏固にす可き事朝鮮政府は日本兵の爲に便宜を興ふ可き事並びに清國と和約成るを待ちて此盟約を廢す可き事を規定す其朝鮮をして一個獨立の邦國として公然何れの國とも攻守同盟を爲す可き權利あるを知らしめしは極めて策の得たるものなりと云ふ可し然れども事大思想の盛なる朝鮮人士は未だ全く日本に心服せるにあらず大權を掌握せる大院君は素より頑固保守的人物なり新に内閣を組織せる金宏集魚允中等は溫和漸進主義を抱き與望ありと雖も其見識窳に知る可きのみ當時眞に日本黨と稱す可きは新設軍國機務所の議員たる金嘉鎮金鶴羽俞吉濬安嗣壽の一派あるのみ然れども朝鮮人士の事大思想は平壤黃海の兩大戰に於て一大頓挫を來せり

彼の大沽を發して大東溝に向へる清軍は之と相前後して大連灣を出發せる別軍と共に七月三〇日二八を以て鴨綠江を渡りて朝鮮の地に入り殊に其前軍は提督

馬玉崑^{マユクワン}之を統べ八月四日^四を以て既に平壤城に達す。既にして成愾の敗兵も亦江原道を迂廻して來會し清軍三十四營(約一萬六千餘人)平壤を守る。之に將たるは即ち馬玉崑以下衛汝貴^{ウエイニクワイ}、左寶貴^{サホクワイ}、豐陞^{フエイシヤウ}、阿爾桂^{アルクワイ}、林等^{リントウ}皆提督にして葉志超^{エチヤウ}之を總轄す。平壤は文祿征韓の役に於ける古戰場にして要害の地なるを以て日本は更に大兵を出して之が攻撃を行はしむるに決し第五師團長陸軍中將子爵野津道貫は釜山に上陸して八月一九日陸路より京城に入りて指揮の任に當る。二五日大島少將の混成旅團は本隊に先ちて先づ開城を發して平壤に向ひ其他陸軍少將立見尙文は朔寧枝隊を率ゐ陸軍大佐佐藤正は元山枝隊を率ゐる路を分ちて進む。九月一五日一八。各路の軍約一萬六千人齊しく平壤に近づき大島少將の混成旅團は大同江の左岸なる船橋里の堡壘を奪はんとして苦戰頗る力めしが勝敗決する能はず蓋し此方面の守備に任ぜるは即ち馬玉崑にして馬玉崑は曾て左宗棠の節制を受けて新疆地方に轉戦し尋常清將の比にあらざるを以てなり然れども朔寧元山の兩枝隊が側面に現はれ牡丹臺の敵壘を陥ぬれて平壤城内を俯瞰するの地位を占め勢に乗じて玄武門を奪ひしより清軍漸く振はず殊に左寶貴が乙密臺に於て榴散彈に仆れ

しより兵氣全く沮喪し夜に入りて悉く義州方面に向て遁る。故に翌日野津中將の本隊至るや平壤は既に日本軍の有に歸せり。此役日本軍の死傷五百三十五人清軍は戦死者のみにて二千人以上に達す。而して間もなく日本は又黃海の海戦に勝利を得たり。

清軍のなほ平壤を守るや若くは其兵力の薄きを唱へ李鴻章に向て増兵の請求を爲せしかば李鴻章は九月一五日を以て銘字軍總統劉盛^{リウシヤウ}休をして十二營の兵を率ゐ六隻の運送船に分乗して大連灣を出發せしむ。北洋提督丁汝昌^{チンニクワン}は副提督ハンネッケンと共に北洋艦隊に廣東艦隊の一部を以て之を護送し翌日大東溝に着す。日本の艦隊は豊島海戦の後は一度八月一〇日を以て威海衛に砲撃を試みしのみにして支那艦隊と等しく運送船護送等のみ從事し活潑なる運動に出づる事なかりしが九月一五日平壤攻撃の當日陸兵に聲援を與へんが爲に大同江口に赴き次で海軍々令部長海軍中將子爵樺山資紀は西京丸に乗じ海軍中將伊東祐亨の指揮せる本艦隊並びに第一遊撃艦隊と共に海洋島に向て出帆し一七日一八。の曉天に於て同島の沖に着す。丁汝昌南方に敵艦の近づくを望見するや一舉にして雌雄

を決せんとし甲鐵戰艦定遠鎮遠を始として十二隻の艦隊を以て其鋪地を發し午後零時四十五分六千米の距離に於て砲撃を開始す日本の艦隊十二隻は距離三千米に至るを待ちて初めて應戦し敵艦四隻即ち超勇揚威致遠經遠を漸沈し大勝を博す赤城艦長海軍少佐阪本八郎太をはじり戦死者八十名に上り本艦隊の旗艦松島以下各艦の受けたる損害少々にあらずと雖も之を清艦に比すれば言ふに足らず次で二三日^{二八}。清艦廣甲は大連灣附近に於て日本艦隊の爲に漸沈せられ是より黄海々上の管制權は日本海軍の有に歸す茲に於て平壤の清軍に款を通じたる大院君等の事大思想に大打撃を加へしのみならず歐米列國も亦漸く日本を憚るに至れり。

日本は既に九月一日を以て大本營を廣島に進めしが平壤黄海戦敗の後清國も亦大に警戒を加へ九月一日^{一八}。李鴻章の黃馬褂を奪ひ四川提督宋慶^{宋慶}に命じて北洋軍務を督辦せしむ葉志超等とはじり平壤の收將は悉く九月二五日^{二八}を以て鴨綠江を渡りて九連城に回りしが既にして葉志超は其職を免ぜられ宋慶は一月一日を以て黒龍江將軍依克唐阿^{依克唐阿}は翌一二日を以て共に九連城に着し袁世

凱は遼陽にありて兵站事務に従事し九連城より安東縣に至る二里の間に九十餘の堡壘と一連の塹溝とを設け無慮五十餘營の兵を以て國境の防禦に任ず日本は第三第五の兩師團を以て第一軍を組織し陸軍大將伯爵山縣有朋之が司令官となり一月二四日^{二六}を以て諸軍義州に集まり佐藤大佐の枝隊は先づ上流より遼東半島の地に入る翌一〇月二五日^{二七}第三師團長陸軍中將桂太郎等渡江虎山に逼りしに清將馬金叙^{馬金叙}なるものよく戦ひしを以て二時間の後漸く之を占領す馬玉崑之を見て九連城を出でて日本軍を迎へ戦ひしが遂に敵する能はず九連城は二六日を以て鳳凰城は二九日を以て一の抵抗をも試みず相次で下る虎山の役日本軍死傷者七十七名を出す岫巖は八旗駐防の地にして城守尉奉國將軍宗室嘉善^{嘉善}敗將聶桂林豐陞阿と之を守りしが陸軍少將大迫尙敏の攻撃を受け十一月八日^{一〇}一戦はずして走る鳳凰城には立見少將あり其前衛は一度進みて偵察隊をして摩天嶺を占領せしめしが十一月二三日を以て退きて草河口を保つ時に依將軍は本溪湖附近にあり新に義勇兵を募集して之を敵愾軍と稱し二五日草河口を夾撃し莽りに鳳凰城の回復を圖る。

遼東半島の西南端に旅順口あり山東省の登州と相對して渤海の咽喉を扼し東洋無比の天險と稱す而も燕京に向はんとせば是非共之を抜くの必要あり茲に於てか日本は又第一師團と第六師團の一半とを以て第二軍を組織し第一師團長陸軍中將男爵山路元治は軍司令官陸軍大將伯爵大山巖に先づ事二日即ち一〇月二日二九。を以て花園口に上陸し先づ旅順半島の鎖鑰なる金州城を攻む副都統連順總兵徐邦道セウパウダウの援軍と共に之を守りしが十一月六日一〇。を以て敗走し翌七日一〇。大連灣に於ける和尚島大沽山の二砲臺も亦陥る。かくて東洋の一大要港は日本海軍の根據地と化す。大山大將は第二軍に將として一七日金州を發して旅順口に向ひ一九日土城子に至る。時に清國艦隊は既に山東省なる威海衛に逃れ總辦船局道員張照チンシヤウ二十四營の兵を以て旅順にあり金州の敗將徐邦道等之に副たり。一日徐邦道日本軍の前衛を土城子に襲ひしが以て大兵に抵抗するに足らず二日二四。黎明右翼の山地中將椅子山松樹山の砲臺を陥る。陸軍少將長谷川好道の左翼は二龍山の砲臺に迫り午後二時旅順の市街に進入して敗兵を屠り午後五時海岸の黄金山砲臺を奪ひしに饒頭山の清兵は夜に乗じて遁る。張道臺は海上芝罘に

走り他は多く金州方面に向ふ。是より先宋慶九連城に破れし後遼陽に向て走りしが十一月三日一〇。李鴻章の命を受けて劉盛休と共に第二軍に當る事となり此日恰も兵四千を以て金州に逼りしが空しく撃退せらる。旅順の役日本兵死傷僅に二百有餘名然るに清兵の死するもの四千五百人に達すとの説あり米人クリューマンクリューマン（克利爾曼）の攻撃も亦火なくして起れるの烟なりとは云ひ難からむ。二月六日復州も亦日本軍の占領する所となる。清廷旅順の敗報を得て大に驚き二月四日一八。恭親王を起して軍機大臣に任じ同日二八日二二。两江總督劉坤一リウケンイチを欽差大臣に任じて軍務を總轄せしむ。

一二月九日立見少將は鳳凰城を發して連山關に向ふ蓋し摩天嶺附近の清軍を牽制して海城攻撃を容易ならしめんが爲なり。然るに此時恰も依將軍も亦敵愾軍を率ゐて鳳凰城に向ひ其守備薄きに乘じて之を回復せんとししが二月一四日一八。の交戦に於て依將軍の近親にして敵愾軍の統領なる三等侍衛永山等戦死し空しく退却す。桂中將は海城攻撃の目的を以て二月一〇日岫巖より北進し一二日柞木城を占領し一三日一七。進みて海城に入る。海城東南に蕎麥山あり西南に原甲

山あり西北に歡喜山(王八山)あり東北に雙龍山(雙臺山)あり而して蕎麥山(瞭甲山)の南に唐王山あり清兵蕎麥山瞭甲二山に據りて砲撃を試みしが忽ちにして遼陽牛莊の兩方面に退却す數日を経て宋慶劉盛休馬玉昆等六十餘營の兵蓋平より遼陽に向はんとして海城に近づき二月十九日二二、紅瓦寨威王寨に於て大迫少將の部隊と衝突す馬玉昆の部下苦戰頗る力めしが桂中將陸軍少將大島久直と共に大迫少將の急に赴きしが爲激戰五時間の後紅瓦寨日本軍の有に歸す但し日本軍は死傷者四百十一人を出し殆ど全軍の十一分の一を損ししが清兵は一の死屍をも遺さずかくの如く海城の守備困難なるが故に翌明治二八年(西紀一八九一)一月一〇日二二、第二軍に屬せる陸軍少將乃木希典は一旅團の兵を以て蓋平城を攻む清將章高元四千の兵を以て之を守り防守最も力めしも不幸にして宋慶徐邦道の援軍來着に先づ事二時間にして城陥り章高元は負傷し記名提督楊壽山副將李仁燾以下二百人の戦死者を出す而して日本軍の死傷は僅に五十人に過ぎず以後依將軍をはじめ吉林將軍長順並びに新に援軍を以て牛莊に來れる湖南巡撫吳大澂等數海城の逆襲を試みしが毎に日本軍に撃退せらる。

旅順陥落に先ちて清國の艦隊が威海衛に轉锚せるは上述の如し其後此要港内に潜みて一に退嬰是れ事とするも而も其なほ存する限は日本は思ふが儘に渤海々岸に陸兵を派遣する能はず故に明治二八年一月一八、一九の兩日を以て第一遊撃隊をして登州府を砲撃せしめ山東巡撫李秉衡が威海衛の西方に顧慮するに乘じ翌二〇日二二、其東方に當れる榮城灣に於て陸兵を上陸せしむ此陸兵は第二軍に屬し陸軍中將男爵佐久間左馬太の指揮せる第二師團全部と陸軍中將黒木爲楨の指揮せる第六師團の一部とより成り二六日二二、光緒二二、進軍の準備成るや第二師團を左縱隊と爲し第六師團を右縱隊と爲して威海衛に向ふ三〇日二二、第六師團は海上の艦隊と力を合せて東岸の砲臺を攻撃し摩天嶺の血戦に際しては旅團長陸軍少將大寺安純をはじめとして多數の戦死者を出ししが結局悉く百尺崖の砲臺を奪ふ次で二月二日二二、に至り西岸の砲臺も亦第二師團の奪ふ所と爲り砲臺の守將道員戴宗憲事の爲す可らざるを見て自伊す茲に於て劉公島の砲臺と港内の艦隊とのなほ抵抗を繼續するあるのみ乃ち暗夜に乗じて水雷艇を放ちて之を襲はしめ七に第九號艇は首尾克く清國艦隊の旗艦定遠號を轟沈し其他來遠威遠の二艦も

亦定遠と運命を等うす。北洋提督丁汝昌船没し人盡て後已むの決心を顯へし二月一二日^正。書を伊東中將に送りて劉公島と北洋艦隊とを擧げて降を乞ふと共に水陸中西官員兵勇民人の爲に出島歸郷を求め其承諾を得るや乃ち毒を服して死す。部下之に倣ふもの七人以て其平生を見る可し。

威海衛も亦斯の如くにして陥むりしと雖も北清に進むに方り第五師團をして獨力遼東の守備に任せしめんと欲せば先づ清軍に向て大打撃を加ふるの必要あり故に野津大將は第三第五の兩師團を率ゐて海城より北方遼陽方面に向ひ三月三日^二。急に鞍山店より軍を回して牛莊に進む時に吳大澂は戦功を建つる能はざるが爲に既に南歸を命ぜられ前新疆布政使魏光燾武威軍五營を以て牛莊を守る武威軍は劉錦棠の舊部にして驍勇の名あり。三月四日^二。桂中將は市街の西北に新任第五師團長陸軍中將吳保霖は其東北に向ひ午前十時より戦闘を開始し正午には早くも市街に進入せしも清兵退却せず夜に入るも巷戦止まず清軍にありては營官二名總兵余福章提督沈寶堂以下九百名の戦死者を出し全軍の六割を失ひ日本軍の死傷者も二百餘名に達し佐藤大佐も亦重傷を負ふ是より先二月二四日^三。

山地中將は蓋平を發し大平山附近に宋慶の大軍を破り其田庄臺に逃れ營口の守備懈るに乗じ三月六日^二。乃木少將の前衛市街に入り翌日下流の砲臺を略し遼東半島の地全部日本の有に歸す。然れども清兵なほ田庄臺にあり遼河を隔てて形勝の地を占む。三月九日^一。山地桂奥の三中將は歩兵二十一大隊騎兵四中隊半を率ゐる遼河河畔に七十三門の大砲を列ねて之を攻撃す。交戦三時間の後六十營の清兵遂に潰え提督龍鳳清以下戦死するもの又多し。兵火消えざる事三日田庄臺全く焦土と化す。是より清兵復遼東に向て回復を圖らず。

日本は又南清に向て計畫する所あり。即ち三月一日^二。陸軍歩兵大佐比志島良輝の指揮せる混成聯隊は佐世保を發して航路を南方に取り三月二〇日^二。臺灣と福建との中間なる澎湖列島の一なる倉島に着す。蓋し列島中澎湖島と漁翁島との中間に成立せる澎湖港は港内廣濶にして水深く南清要港の一なるを以て日本は同列島を占領せんとせるなり。三月二三日^二。拂曉浪速高千穂秋津洲の三艦が澎湖島の東南端なる候角の砲臺を砲撃せるの間を以て混成聯隊は裏正角に上陸し拱北臺の砲臺を下し澎湖列島の首府なる瑯公城を略す。清兵の漁翁島にあるも

の瑪公城を砲撃せしも三月二十五日^{二九}に至り火を其火薬庫に放ちて遁れ澎湖列島悉く日本の占領する所となる。但し日本軍は清軍の死傷七十名に對し二十名の死傷者を出ししに過ぎざりしも其後軍中に疫病起り前年同列島を占領せる佛軍の如く六に之が爲に惱まされしとぞ。既にして日清媾和の議成り交戦茲に終始するに至りしが其媾和の顛末を叙するに先ちて媾和談判開始前に於ける清國及び歐洲諸強國の舉動に付きて一言する所あらむ。

第七節 下の關係約

北京政府の當局者殊に李鴻章が早きに及びて干戈を收むるの利なるを覺りしは實に旅順陥落の以前にあり。而も一般清國の人士は徒に虛勢を張り體面を飾るに汲々たるの姿なりしかば李鴻章等は其胸中の確信を發表するの機なく乃ち先づ歐米列國に訴へて調停を乞ふ。英國首相伯爾^{ローズベリー}は茲に於て列國聯合の力を以て日本に説く所あらんとし東京駐在新任公使^{トレンチ}に訓令を下せしかば公使は明治二十七年一〇月八日を以て日本政府に向て朝鮮獨立と軍費償還との

二條件を以て交戦を停止せん事を忠告す。然るに一〇月六日獨逸率先して聯合仲裁の議を斥けしが爲に英國の運動半途にして破る。而して清國政府は列國一として獨力を以て仲裁を試むるものなきを見て終に直接に日本政府に向て媾和條件を聞かんと決意し天津海關稅務司獨逸人^{デットリントン}を日本に派す。デットリントンは同年一二月一六日^{二〇}を以て李鴻章より伊藤首相に宛たる照會を携へ神戸に入港し兵庫縣知事を経由して首相に面會せん事を求む。然れども李鴻章は元來清國政府を代表するの權能あるにあらず殊に其私信を携帶せる一デットリントンに向て媾和の要件を開示するが如き素より日本政府の爲す能はざる所なり。故にデットリントンは伊藤首相より斷乎として面會を拒絶せられ空しく歸途に就く。其後英國の『ブラックウッド雜誌』に『日本と列國との關係』と題せる一論文を投じて當時の事情を詳論せるは即ちデットリントン其人なりと云ふ。

日清兩國に對し友誼的仲裁を試み媾和の端緒を啓きしは即ち米國なり。明治二十七年一月六日在東京米國公使^{ゲン}は本國政府の訓令に従ひ日本政府に向て仲裁の議を提す。日本政府は乃ち同月一七日に至りて清國政府より直接に媾和の請求

なきに於ては交戦を停止するの意なきを回答すると共に若し其機に至らば米國の居中斡旋せん事を望むの意を通ずかくて十一月二十二日^{一〇}に於て在北京米國公使デンプーは公使ゲンに寄電して曰く清國は媾和談判開始を本使に委任せり媾和條件は朝鮮獨立償金辨償の二件とす此旨日本外相に遞達を乞ふと是を清國政府が直接に日本政府に向ひ媾和條件を提議せる第一歩となす日本政府は全社會を擧て強硬なる意見を懷抱せるより決してかかる條件の下に平和を回復する能はず故に十一月二十七日^{一一}、斷然之を拒絶して清國にして若し和睦を希望せば須らく全權委員を任命す可し兩國全權委員會合の上條件を示す可しと答ふ然るに清國政府は復た兩米國公使を介して條件の開示を求めしが日本政府の到底應ぜざるより十二月一日^{一二}に至りて漸く全權委員の任命を諾す但し上海を以て全權委員會合の地となさむ事を要求せしが復た日本の拒絶する所となり遂に十二月二〇日^{一四}を以て兩米國公使を経て總理衙門大臣戸部左侍郎張蔭桓及び兵部右侍郎署湖南巡撫邵友濂を全權委員に任命し日本國に派遣する旨を日本政府に照會す日本政府は廣島を以て全權委員會合地と定むる旨を直ちに回答し翌

明治二八年一月二十七日^{一五}大本營に於ける御前會議に於て媾和條約の基礎を定め
同月三十一日^{一六}正伯爵伊藤博文子爵陸奥宗光を以て全權辦理大臣と爲す。

此日清國全權大臣張蔭桓邵友濂も亦廣島に來着せるを以て陸奥外相は日本全權大臣の任命を報じ翌二月一日^{一七}を以て會合す可き旨を通牒すかくて廣島縣廳内に於て兩國全權相會し彼此携帶せる全權委任狀の査閲交換を行はんとせしに清國全權の携帶せるは一種の信任狀と一片の命令書とあるのみにして共に全權委任狀の形式を具備せず故に日本全權は先づ清國全權の權限に付きて照會する所あり二月二日^{一八}第二回の會合に於て其對等の權限を有せざる事を確むるや直ちに談判拒絶の意を通ず其際に於ける伊藤全權の演説は議論剴切事理明白實に歴史的價值あり其「清國は常に孤立と猜疑とを以て其政策とす故に外交上の關係に於て善隣の道に必要とする所の公明信實を缺くや宜なり」と責め「我國に關連する外交上の案件に至ては清國特殊の慣例は國際上の法則の爲め裁抑を受けざる可らざる事を主張す可きは獨り本大臣の權利なるのみならず亦本大臣の義務なりと信ず」と斷ざる處實に千鈞の力ありと云ふ可し清國全權は本國政府よ

り完備せる全權を付與せらるるを待ちて商議を開かむ事を乞ひしも空しく拒絶せられ悄然として歸國の途に就く。清國全權の隨員中に伍廷芳なるものあり李鴻章の幕下にして伊藤全權の舊知なり。其將に會見の室を去らんとするに臨み伊藤全權特に伍を喚留して李鴻章に傳言を依託すると同時に稍將來日本政府の執る可き意向を漏し且つ伍の間に答へて何人にも正當なる全權委任狀を帶有せば之と開談する事を拒まずと雖も若し恭親王若くは李中堂の如く爵位名望の高き人ならんには最も可なりと諷す。是れ一場の私話なりと雖も他日李鴻章の渡來と多少の關係なくんばあらず。

日本國內の輿論は廣島談判の破裂を歓迎するの姿なりしが列國は却て猜疑の眼を以て之を見るの色あり。故に日本政府は速に平和を回復するを以て利ありとなし二月一七日^{二五}。米國公使を介して清國政府に媾和條件の大要を通じ土地割讓の要求をなす可きを告ぐ。然るに翌一八日^{二六}。清國政府より内閣大學士李鴻章を頭等全權大臣に任命せりとの通知あり。因て一七日付の電照を了承して而して全權大臣を派遣するに至りたるや否を照會し然りとの回答を得しを以て日本政府

は下の關を以て兩國全權大臣會合の地と撰定せる旨を電致し三月一五日^{二九}。再び伊藤陸奥の兩大臣を全權辦理大臣に任ず。李鴻章は三月一四日^{二八}。を以て天津を發し同月一九日^{三一}。下の關に着し翌二〇日^{三二}。第一回の會見に於て全權委任狀の査閲交換を行ひし後媾和談判開始に先ち休戦の事項を議定せん事を要求す。日本の兩全權は之に對し明日回答すべしと約して正式の會合を畢りしが李鴻章と伊藤全權とは舊知なるにより談緒再び開け李鴻章は若くは日本の進歩を羨慕して伊藤伯の功績を贊美し又東西兩洋の形勢を論じて日清同盟の必要を説き談論風生殆ど數時間の久しきに亘る。陸奥伯親ら當日の事を叙しさて李鴻章を評して曰く『彼は古稀以上の老翁に似ず狀貌魁偉言語爽快にして曾國藩が其容貌詞令以て人を壓するに足ると云ひしの的評なるを覺ゆ……努力して我同情を惹かむとし問、好罵冷評を交へて戰敗者屈辱の地位を掩はむとしたるは其老猾却て愛す可く流石に清國當世の一人物に耻ぢずと云ふ可し』と。

翌三月二一日^{三五}。第二回の會見に於て日本全權は休戦の條件として大沽、天津、山海關の占領を要求ししかば李鴻章は若くは條件の苛酷なるを論じて已まず熟考

の爲め數日の猶豫を求めし後同月二四日^{二八}第三回の會合に於て遂に休戦問題を撤回し將に翌日を以て媾和談判を開始せんとす是日本全權が休戦問題を中止して媾和條件を開示せよとの請求を峻拒ししを以てなり然るに此日會議所奉帆樓より其旅館引接寺に歸るの途上李鴻章は一兎漢の爲に短銃を以て狙撃せられ左頬に重傷を負ふ茲に於て談判は一時中止の姿となりしが日本全權は其意外の影響を生ぜん事を憂慮し無條件を以て休戦を許可するの議を立つ然るに時に〇〇出征の時機切迫せるを以て〇〇中異議ありしかば伊藤全權は特に廣島に赴きて休戦の勅許を受け三月二八日^{三三}陸奥全權自ら李鴻章の病床に就きて其旨を傳ふ李鴻章は其半面に綳帶を蒙り綳帶外僅に顯はるる一眼を以て十分に歡喜の意を呈し直ちに休戦の規定を會商し僅に半日の間に之を結了す之を第四回の會合となすかくて伊藤全權下の關歸着の後三月三〇日^{三三}を以て兩國全權は式の如く休戦條約に調印す此休戦條約は六條より成り臺灣澎湖列島及其附近に於て交戦に従事する所の軍隊を除くの外即ち奉天直隸山東三省に於て交戦を停止す可きを約し休戦の期日を二十一日間と定む。

休戦條約締結の後李鴻章は或は其旅館に就きて或は書狀の往復を以て媾和談判を開始せし事を請求せるが故に四月一日^七日本全權は條約案を其旅館に送達し四日限内に諾否の回答を求む同月五日^{一三}に至り李鴻章は長文の覺書を日本全權に送りしも唯に其條件の輕減を求むるのみにして毫も要領を得ず故に日本全權は翌日公文を以て諾否の明答を通る此日清國政府より例の如く米國公使を經由して李鴻章に隨行せる李經方^{リキョウヘイ}を欽差全權大臣に任命せる旨の通知あり同月八日^{一三}伊藤全權乃ち李經方^{リキョウヘイ}を其旅館に招きて縷辯論する所ありしを以て李鴻章遂に意を決し翌日日本の提案に對し修正案を提出す同月一〇日^{一五}第五回の會合に於て伊藤全權は清國全權の修正案を反駁し同時に最初の提案に酌量を加へて再修正案を提出し其最後の讓歩なるを告ぐ李鴻章は北京に電稟するが爲に回答の猶豫を求めしが一四日^{二〇}に至り如何なる條約を訂結するも可なりとの訓令を得たるを以て翌一五日^{二一}の第六回の會合に於て全然日本の要求を容れ明治二八年四月一七日^{光緒二二 三二}第七回の會合を以て日清媾和條約十一箇條の記名調印成る清國は其第一條に於て朝鮮國の獨立自主の國たるを確認し第二條に於

第八章 朝鮮の開國竝

て(一)鴨綠江口より該江を溯
遼河口に至る折線以南奉天
(三)澎湖列島とを日本に割讓
拂ふ可き事を約し、第五條に
航海條約等を訂結す可き事
く可き事、揚子江上流及び吳
第八條に於て本約の規定を
を占領する事を承諾す、其他
を定め清國より毎年占領費
加休戰條約を以て休戰の期
行は一七日午後下の關を解
條約の批准を経尋で内閣書
條約を齎らし五月二日を以
廷芳、聯芳に會し談判五回五

間平和の舊態に復す、而して
めて之を叙述する事となさ

第八節

露國は平壤、黃海の役後初めて
り連りに艦隊の勢力を東洋に
し、然れども敢て獨力を以て
ロヅターは明治二七年一二日
に意見を交換せん事を勸め
説きしも朝鮮の獨立を名實並
希望なしと明言し又直隸進
しのみ、其後四月九日に至り
軍の北京進入を防止し得る
はざるも露、佛兩國の艦隊を

第八章 朝鮮の開國竝

とぞ露佛兩國は前年より獨逸伊の三國同盟に對して互に默契する所あるを以てなり而して獨逸は平素より對歐政策上獨り三國同盟を恃むの得策にあらざるを感ぜしかば下の關係約調印の報歐洲に傳はるや一面に露の歡を得他の一面には露佛の間を割くの好機至れりとなし露國と提携を約せしかば佛國も亦勢ひ之と行動を共にする事となり三國協同の議成る茲に於て在東京露國公使ヒトログツ、獨逸公使グートシュミット、佛國公使アルマンは四月二三日を以て相前後して日本の外務省を訪ひ遼東半島割地に關して異議を提起す其辭令とする所は日本に對して新に友誼を表明せんが爲なりと云ふにあり其理由とする所は日本の遼東半島永久領有は清國の國都を危地に置き朝鮮の獨立を空名に歸し因て以て東洋將來の平和を陰碍すと云ふに在り。

從來海軍中將ナルトーフの指揮せる露國の太平洋艦隊は十隻二萬四千噸に過ぎざりしが前年の冬以來増加して十九隻五萬一千噸餘となり更に五隻二萬五千噸弱の近く増派されんとするあり而して當時日本各港碇泊の露國軍艦は二十四時間内何時にても出帆するの準備を爲す可しとの命を受けて恰も戰鬪刻下に迫る

が如き形勢を示し又東部西伯利總督は現役豫備合計五萬の軍兵を浦羅斯德に集め同港軍務知事は日本貿易事務官に浦羅斯德を以て臨戰地境なりと通牒す三國殊に露國の決心斯の如きに方りて日本は如何なる行動に出づ可きか當時日本に於ては小松大總督官は殆ど全國の精銳を盡して旅順口に進軍せられ又其優勢の艦隊は殆ど沿海の守備を虚くして數百里外に出征せり伊藤總理は乃ち四月二四日を以て廣島行在所に於て御前會議を開き山縣陸相西郷海相と熟議を凝し内外の形勢新に敵國を増加する能はざるを以て列國會議を開きて遼東半島の問題を處理す可しと定め直ちに當時養病中なる陸奥外相を舞子に訪ふ時に松方野村兩相も亦來會し共に外相の病床を繞りて協議せしに外相は對清問題と對三國問題を劃然區別するの利あるを唱へ三國に對しては遂に讓歩するを得ざるに至るも清國に對しては一步も讓らざる可しと論じ遂に其議に決す時に四月二五日なり蓋し清國が三國の干渉を恃みて爲に下の關係約を空文に歸せん事を慮りしを以てなりかくて此日を以て日本政府は駐露西公使に電訓する所あり翌日西公使は露國外相公爵ロバノフを訪ひて露國政府の再考を求めしが素より其效なし之と

同時に日本は英米兩國に向ひ交渉する所ありしが共に有力なる援助を得るの望なく惟り伊國は此際に方り英米兩國と連合して日本の要求を助くるの意ありしも英國の之に應ぜざるを以て又如何ともする能はず。

然れども日本政府は舞子の會議に於て萬々已むを得ざるの時機に至らざれば最後の覺悟を發表せざる可しと議定せるを以て四月三〇日更に西公使に電訓する處あり。西公使は翌日右訓令の旨意に基き奉天半島中金州縣をのみ留保せんとして露國政府に交渉する所ありしも露國政府は斷乎として其初志を翻さず。而して此際清國政府よりは五月一日付を以て米國公使を介して三國の干渉を理由として批准交換の期限延期を請求し來るあり。茲に於て陸奥外相は最後の覺悟を發表するの時機至れりとなし五月四日西公使の回答を得るの翌日其京都の旅寓に於て伊藤首相をはじめ松方藏相、西郷海相、野村内相、樺山海軍軍令部長等相會合して遺憾ながら三國の忠告に應ずる事に決して勅裁を經五月五日露獨佛駐劄日本公使に電訓して各駐在國政府に『日本帝國政府は露獨佛三國政府の友誼上の忠告に基き奉天半島を永久に占領する事を抛棄する事を約す』との簡單なる覺悟を

呈出せしむ。次で九日に至り在東京三國公使は日本政府に向て宇内平和の爲に謝辭を述べしと云ふ。日本政府は五月一三日を以て媾和條約を公布すると共に遼東半島還付に關しては一〇日付詔勅を煥發せらる。此詔勅の旨意に依り八月二日在清國公使男爵林董に遼東半島還付に關する談判全權を付與し林公使は一〇月二〇日以後清國全權大臣李鴻章と數回會議の末一一月八日二〇を以て六箇條の條約を締結し日本は遼東半島を還付し清國は其報酬として庫平銀三千萬兩を拂ふ可き事を約す。而も日本の此謙讓は不幸にして西洋は幸知らず東洋の爲には平和を維持するの基とならず却て紛擾を大ならしむるに至りしが其詳細は之を後章に譲らむ。

第九章 現代紀に於ける南洋侵略

(西紀一八五三—西紀一九〇〇)

第一節 英國と馬來半島

若し之を單に地形上より論ぜんか馬來半島は亞細亞大陸の一部分たりと雖も翻て其人種其歴史上より觀察する時は却て馬來群島と同一視するを以て穩當なりとす故に本章の初に於て英國と馬來半島との關係を叙述する事となせり馬來半島は之を南北兩部に分つを得可く面積約六萬方哩の北部はクラ、レノン、ジャンクセイロン島、レゴル(六昆)、センゴラ、ケダ國、パタニ國(太泥)、クランタン國、ツリンガヌ國より成り次章に詳述す可き西紀一八九六年一月の英佛協商を以て英國の勢力範圍となりしと雖も未だ暹羅の保護領たるを失はず然るに面積三萬六千哩有餘の南部は(一)英領海峽殖民地(二)英國保護馬來聯邦(三)半獨立國荷屬の三部より成り其英國政府との關係決して北部の比にあらず故に本節に於ては馬來半島南部の政變に就きてのみ記述する所あらむ。

初め英人ライトがピナン島を買収しスタムフォルドラップルスが新嘉坡を占領せるは一に通商上の利害を顧慮せしが爲なり。ラップルスの言に曰く吾人の目的は領地にあらず貿易にあり先づ通商咽喉の要區を扼するを得ば吾人は臨機應變以て我國威を政治的にも顯彰すべしと而してラップルスの撰定せる新嘉坡即ち『獅子町』は善く地の利を占めしが故に西紀一八三七年よりピナン島に代りて馬來半島に於ける英領の首府となる。其後西紀一八六七年海峽に於ける各殖民地は全く東印度政府の管轄を脱して英國の直轄となりしが是より半島に對する英國の政策は漸く商略の時代より政略の時代に移轉する事となれり語を換へて之を云へば英國は漸く半島回教諸國の内政に干渉する事となれり。半島回教諸國中最も早く英國と政治上の干係を生ぜしはペラ、セラシゴル及ビスンゲウジョンの三國にして共に其西岸にあり。ペラは舊國にして西紀一五一一年まで滿刺伽に君臨せる荷屬國の太祖マームードの一王子の建つる所たり。セラシゴルはペラの南にあり西紀第十八世紀の初に於て渡來せるセレベス酋長ブキヌンゴンの第三子メレワ及び第四子ナラの一族の建設に係り其ナラの子ナムが近隣のクラン國を

滅し初めて梭里檀の尊稱を唱へしは西紀一七四三年の事なり。初め馬來半島にネグリ・セムピラン(九國の義なり)と稱する大國あり其衰頹するや分裂して幾多の邦國を成ししがスンゲッジョン國はクラン國と共に實に其一にしてセラシゴルと滿刺伽の中間に位す。セラシゴルは暫く和蘭に對して附庸國の關係を保ちしが西紀一八一八年英領ピナン島知事の使節と條約を結びしより其關係漸く絶え而してペラは又同年暹羅の兵を受けて一度之に降りしが數年の後英人のペラにある者暹羅政府と談判を開きて其獨立を承認せしむ。されど英國が此諸國に保護權を行ふに至りしは實に西紀一八七四年以來の事なり。

是より先西紀一八七一年五月ペラ國主殂し王族イスマイ衆に推されて之に代る蓋し新主を立つるの法從來選舉に依るの習慣なりしを以てなり。王族アブヅラツ及びコソフ新主イスマイに服せず竊に時機の至るを待つ。抑もペラとは馬來語銀の義なり而して此名稱を得るに至りしは此地錫鑛に富み初めて渡來せるもの之を銀と誤認せるが爲なりと云ふ。故に支那人の來りて錫鑛に勞働するもの實に少からず。此頃偶々支那人のラルの錫鑛にあるもの亂を起ししに同地の會長之を國

主に訴へずして恣に援を英領海峽殖民地知事オードに求め之を平定す。即ち曰く我は獨立の君主なりと。既にして陸軍大佐スア・アンドルー・クラーク・オードに代りて任地に至る。アブヅラツ乃ち更に英國の援を假りてラルの會長をペラの主權に従はしめ以て人心を收攬して國主の位を奪はんと謀る。クラーク・アブヅラツの誓を得て直ちに軍艦三隻を率ゐてバンコル島に至りペラとラルとの紛議を仲裁し西紀一八七四年一月二〇日を以て半島史上に有名なるバンコル條約を締結しイスマイを廢してアブヅラツを立つる事。英國の理事官をペラに駐在せしめて其行政を監督する事。バンコル島並に其對岸のカリヤン地方をペラより英國に割讓する事等を規定す。今日デンヂンスと稱するは此割讓地なり。バンコル條約締結の眞相は實にかくの如く是を以て國政の紛亂を濟し海賊の横行を罰するの目的に出でしものなりとなすは大に誤れり。但しセラシゴル國が西紀一八六七年より西紀一八七三年に至るの間王族互に黨を樹てて争ひし時に英國は殊に隣邦なるパハン國主に説きて援兵を出して之を鎮定せしめし事あり。其翌西紀一八七四年に至りセラシゴル國主は海賊を制壓するの力なく保護をスア・アンドルー・クラークに

求めしよりクラークは直ちに理事官と國務顧問官とをセランゴールに常駐せしむ時に西紀一八七五年一月二〇日なり。スングウジョンも亦西紀一八七三年よりネグリセムピラン諸國の一なる東隣のレムバウ國と紛議を起し翌年スアアンドンルクラクの干渉を受けしより英人の保護の下に立ち以來理事官同地に駐在す。バンコル條約の規定に従ひ理事官バーチの任にペラ國に赴くや財政の權を悉く其掌裡に收めんと企てしが爲國主アブヅラウと衝突し西紀一八七五年九月遂にアブヅラウを廢して王族ユソフを立てんと謀る。次でバーチは新任海峽殖民地知事陸軍大佐スアキルリヤムフランシスエボイスと圖りアブヅラウに逼り年金を與ふるを約して其領土を英國に獻せしめ國內各地を巡廻して布告すらくペラ國は自今英政府直轄の地なりと。前國主イスマイ腹心の徒にバサーサラの會長マハラジャレラなるものあり此年一月二日バーチが來りて前記の揭示を爲さんとするに當りて之を妨げ暴民を使喚してバーチを暗殺せしむ。ピナン島駐屯の英兵六十報を得てバサーサラに至りしがレラ之を拒ぎて其指揮官を仆せしかば英軍敗北す。之と同時にスングウジョン國駐在の英國理事官も亦ネグリセムピラン

國より來れる暴徒の爲に痛く凌辱せらる。茲に於て知事ジエボイスは電報を以て印度及び香港より援兵を招きてスングウジョンの敵兵を驅逐しペラを占領してバーチ暗殺の兇行者を刑し國主アブヅラウ及び會長三人を流刑に處し前國主イスマイを胥壺に幽し王族ユソフを立てて國君となす。何が故にジエボイスはペラを吞併する事を爲さざりしか。是英國の輿論が極力極東に於ける殖民地の官吏の國會の協賛を経ずして濫りに兵艦を動せしを攻撃せしが故なり。かくて英國殖民事務大臣カーナボン卿は西紀一八七六年六月を以て訓令を下して曰く馬來半島の諸邦國は決して之を併吞して英領と爲す事勿れ又之を治むるに直接に英國理政官を以てする勿れ宜しくその各邦の國主をして永く世襲せしめ我英國は唯其理事官をして其國の統治を永く輔佐せしむ可しと。ペラ戰爭の事ありしよりかくの如く英國政府は其政略を一變して一時侵略を中止せしが西紀一八八三年よりネグリセムピラン諸國に理事官政略の範圍を擴張し同年レムバウ國、ゼレン國に翌年ジョホル國(胥壺とは異なる)に其又翌年スリメナンチ國に之を及ぼし西紀一八八六年にはネグリセムピラン國全部を英國保

護の下に置く。茲に於て馬來半島西岸の諸國は悉く英國の保護を受くることとなりしが西紀一八八七年に至り東岸の獨立國なるバタンにも亦干渉の端を發せ翌年一〇月遂に國主をして理事官の駐在を承諾せしむ。其後西紀一八九五年八月八日スングレウジョン、スリネナンチ、ジョホル、ゼンブ、レムバウ、タムピンの各小邦を合して聯邦を組織し之をネグリセムピランと稱し次で同月ペラ、セラゴン、パハン、ネグリセムピランの四國を聯合して英國保護馬來聯邦と命名し新に理事長官を聯邦に駐割せしめ事の宗教に關係せるものを除き一切の施政を監督する事となす。馬來半島の最南端に位せる同々教國荷蓋は前梭里檀アジバカルの治世中西紀一八八五年の條約を以て外交事務は英國の指揮を受く可きを約し又西紀一八八七年の條約を以て英國官吏の駐割を承諾し半獨立國の姿となりしが現時もなほ純然たる被保護國にはあらず。國都は舊都ジョホラマに對しジョホバル即ち新荷蓋と稱し新嘉坡を距る僅に十四哩に過ぎず。今の梭里檀イブラヘムは西紀一八九五年一月二日を以て即位せるなり。其他海峽殖民地の屬地にココス列島並びにクリスマス島あり。ココス列島一名キートリング列島は蘇門答臘の西南約七百哩

の洋上に位し西紀一八二五年蘇人ロックス之を略し西紀一八五七年より英國の保護を受けしが西紀一八八六年海峽殖民地の管轄に歸し三年の後ココス列島の東七百哩なるクリスマス島も亦其屬領となる。馬來半島に於ける英國蠶食の沿革は實にかくの如し若し夫れ其侵略の紀年を以て佛國印度支那經略の紀年と對照を試みなば讀者は自ら心中に發明する處あらむ。

第二節 英國とボルネオ(婆羅)

英國が現今の如くボルネオ島上に一大勢力たるを得るに至りしは快男兒スマン・エームスブルックの手腕に待つ處極めて多し。スマン・エームスブルックは西紀一八〇三年四月二九日を以て生まれ長じて東印度會社の社員となりしが第一次緬甸戰役に從軍し重傷を負ひて其職を辭せしより支那に赴く事二回稍、馬來群島の形勢に就きて得る所あり。同地方の住民が陸に於ては部族間の鬭争を事とし海に於ては海賊の横行に苦み文明の恩澤に浴する能はざるを憐み慨然として之を救濟するの志を立つ。偶ま父を失ひて多額の遺産を得しかば之を以てロイヤリスト

號と呼べる百四十噸積の一隻のヨットを購ひ二十の健兒を得て之が船員となし先づ地中海の航海を試み船體の適否船員の技倆を驗する事三年の後西紀一八三八年一月二七日テムズ河を發して東洋に向ふ其ボルネオ島の西岸サラワックに至るや首狩を好める獍猛なる同地方のダイアク種が恰もブルネイの梭里檀に對して叛旗を擧げし際にして梭里檀の叔父ムダアハッシム王なるもの之が征討に従事せりジェームスブルック乃ち援をムダアハッシム王に與へ忽ちにして叛徒を平定せしかばムダアハッシムは大に之を德としサラワックの王を廢してジェームスブルックを以て之に代ふラジャブルックの稱是より起る梭里檀は外國人を以て王に任ずるを好まざりしが西紀一八四一年に至りて遂にムダアハッシムの推薦を承認すサラワックの住民は素より慄悍無比の蠻族なりと雖も同地方の面積は現今約五萬方哩に達し日本の四國九州を倍加せるものよりもなほ大なり當時は稍小なりしと雖もラジャブルックの得意又想ふ可きなり。

是より五年間ラジャブルックは攻々として其新領土の施政に當りクーチン港を以て之が首府と定め收税法を改正し官制を制定し基督教の布教を奨厲し海賊を

近海より驅逐す英國の海軍大佐ケッペル等は政府の許可を得て軍艦を以てラジャブルックを助け以て其海岸に海賊の跡を絶つに至れり西紀一八四七年一月ラジャブルック本國に歸りて大に官民の優待を受け其前年英國政府がブルネイの梭里檀より買収せる新殖民地ラプアンの知事兼司令官に任ぜられ又ボルネオ在勤總領事の職を囑託せらる故に間もなくサラワックに歸り西紀一八四九年の夏期には親ら遠征隊を率ゐてセリバヌ及びサクランのダイアク種を伐ち又兩回サラの梭里檀の首府に赴き同梭里檀と條約を結ぶ西紀一八五一年英國の下院に於てラジャブルックに對する攻撃の聲頗る烈しく起り裁判の結果無罪と決せしも是よりラジャブルックはラプアン知事の職を失ふ西紀一八五七年支那人一揆を起してラジャブルックの王宮を焚きラジャブルックは僅に身を以てクーチンより遁れしが其他の臣民は皆心服せるが故に忽ちにしてクーチンを回復し叛徒を嚴罰に處す其後西紀一八六一年より西紀一八八五年に至るの間サラワックは數ブルネイをして其地を割かしめ西紀一八九〇年にはリムパン河地方を兼併し又ラプアン島の對岸なるブルックリン附近の租借權を得併せて炭鑛採掘權をも

得たり。是より先西紀一八六三年英國政府は米國に倣ひてサラワックの獨立を公認し領事をクーチンに派遣す。ラジャプルは西紀一八六八年六月一日英國に於て病歿せしが其甥スチヤルネンソン、ブルックに代りてサラワックの王となり今なほ其位にあり。スチヤルネンソンは西紀一八二九年六月三日の出生なりと云ふ。

次に英領北ボルネオの沿革を叙述せんに初め英國のラプアン島を略するや未だボルネオに對して何等の野心をも抱かず。ブルネオの梭里檀に向て之を言明せり。然るに西紀一八六六年米國の資本家相謀りて米國ボルネオ商會なるものを起しブルネオの梭里檀より土地の讓與を得て米國の殖民地を開かんと企てしも其資本足らず西紀一八七五年全く其事業を中絶す。日本の政府に領土買収の議起りしは即ち此當時の事なり。時に英人アルフレッド・デント、埃人オィフェル・ベーク男と共にデント商會なるものを組織し遂に米國會社の得たる權利を悉く譲り受け更に西紀一八七七年二月二十九日ブルネオの梭里檀と約して西はキマニス河に至り東はシブコに至る一帯の地方を割讓せしむ。デント商會はサンダカン、タムパネ

ク及びババーに商店を開き且つ割讓地に對する報酬として年額壹萬五千弗をブルネイ梭里檀に五千弗をズール梭里檀に支給するを約しデントはブルネイ梭里檀よりサバー大君侯の稱號を受く。ズール梭里檀が此約に與れるは從來ボルネオ北部に權勢を振ひしを以てなり。翌西紀一八七八年五月十六日デント商會は書を英國政府に致して其保護の下に立たん事を乞ひしも英國政府は萬一之に應ずる時はボルネオの大半を有せる和蘭並びに比律賓列島の主權者なる西班牙が必ず抗議を提出せん事を慮り遂に決する所あらず。かくて此問題未決のままにてソールスベリー卿の保守黨内閣は仆れしが之に代りしグラッドストーンの自由黨内閣に於て外相の任にありしグランゼル卿の斡旋によりデント商會は西紀一八八一年一月一日を以て新に政府の特許を得て一個の殖民會社と爲り以來北ボルネオ會社と稱す。

抑も一會社を以て殖民事務を經營するは和蘭東印度會社設立以來普く各國に於て採用せる所にして近古紀にありては實に之を以て至善の政策と認めしが時勢の變遷と共に殖民政策も亦一變し英國東印度會社の廢止以來一度殖民會社の跡

を絶つに至れり。然るに最近二十年來再び各國に殖民會社の設立を見るに至りしが北ボルネオ會社の如きは其歴史最も古きを以て今煩を厭はず會社設立の當時英國政府の與へたる命令の大要を掲げんに其重なる條項は下の如し。曰く會社は必ず英國人に依て管理せられ本社は必ず之を英國に置く可し。曰く會社理事會の會員並びにボルネオに於ける社員の数必ず英國臣民たる可し。曰く會社は沿海警備の爲小艦隊を設備し得るもそは海軍省の認可を要す。曰く英國が他國と交戦する時は會社は其港灣を開きて英國艦隊の便宜を計る可し。曰く會社は政府の許可なくして其讓與の一部若くは全部を離權するを得ず。曰くボルネオ及びブーローの梭里檀に對し爭議生じたる時は凡て政府の仲裁に委すべし。曰く外國政府若くは土人に對し會社の執りたる處置に對し政府處分せんとする時は會社は之に服従す可し。曰くボルネオ派遣社員任命は凡て政府の認可を経べし。是皆第十九世紀の特色にして前世紀の會社に於ては見るを得ざる所たりと雖も特に現代紀の特色とも云ふ可きは其商業を公開せるにあり。切西紀一八八二年會社の事業を開始するや資本を貳百萬磅と定めしも今日まで會社の實際投じたる資本は

僅に三拾八萬三千磅に過ぎず。又會社のボルネオに派遣せる社員の数甚だ多からず凡て行政官に費す所僅に壹萬三千磅に止まる。而も其領土の面積は三萬平方哩以上に互る。

英國政府は北ボルネオ會社の設立を許可せしと雖も其外國政府の嫌疑を避くるに汲々たりしは西紀一八八二年一月グランザル卿が西班牙公使に與へたる文書によるもその一斑を知るに足らむ。其略に曰く彼のボルネオ會社は是れ英國の一臣民たるデント氏が其設立せる商會を認可せん事を請ひし結果に過ぎずして氏は會社條例の規定に従ひ其會社を設立するのみ政府の認可を與へし結果は氏が梭里檀より得し讓與を公認し之が對價として右讓與地に於ける凡ての施設を女皇陛下政府の監督の下に置くのみ其事體小にして關係亦重からずと。當時は實に斯の如く曖昧なる言辭を用ゐて以て外國政府の抗議を免れんと努めしがアールコック、ゲッペル等本國にありてデントの計畫を贊助せる人々は盛にボルネオが香港、新嘉坡の中間にありて重要な地を占むるを説き他國の之を略取せざるに先ちて英國之を占領せよと論ぜり。かくて西紀一八八八年五月一二日に至り英國

政府は公然北ボルネオを以て保護國なりと宣言し、同年サラワックは素より北ボルネオ、サラワックの兩方面より其領土を狭縮されたるブルネイ梭里檀の領土をも保護國となす。翌年又北ボルネオ會社をしてラブアン島を管轄せしむ。北ボルネオ會社は又西紀一八九九年八月土人の請願を容れて英領北ボルネオの内地なるタンブナン州を占領するに決す。面積約五百方哩の地なりと云ふ。英領北ボルネオの首府はサングカンにあり、領内又ガヤの良港あり前途有望の地と云ふ可し。

第三節 濠洲聯邦の組織

濠洲に於ける英國の殖民地は西紀一八五一年の二月に於て曾てキャリフォルニアにありて沙金採取に従事せるハーグレーヴスなるものがニューサウスウェールズのマカリー河流域なるバースト町の北二十哩を隔てたるサンマー・ヒルクリックに沙金を發見せるより恰もキャリフォルニアの如く忽ちにして長足の進歩を遂ぐる事となれり。此年ニューサウスウェールズの一部を割きてキクトリアの殖民地を置きしが其際英國政府に於て殖民事務大臣たりしグレー伯は濠洲各

殖民地を聯合して中央政府を設けん事を議會に諮りしも議會は未だ其必要を認めざりしが如し。間もなく西紀一八五三年ニューサウスウェールズの議會に濠洲聯合の立法議院組織の議起り西紀一八五八年四月キクトリアに聯邦組織の議起りしが時機未だ熟せず共に其儘立消となれり。英國は其後太平洋上のフィジー列島面積二萬方杆餘を占領し西紀一八七四年一月一日日ヌア・ハッキューリス・ロビンソン英國々旗を同列島上に翻へす。時にニューサウスウェールズの政治家にヌア・ヘンリ・バックス(西紀一八九六年四月二七日死す)なる有爲の人物あり西紀一八七九年『濠洲國民』と題する一篇の論文を『メルボーン評論』に投じてギクトリア、ニューサウスウェールズ、南濠洲の議會合併を主張し、二年の後更に聯邦組織論を公にす。濠洲各殖民地、タスマニア、ニュージールランド及びフィジー等の英國領土住民は當時太平洋上に於ける獨佛米諸國の經營侮る可らざるを見て大に之を恐れし。際なるを以てヌア・ヘンリ・バックスの主唱に基き西紀一八八三年より西紀一八八四年に互りシドニーに各代表者を集めて議する所あり。其結果として英國議院は聯邦評議員會なるものを設置し西紀一八八六年一月ホバートに於て其

第一會を開きしが其権限は各殖民地政府に忠告を與ふるに止まり且つニュー・サウス・ウェールズとニュー・ジブラントは代表者を出すを拒み南洋洲は中途にして其参列を止めしより充分の運動をなす能はず。

然るに太平洋上に於ける列國の競争は西紀一八八五年以後益々激甚となり南洋の殖民地は英國政府をして西紀一八八八年九月四日公然ニュー・ギニアの東南部を占領せしめ又佛國の領土なるニュー・カレドニアに罪人を輸送する事に就きて反對の運動をなす等共同利害の感情漸く強し殊に西紀一八八五年中亞問題に關し英露の間に衝突起り露國艦隊南洋攻撃の説あるや南洋國防の問題起り其後英國政府の法律を以て多少施設する所ありしも未だ以て足れりとなす可らず事情斯の如くなるを以て西紀一八九〇年二月ヌア・ヘンリ・バックスの主唱に基き七殖民地の首相はメルボーンに於て協議會を開き其決議に基き新に選定されたる各殖民地の代表者は翌年三月二日を以てシドニーに會しヌア・ヘンリ・バックスを推して會長としヌア・サミュエル・グリッフィン、ヌア・ゼ・ホルジ・ヂッブス等以下各委員の屬精なる遂に南洋聯邦法案を起草す會議の参列者は先づ此草案を各自殖民地

の議會に提出し其修正を經し後再び連合會議を興して審査を加へ以て法律と爲すの議を決ししが偶々西紀一八九〇年より西紀一八九三年に互り南洋全土に大同盟罷工を生じ九三年に於ける經濟社會の恐慌の如き南洋史上類例を見ざるの惨狀を呈しし爲り翌西紀一八九四年の秋季に至るまで各殖民地の議會は皆經濟社會の救済にのみ是れ盡瘁し聯邦法案の如き棄てて之を顧みず既にしてニュー・ジブラントは聯邦加盟を拒絶し其他一二の殖民地に於て聯邦法案を議會の討議に付せしものなきにあらざりしも通過するに至らず。

其後實業社會の頹勢挽回するに及び財政困難を極めし各殖民地政府は其財政を聯合して其信用を鞏固ならしむるの必要を感じしと共にニュー・サウス・ウェールズのバードンの組織せる聯邦期成同盟會（フエドリック・ロビンソン）の運動盛なりしを以て西紀一八九五年一月五殖民地の首相はホバルトに會して協議を試みかくてクイーンズランドを除くの外各殖民地の議會は皆同年中に於て孰れも代表者を出して聯邦組織の法案を協議せしめ更に之を一般投票に付して賛否を決すべしと主義を贊同し且つ其賛否を決するに當りて各殖民地皆賛成投票の最小數を一定す各殖民地の委員

は西紀一八九七年三月を以て第一次の會合をアデレードに催し同年九月第二次の會合をシドニーに開く時にニューサウスウェールズの委員は他の參列委員相結託して財政上過重の負擔を『母親殖民地』の稱あるニューサウスウェールズに蒙らすの意あるを認め且つ到底之に抵抗するの力なきを知りしかば同殖民地の議會をして聯邦法案賛助投票の最小數五萬を更めて八萬となし豫め之に備へしむ。翌西紀一八九八年二月各委員は第三次の會合をメルボーンに開き同年三月遂に聯邦組織に關する法律の草案成り六月各殖民地に於て之が贊否を決するが爲一般投票を行ふ然るにニューサウスウェールズは反對六萬五千九百四十七票に對し贊成七萬千三百七十七票の多數を得しも未だ法定の最小數八萬に達せず而して他の殖民地は『母親殖民地』を除きて聯邦を組織するの意なく茲に此問題は又一頓挫を受けしを以てパアトン等は激しくニューサウスウェールズの政府を攻撃し爲に政府は議會を解散するに至れり。

然れどもニューサウスウェールズの政府と雖も素より聯邦組織其物に反對の意向を有するにわらず故に首相ライドは西紀一八九九年一月二八日新議會の決議

せる修正案を懐にしてメルボーンに開會せる首相會議に臨みニューサウスウェールズは法案に規定せる財政上の負擔を承諾するの報酬として聯邦の首府を同殖民地内に置き聯邦の所有地となす事に定め二月二日を以て協議結了す次でニューサウスウェールズ、オーストラリア、クイーンズランド、南濠洲、タスマニアの五殖民地は一般投票を以て此修正聯邦法案を承認ししが同年の末より英國と南阿トランズワールとの間に一大戦争を起ししより聯邦組織の氣運は一層熟し西紀一九〇〇年二月三五日各殖民地の首相はシドニーに會議を開きて代表者を英國に派遣し法案を齎して殖民事務省に至り英國議會に提出の議を請願せしむ可きを決す殖民事務大臣チャムパレン濠洲殖民地の代表者の言を聽き且つ之と交渉を経し後同年五月一四日濠洲聯邦法案をウェストミンスター議院に提出ししに議院は些少の修正を加へて之を通過し七月八日英國女皇之を裁可す今其法律の要點を擧ぐれば各殖民地を以て一聯邦を組織し元老院及び代議院より成立せる聯邦議會を置きて之に立法權を委ね行政權は英國女皇の任命せる總督之を執行し司法權は聯邦大審院並びに下級の裁判所に屬するも但し純然たる濠洲の利害の

みに關する事件の外は英國樞密院に控訴を許すと云ふにあり。英國議會の加へたる修正とは即ち此但書にして英國王室舊來の特權を失はざらんが爲の規定に外ならず。茲に於て第二十世紀第一年の一月一日より濠洲聯邦の成立を見る事となり。西紀一九〇〇年七月一三日カープトン伯其第一次の總督に任ぜらる。任期五年なりが故あり。西紀一九〇二年五月一五日、辭任しテニソン卿假に總督の事を行ふ。ニュージラントと西部濠洲(西部濠洲は其進歩最も晚く西紀一八九〇年初めて立法院を設く)とは經濟上の理由より聯邦法案に不同意を表ししが西紀一九〇〇年八月二日西部濠洲は之に同意を表しニュージラントも亦早晚聯邦に加盟す可しと云ふ。

第四節 蘭領東印度と亞珍王國

瓜哇を始として蘭領東印度諸島は多く近古紀殊に西紀第十七世紀に於て其有に歸ししを以て現代紀の歴史に於て叙述す可き重要な事件は瓜哇に於ける強制耕作制度の廢止と蘇門答臘に於ける亞珍王國の征服とあるのみ抑も和蘭の殖民地は國王の直轄に歸し英國殖民地の多數の如く自治制殖民地にあらず彼の強制

耕作制度の如き殊に其特色と云ふ可し。初め西紀一八〇八年より西紀一八一一年に至るの間將軍ダアンデルの瓜哇に太守たるや僅に二年にして瓜哇島の西端アシジェルより其東端バンデュンチーに至る八百六十四マイル(我三百二十五里)の間に縱横に交又する大道を築造しし等鐵腕を以て統治の任に當りしが又各村落に於て咖啡栽培に堪うる土地には必ず之を栽培せざる可らざる事を嚴命し其收穫の五分の二を政府の手に買収す。是即ち強制耕作制度の起源なり。英國の瓜哇占領中は此制度を廢止せしが和蘭の同島を回復せる後は復之を採用せしに瓜哇大亂の後財政紊亂して收支相償はず。茲に於て西紀一八三二年蘭領東印度太守將軍フンデンボッシュは強制耕作制度を擴張し土人の所有地を沒收し土人をして藍、煙草、砂糖、茶、咖啡等を耕作せしめ些少の賃錢を與へて以て國庫の空乏を補ふ。熱帶地方の人民は元來懶惰に流れ易きものなるが此壓制手段を用ゐしが爲西紀第十九世紀の初に於ては瓜哇の人口三百五十萬に過ぎざりしが忽ちに増加して今や二千六百萬の多數に達しし等良好なる結果を認め得可きものなきにあらず。然るに是が爲に人民の困難に陥りし地方も亦少からず強制耕作制度攻撃の聲

甚しかりしを以て西紀一八七一年和蘭議會は土地法案を通過して個人耕作を容易ならしめフッテンデンボッシュの有名なる制度は自ら廢止せらる。蘇門答臘に於ける亞珍王國盛時の歴史は之を上巻第一章第四節並びに第三章第一節に略叙ししが西紀一六九九年亞刺比亞種がその女主を廢し亞刺比亞種の血統を傳へたる一會長を奉じて梭里檀の位に即けしより亞珍の國勢は益振はず西紀第十六世紀の初より四百年を経ざるに其君主を代ふる事三十回に及びしと云ふを見れば如何に其内亂の絶えざりしかを知るに足らむ英人は西紀一六八四年より翌八五年の間に於て蘇門答臘の西南岸ベンクローレン附近にマロプロト堡を築きその後西紀一七六〇年一度佛人の爲に奪はれしも忽ちにして之を回復し以て多少の勢力を同島に有せしが西紀一八一六年瓜哇を和蘭に還付するや亞珍王國と交際を結ぶを以て其利益を保護するに必要なりと認め西紀一八一九年英領印度政府は同國と修交條約を締結し他の歐洲國民をして定住する事を得ざらしむ西紀一八二四年英國政府がベンクローレンを蘭領の滿刺伽と交換するの約を結ぶや本條約中には一も西紀一八一九年のカルカッタ政府の條約に關して規定する

所なかりしが當時兩國談判委員の默契は蓋し英國は多少の修正を之に加ふ可く而して和蘭は決して亞珍王國に向て敵對の政策を用ゐざる可しと云ふにありしが如し而も亞珍王國は英國との條約に恃む所あり海賊と奴隸賣買とを以て和蘭の通商殖民に多大の損害を與へしを以て和蘭政府が東印度の殖民領地を整理し殊に蘇門答臘全島の領有を希望ししや又一日の事にあらず西紀一八七一年一月二日英國政府は海牙に於て和蘭政府と協商する所あり和蘭が亞弗利加のゴールドコーストに對する權利を讓與せる報酬として亞珍に對する保護權を放棄す茲に於てパタキア政廳は直ちに亞珍の梭里檀に對して強硬なる手段を執るに決し先づ海賊の所業に就て抗議する所ありしに梭里檀之を容れず騎虎の勢已む可らず和蘭政府は乃ち西紀一八七三年三月二五日を以て宣戰の布告を發し亞珍の梭里檀は外國の援助を要求すると同時に防禦の計畫に盡す所あり是より先和蘭政府は亞珍回教徒のメッカに順禮を試みんとするものを洋上に要して大に之を苦む蓋し此順禮の歸國せるものはハッヂエと稱し常に同宗徒を煽動して基督教徒に迫害を加へんとするを以てなりかくの如く和蘭亞珍

間の戦役は宗教に關係を有せしが故に梭里檀は先づ土耳其の朝廷に訴へしもボスフォラス政府は有力なる援助を與ふる能はず其仲裁の運動も亦失敗す然るに之と同時に梭里檀は華盛頓政府に訴へしを以て和蘭は亞珍問題の宗教上の關係を離れて政治通商上の利害より局外者の容喙を招かん事を憂慮し決心すらく迅速に歩武を進めて一刻も早く事件の終局を告げ以て外國干涉の迫なきを期す可しとされど和蘭は亞珍の抵抗力を測る事頗る疎漏なりしが如し亞珍の宮城をクラトン一名コッタラヂアと稱すミッシギト即ち寺院に防禦工事を施して以て外郭の用に備ふ一隊の和蘭兵は既に西紀一八七三年の四月を以て亞珍領内に上陸ししが兵力素より薄し然るに將軍ケレル Kneller 彼我の兵力を計らずしてミッシギトを攻め衆寡敵せず全軍殆ど覆没す時に同年一月二日五日なり。

蘭軍大敗の報本國に達するや當時の自由黨内閣は激烈なる攻撃を受け且時偶々西南氣候風の時季に近づきしが故に直ちに戦争を繼續する能はざるの形勢となれり然るに翌西紀一八七四年の春亞珍征討軍の總督に任ぜられたる將軍ヅァン・スウ・リーテン Van Swieten の援軍亞珍に到着せしより戦争の局面全く一變すミッシ

ギトは奮戦激闘の後蘭軍の有に歸し次で宮城クラトンは重圍の中に陥り海上の艦隊も亦攻撃軍に擧援を與ふ亞珍兵は激烈なる攻撃に久しく抵抗する能はず梭里檀バングリマポリム Panglima Polim は親兵を率ゐて内地に退きたるを以て西紀一八七四年一月二四日蘭軍クラトンを占領す首府の陥落を聞くや沿海の城堡は相次で攻撃軍に降り和蘭の艦隊は亞珍の屬國中最も有力なるビヂルを占領すビヂルの領主は梭里檀の外勇なるを以て梭里檀兵士を悉して其救援に赴く其他沿海竝に亞珍河畔の酋長輩は皆進んで和蘭國王竝に其代表者蘭領印度總督を承認して主君となし海賊と奴隸賣買とを廢す可きを約す梭里檀にも亦和蘭の主權を認めしめ以て従來の如く内治に當らしめんと試みしがバングリマポリムは固く執て下らずされどヅァン・スウ・リーテンは亞珍國都を奪ひ任務終結せるを以て西紀一八七四年四月瓜哇を経て歸國し佐官ベル代りて蘭軍を指揮す沿海諸市の占領を以て亞珍戦役の大勢は定まりしと雖も交戦はなほ久しく繼續し西紀一八七九年に至りて亞珍王國全部始めて蘭領となる然るに和蘭政府の民政を施行すること早きに失せしが爲め翌年亞珍國人再び抵抗を開始し爾來二十有餘年未だ

干戈を收むる能はず。

第五節 佛國の經略

佛國政府が初めて眼を大洋洲に注ぎて之が經略に着手するに至りしは西紀一八四〇年代の事にして最初ニュー・ジブラント占領に意ありしも英國の爲め先鞭を着けられしが故に更に海軍少將デュブチツウアル Dupetit-Thouars に命じてマキース列島を占領せしむ。マキース列島は二個の群島より成り東南にありて上風イルガニラに位するをマキースド・メンドーザと稱し西北にありて下風イルガニラに位するを華盛頓列島一名革命列島と稱し面積合計千二百五十方軒革命列島中のヌーカヒバ最も大なり。デュブチツウアル西紀一八四二年の夏を以て同列島に佛國々旗を翻し且つ獨斷を以て其西南に位せるソサイチー列島兼併の決心を定む。ソサイチー列島には從來英佛兩國の宣教師ありて互に布教に盡力せしがデュブチツウアル其紛議を起せるを見て之に干渉し遂に西紀一八四二年九月九日列島の最大島なるタヒチの女王ポマレー Pomaré と條約を締結して之を保護國となす。然る

に宣教師にして領事を兼ね且つ商業を營める英人ブリッチャードなるものあり。風はポマレーの信任を博ししが女王に勸めてデュブチツウアルの締結せる保護條約を廢棄せしめ又土人を煽動して佛人に反對せしむ。デュブチツウアル忽ちにして叛徒を平定しブリッチャードの領事の職を罷めしを見て之を島内より放逐しポマレーの領土を兩分してソサイチー列島の東部即ちその上風に位するウキンドワード列島を悉く保護領とす。其面積一千方軒餘あり然るに時に歐洲に於て英露相親むの傾向ありしを以て佛國政府の外交強硬なるを得ず。西紀一八四四年九月二日英國政府の請求に應じてブリッチャードの爲に損害賠償金を支出し大に民間人士の攻撃を招く。次で西紀一八四七年六月九日の所謂ジャルナック協商を以て佛英兩國はソサイチー列島の下風にあるもの即ちリーワード列島のタヒチより獨立せるを公認し互に直接に之を占領する事なきは固より間接に之を保護國視せざる事も約す。

ナポレオン三世佛國帝位に即きし後佛國の殖民政策稍活氣を呈ししが其第一に占領せるは濠洲大陸に近きニュー・カレドニア島なりとす。初め海軍中將フェブヅ

リエデポアントは從來罪人を追放し來れる南米ギアナの地が不健康なるが故に更に良好なる地を探検す可しとの訓令を受けしが西紀一八五三年九月二四日を以て同島のバラード港に上陸し同日正式に之を占領す。間もなくパインヌ島をも兼併し西紀一八六一年にはローヤリチー列島をも之に加ふ。ニューカレドニア島は西紀一八一五年以後始めて佛國の得たる重要なる領土にして其面積は二萬方軒に達し我四國よりも稍大なり。首府をヌーメヤと稱す。但し西紀一八五五年より西紀一八五九年に至るの間は佛人と土人との間に軋轢止む時なく土人の殺されしもの其數枚擧に遑あらず。西紀一八六四年始めて少數の罪人を送りしが其地のニュージーランドの北クインスランドの東に方り。濠洲に接近せるにも拘らず未だ濠洲人の注意を喚起するに足らず。其翌年佛國罪人のニューカレドニアにあるもの僅に二百四十五人に過ぎずして他に兵士千人自由移民千人を有ししと云ふ。然るに西紀一八七〇年には罪人二千人を超えしが自由移民は千五百人に達せず。漸く逆比例を現はし來りしに翌年更に巴里市民黨の一揆に干係せるもの四千人を送りしかば濠洲人民は頗る不安の念を起すに至れり。是實に杞憂なりと云ふ可

らず。試にドラネッサンの『佛國殖民地擴張論』(西紀一八八九年出版)を繙け。ニューカレドニア進歩の妨害は罪人輸送にあり。罪人の一族は盜賊と惡事とを以て生業となすと云ふにあらずや。又ルイヴィニヨンの『佛國殖民論』(西紀一八九一年出版)を開け。西紀一八六四年の五月第一回の輸送を試みしより以來罪人のニューカレドニアに送られしもの既に一萬五千人に及び飽和點に達せりと記すにあらずや。

ニューカレドニアの北にニューヘブリヂーヌ列島あり。極めて相接近せるを以て彼此の土人互に往來し且つ佛人のニューカレドニア島より同列島に移りて土地の所有權を得永住の計畫をなせるものも珍らしからず。茲に於て英國政府は豫め佛國政府に向て之を占領するの意あるや否を問ひしに佛國政府答へて曰く濠洲人民の同意を得ずんば決して之を兼併せざる可しと時に西紀一八八三年なり。然るに佛國政府は西紀一八八五年一月二四日を以て獨逸政府と協商する所あり。リーワード列島並びにニューヘブリヂーヌ列島に對して獨逸政府の野心を有せざる事を明にせしかば西紀一八八六年を以てニューヘブリヂーヌ列島の中なる

サントキッチ島並びにマリコロ島を占領す而して英國政府に向て交渉すらく向後ニューカレドニアに罪人を輸送せざる可しと而も濠洲人民並びに従來ニューヘブリデース列島に於て布教事業に従事せる蘇格蘭の長老教徒はニューカレドニアは最早罪人を收容する能はずとなし、斷然佛蘭西の侵略に反對せるを以て佛國政府遂に屈し西紀一八八七年十一月一六日の佛英協商を以て列島を一種の共同管轄地 (Coadminium) となし、其第二條に於て兩國海軍の將校を以て委員を組織し同列島住民の生命財産を保護し其秩序を維持する事を規定す、其後西紀一八八九年濠洲聯邦評議員會は全會一致を以て既に西紀一八八三年に於て決定せる主意を擴充して曰く苟くも赤道以南太平洋上に於て領土を奪はんとするものあらば濠洲は極力之に反對す可しと論者(デューキン)或は曰く米國と濠洲とは相協力して太平洋の問題に注意し太平洋を以て英語人種國中の一湖水たらしむ可しと是所謂濠洲のモンロー主義なり讀者乞ふ第三節の記事を参照せよ、然れども是より先既に佛國は西太平洋に於ても亦多少の新領土を得たり即ち西紀一八八六年十一月一九日の條約によりてフィヂイの東北に當れるウオリヌ列

島の保護權を得西紀一八八七年九月二九日の條約を以て更に之を其南に位せるフータンナ島アラフィ島に及ぼし其他ニューカレドニアの西北に位せるヒューラン島及びチエスタアフィールド島をも占領し共にニューカレドニアの管轄に歸す、更に東太平洋に於ては西紀一八八〇年六月二九日の宣言を以てクヒチの保護を罷めて之を屬國となし同年二月三〇日國王をして之を承認せしめ翌年ガムピール列島の住民より兼併の請願を受けて西紀一八八二年一月三〇日の命令を以て之を許し又西紀一八八一年にはラバ島を占領し西紀一八八九年にはルルイッリマタラ等を保護領とし西紀一八八七年には英國の同意を得て西紀一八四七年の條約を廢しリワード列島を併吞す、中央亞米利加に近きクリッパアトン島は西紀一八五八年より佛國の有に歸せしが南洋運河開通の議起りてより漸く重きを爲す、而も西紀一八八七年に獨逸をしてソロモン列島を占領せしめ翌年南米智利をしてパークケ島(イースター島)を英國をしてクック列島を占領せしめしが如き佛國領土防備の爲に聊か惜まざる可らず殊にパークケ島には久しく佛人の定住せるものありしに於てをや、

第六節 獨逸の經略とサモア列島の分割

前節に述べしが如く西紀一八八〇年代に於て南洋に於ける佛國の經略事業俄に其歩を進めしは獨逸と共に手を携へて殖民政策を實行せしが爲ならずんばならず。抑も獨逸帝國なるものは羅馬時代化外の地に僻在するも歐洲の中古史上に於ては久しく古羅馬帝國の遺志を繼ぎてアルペン山脈南北の地に覇を稱せしに西紀第十七世紀の三十年戰役以後其勢漸く振はず西紀第十九世紀の初に至りて全く歐洲政治地圖の上に其跡を留めざるに至れり。然るに獨逸帝國の故土に普魯士王國と稱する新進の強國あり現代史上の英傑ビスマルク(西紀一八一五年を以て生され西紀一八九八年を以て死す)を得て宰相となししより國勢忽ちに隆運に向ひ西紀一八六六年には塊國を破りて之を獨逸以外に驅逐し以て新に北獨逸聯邦を組織し西紀一八七〇年には佛國と戰ひて大勝を博し勢に乗じて獨逸帝國を組織し其盟主となる。爾來年を閱する事三十年に近きも獨逸帝國の國運は進む事ありも退く事なく優に歐洲の中原に覇者たるの概あり而して國內人口の増加著し

く商工業の發達又見る可きものあるを以て茲に始めて國外殖民の策に注目する事となれり。要するに獨逸は殖民事業に於ては後進國なりと云はざる可らず。而も其成功せる處を見るに鐵血宰相ビスマルクの手腕は充分に之を認むる事を得可し。

ビスマルクが殖民地經營の問題に其指を染めしは西紀一八七四年の事なり。此年冬英國政府がフィジー列島を占領するやビスマルクは是より先十年乃至十四年以前より同列島に移住せる獨逸臣民より保護の請求を受けしを以て英國政府に交渉を試み翌年一月一九日に至り始めて此事件の満足なる顛末に關する外交文書を議會に提出す。西紀一八七六年一月一日獨逸はトンガ國王と條約を結びて其領内なるフアフア列島に海軍根據地を得たり。トンガ列島は一にフレンドリ一列島と稱しフィジー列島の東南に位し面積九百九十七方軒あり。フィジー列島の東北に又面積二千七百八十七方軒を有するサモア列島あり。列島中最大なるをサジャイ島と稱し之に次ぐをエボル島と稱し更に之に次ぐをチヌチヌイラ島となす。人口最も多きはエボル島にして列島の首府アピアは同島にありアピア灣は

チュチ、イラ島のバゴボゴ港と共に太平洋上に於ける最良の海軍根據地たり。西紀一八五七年の創立に係る獨逸ハムブルヒのウンシエルム商會は久しくサモア列島に勢力を有せしが西紀一八七二年同商會はビスマーク竹馬の友たるゴデッフロイの設立せる會社と合併ししを以て益事業を擴張しサモア列島の商權を壟斷せんとす。然るに米國も亦夙に同列島に注目し西紀一八七八年一月一七日サモア王國と修好通商條約を締結しバゴボゴ港を海軍根據地と爲し石炭貯藏所を設くるの權を得たり。茲に於て獨逸も亦西紀一八七九年一月二四日を以て一條約を結びユホル島のタルアファタ港を租借す。而して太平洋上に利害の關係を有する事最も深き英國は争てか之を默視す可き同年八月二八日の條約を以て米、獨兩國と同一の權利を得たり。次で同年九月米、獨、英の三國はサモア王國と條約を締結しアピアを局外中立地となし以後三國の領事協同して其行政事務に當る。要するに獨逸の殖民政策は未だ良策を結ぶの時期に達せざりしが如し。殊に西紀一八七九年の終に於てゴデッフロイの破産せるが如き其國家の不幸察するに餘あり。而も獨逸は殖民事業を中絶す可きにあらざらばライロエデル及びハンゼマン

等の志士十有四人翌年一月二一日獨逸海上貿易會社なるものを柏林に設立し壹百貳拾萬馬をゴデッフロイ會社に拂ひてその權利の讓與を受く。ビスマーク乃ち同會社を扶助してサモア列島に於ける商業の利益を保護せんとし同年四月六日サモア議案なるものを聯邦會議に提出し更に之を帝國議會の議事日程に上す。然るに其第三讀會に至りビスマーク親ら議場に出でて之が通過に努めざりしが爲空しく否決せられ獨逸殖民政策は又一頓挫を來せり。然れども是が爲に却て獨逸國民の間に殖民地を要むるの聲を高めホーヘンローヘランゲンブルグ公その運動の陣頭に立ち西紀一八八〇年一月六日マイン河上のフランクフルトに於て『獨逸殖民同盟』を創立し西紀一八八三年一月七日更に『獨逸殖民新聞』と題する之が機關新聞を發刊す。此前後より獨逸政府も漸く強硬なる政策を取り南阿なるアングラベクナ灣地方を占領せるを其第一着手として太平洋上にも又侵略を試む。初め西紀一八八〇年に於て獨逸海上貿易會社がニューギニア島等の占領に就きて政府の保護を求めし際はビスマークは斷然其請願を却下せしが今や獨逸國內の輿論又大に前日と異なるを以て遂に恣に露食を行ふに至れり。而して

ビスマークが歐洲大陸外交上の懸引より即ち深く前年の戦敗を憤り獨逸に向て復讐を試みんとするの情切なる佛國をして眼を歐洲以外に向けしむるの必要より相共に提携して殖民地擴張に盡力せんとせるは歐洲外交史に通曉する人の熟知する所なり。

アピア駐在獨逸領事ステューベルは西紀一八八四年六月一七日ニューブリタニア列島並びにニューギニアの北海岸を獨逸の保護領となす可きを宣言す。是同地方に於て獨逸商人と英國軍艦との間に衝突ありしを以てなり。次でビスマークは八月一九日を以て英國に同二〇日を以てハンゼマン等に之を占領するの意あるを告げ二月一七日獨逸軍艦エリザベス號をしてニューブリタニア列島並びにニューギニアの北海岸に獨逸國旗を掲げしむ。英國殊に濠洲人士は大に昂激し辛クトリア殖民地の如きは英國政府若し獨逸をして其占領を取消さしむる能はずんば本國より分離せんとす。強硬の意見を發表せしが當時英國は中亞問題より露國と軋轢せる際なりしが故に強て獨逸に迫らず。西紀一八八五年四月二五日英國外相グランギル卿は公文を以て南洋に於ける獨逸の所領を正當なりと確認せ

しかば五月一七日獨逸皇帝ウキルヘルム一世はニューギニア(ノイグイネア)會社に特許狀を下附し同時にニューギニアの獨逸領をカイゼルウキルヘルムスラントと改稱し其前方に横はれる諸島及びニューブリタニア列島をビスマーク列島と改稱す。カイゼルウキルヘルムスラントの面積は十八萬千六百五十方呎にしてビスマーク列島の面積は總計二萬四千九百方呎なり。續て一〇月一五日より三十一日に至る間に於て獨逸巡洋艦ナウチルス號はマルシャル列島を獨逸保護の下に置く。同列島は赤道以北に位し其總面積は四百十五方呎なり。西紀一八八六年四月六日には西太平洋に於ける英獨所領境界に關する協議落着し同年二月二三日獨逸は更にソロモン列島中四月六日を以て英國と協定せる境界線の北に横はれる島嶼の保護特許狀をノイグイネア會社に與ふ。ボウガインフィレ、ホイゾイル、イサベルの諸島即ち是なり。其面積は二萬二千五百五十五方呎と稱す。西紀一八九九年四月一日に至りノイグイネア會社はカイゼルウキルヘルムスラントの行政事務を帝國政府に引渡す。

リン列島並にピールュー列島に注ぐ。カロリン列島は西紀一六八六年西班牙人の發見に係るを以て當時の西班牙國王カルロス二世の名に因みて稱呼を得面積千四百五十方軒ありヤップ島ボナピー島を列島中の重なるものとなすピールュー(バラツ)列島はカロリン列島と比律賓列島の中間に位し面積五百三方軒あり亦西紀第十七世紀の末より西班牙人時々布教を試む。然るにピスマークは西紀一八七五年西班牙政府のピールュー列島に於て獨逸商船に關稅を賦課せんとするや英國政府と交渉して同年五月一書を西班牙政府に送りて同列島並にカロリン列島に對する其主權を否認す。其後西紀一八八五年八月六日に至り突然西班牙政府に通牒して曰くカロリン、ピールューの兩列島は主權者なきを以て獨逸皇帝之を占領すと。蓋し西班牙政府は前年の通牒に接しし時直ちに抗議を試みざりしを以て茲に至りしなり。而も今や瞬時も猶豫す可きにあらず。同月一二日を以て激烈なる抗議を伯林政府に送り同月二日西國軍艦マニラ號は西國々旗を翻さん爲めヤップ島に至る。然れどもマニラ號の占領を了らざるに獨逸砲艦イルチス號は既に同月二四日を以てヤップ島上に獨逸國旗を翻へす。此報マドリードに達するや九

月四日同市民は起りて獨逸公使館を襲ひ西班牙政府も亦將に干戈に解へて曲直を決せんとせしが英露兩國の忠言を容れ羅馬法皇に仲裁を求む。かくて法皇レオ十三世の調停に従ひ同年一二月一七日西獨兩國公使はウチカカン宮中に於て協商に調印し獨逸は西班牙の先占權を認めて一步を譲り而して西班牙は其報酬として獨逸に同列島に於ける商業航海漁業の自由を許し且列島の一に獨逸の海軍根據地を設置するを諾す。然るに米西戰爭の結果西班牙の比律賓列島を失ふや西紀一八九九年二月一二日の條約を以て西班牙政府はカロリン列島、ピールュー列島並にマリアナ列島、グアム島を除くの主權を獨逸に賣却し同年一〇月一日より列島獨逸の有に歸す。其賣價は壹千六百七拾五萬馬即ち八拾參萬七千五百磅内外なりとす。マリアナ列島はカロリン、ピールュー兩列島の北、日本小笠原島の南に位し西紀一五二一年マガリヤエンスの同列島を發見せる時は之を *Islas de la Volas* 帆布列島と稱し次でレガスピは之をラドローン(盜賊)列島と命名せしが西紀一六六八年西班牙の牧師ソライチエゴの始めて同列島に布教を試みし時當時の攝政王后マリアナより年額三千弗の補助を受けしより以來西人は之をマリアナ列

島と稱す。獨逸政府はカロリン列島東部の政廳をボナビー島に置き其西部とビーリュー列島の政廳をヤップ島に置きマリアナ列島の政廳をサイパン島に置きニューギニア保護領の屬地と爲す。

サモア列島に於ても亦ビスマークは斷乎として前年の失敗を償はんとせり。即ち西紀一八八四年一月一〇日總領事スチューベルはサモア國王と一條約を締結し事實上サモアは全く自治の能力を失ひ獨逸の保護國たるの觀を呈するに至れり。然れどもサモア問題に關して獨逸に抗議を提出せるは英米二國にして其一國を以てするも西班牙と同日にして語る可らず。かくて英米獨三國は各代表者を出して西紀一八八七年六月より七月に互り華盛頓に會議を開き將に協商する所おらんとす。然るにサモア在留の獨逸人は全然列島の實權を握らんと欲し同年九月一七日國王マリエトア Malietoa を廢して西阿のカメルーンに流置しタマセセ Tamasese なるものを擁して王位に即かしむ。初めマリエトア家はサモア島の王族に非りしが西紀一八三〇年頃より基督教に歸依せしが爲同教徒の後援によりて廢王の祖父初めて王位に上りしも島民心服せざるもの多かりしと云ふ。既にして華盛

頓の會議不調に歸し獨逸人益々サモア列島に跋扈せしが新王タマセセは元門地卑く舊家の養子たりと云ふに止まるを以て西紀一八八八年の末に至り米人英人等閩閩の裔たるマタアフハ Mataafa を擁して王位を争はしむ。二月一八日獨逸水兵二千上陸してマタアフハを攻めしが米人ナーマンズラインなるもの衆を率ゐて之に抵抗ししかば獨逸兵大敗す。獨逸人はタマセセの助くるに足らざるを覺り翌西紀一八八九年マリエトアを配處より召還せしも島人却てマタアフハを選びて國王となす。且つ同年三月一六日の颶風に際しアピア港に碇泊せる獨逸軍艦三隻沈没せしが如き不幸なる事件も起り同年四月二九日英獨米三國の代表者は伯林に會して協議する所あり六月一四日條約の調印成りマリエトアを王位に復しサモア列島を以て中立地となし三國共同の保護國と爲す。獨逸は復びサモアの問題に於て失敗せり。

マタアフハ伯林條約に従ひ位をマリエトアに譲りしも西紀一八九四年其嫉妬によりてマルシャル列島に追放さるるに至れり。其後サモア問題久しく世人の注意を惹がざりしが西紀一八九八年八月二二日國王マリエトアラウベバの死するや

再び三國の間に紛擾を起せり。伯林條約の規定に據れば國王の後繼者は島民の自由選擇に任せざる可らず。然るに是より先獨逸人は百方マタアフハを籠絡するに力め國王選舉に際し突然歸國せしめ巧に土人間の黨争を利用して之を國王と爲す。失敗候補者たりしタマセセ獨逸人に反對し高等法院に急訴してマタアフハの選舉は不法なりと論ず。大法官米人テムバースも亦獨逸人の選舉に干渉せるを理由となし之を容れて當選非認の判決を下ししかば英米黨は大に勢力を得西紀一八九九年三月二三日前王の子マリエトアタヌを以て公然國王なりと宣言す。是より兩黨互に干戈を執りて相争ひ形勢定まらず。而して英米獨の三國は此年四月七日華盛頓に於て一の覺書を交換して三國共同委員をサモア列島に派遣する事となす。三國委員は五月一三日を以てアピア港に着し先づ兩黨を諭して兵を解かしめ六月二〇日宣言書を發してマリエトアタヌの王位を正統なりと認め更にマリエトアタヌ王は王位を退く可き事サモア國の王制は全然廢止す可き事を布告す。マリエトアタヌは委員會に出でて退位の希望を述べ勉學の爲濠洲に赴きしと云ふ。茲に於て所謂サモア條約を以て伯林條約に大修正を加へサモア列島には一

の中立的自治制度を施行するに至りしが西紀一八九九年一月一四日英獨兩政府の間に伯林に於て協商成立し米國も亦一二月二日の條約を以て其規定を承認するに及びて初めてサモア問題の決定を見るを得たり。

英獨協商は何が故に斯の如く迅速に終結を告ぐるに至りしか英國とトランヌヴールとの交際が此年一〇月九日を以て絶えしは大に之を促すに與て力ありしならむ。當時兩國間に殖民地問題に關する諸般協商成立せるが如き以て證となす可し。然れども阿弗利加の政變は本書題目以外の事なるを以て今サモア列島に關する英獨協商の要領のみを掲げむに第一サモア條約を廢棄する事、第二サモア列島中のウボル及びバツヅァイ二島と其附近の島嶼とを獨逸の領有とする事、第三列島中のチュチュイラ島及び其附近の島嶼にして東經百七十一度以東にあるものを米國の有に歸す可き事、第四トンガ列島及びバツヅェーシ島は全く英國の保護國と爲す事、第五獨逸は其現に所有する北部ソロモン列島の一部を英國に讓與する事等是なり。トンガ列島、フレンドリー列島は王國にして現王ゼハルジ二世は西紀一八九三年其祖父に繼ぎて王位に即けり。總面積三百七十四方哩と稱す。英國は獨逸

に次ぎて西紀一八七九年同國と條約を締結ししかば同國は其後西紀一八八六年四月六日の伯林宣言を以て中立地となり更に西紀一八八八年米國も亦之と條約を結びしがサモア列島に對する讓與の報酬として米獨兩國は其保護權を英國に譲りしなり次にソロモン列島の東南部は西紀一八九三年六月を以て英國の保護領となりしが此英獨協商によりボツガイソフィレンブルガ島を除くの外其以東なるホイゾイル島イサベル島等は皆英領となり英領ソロモン列島の總面積は八千三百五十七方哩となる南洋に於ける獨逸經略の顛末を叙して筆を西紀一八九九年の英獨協商に結ぶ。

第七節 米國の布哇兼併

陸奥伯の『塞々錄』を著すや筆端偶々米國を評して『歐洲強國は互に縱横連合の策を講じ動もすれば弱肉強食の欲を逞くせむとする最中に於て新世界の中央に建國して常に社會一般の平和を希望する外決して他國の利害に干渉せざる政綱を主持す』となせり蓋し米國は從來モンロー主義なるものを以て其國對外交

策の大方針と定め侵略主義帝國主義に反對し來りしを以てなり米國大統領ジェームズ・モンローが六例年の教書に於て此教典を説明せるは西紀一八二三年一月二日の事にして其一節に曰く兩米大陸は自由獨立の位地を保てるを以て將來歐洲諸國は之を以て殖民地と爲すを得ずと又他の一節に於て神聖同盟の主義を兩米大陸に擴張せんとするものあらば米國は之を以て修交の精神に背くものと認む可しと云へり此モンロー教典は英國の俊傑キーンズ卿の創意に成り英米兩國相共に手を携へて神聖同盟に反對し以て西班牙領亞米利加に於ける墨西哥秘露等の獨立を輔くるの目的を有せしものなりと雖も『慎みて吾内治の安全を圖る可し歐洲爭端政局に關涉する勿れ』とは米國々祖ウashingtonの遺訓たり且つ又モンローの此教典を公にするに先ちて先輩ドーマス・ジェファソンの意見を質すやジェファソンは曰く吾人の第一原則根本的格言は他無し吾米國は彼歐洲紛争に些しも關せざるにあり而かも第二格訓は則ち他無し彼歐洲をして吾大西洋以内の事件に一切干渉せざらしむるにありと然れども其商工業が長足の進歩を遂げしと共に米國も亦眼孔を兩米大陸以内に限る能はず陸奥伯の著書未

だ公にされざるに其國是は既に一大變遷を來せり而して米國々是變遷の結果先づ第一に其領土に兼併されしは東太平洋上の布哇國なり。

布哇國は布哇島以下八個の列島より成り面積總計一萬六千九百四十六方軒あり西紀一七七八年英人クックの列島を發見するや當時の海軍總裁サンドキッチ伯の保護に待つ事多かりしを以て又一にサンドキッチ列島と稱す。太平洋上人種傳播の基點なりと稱するサモア列島のサヅァイ島より初めて布哇列島に人類の移住せるは西紀五〇〇年頃の事ならむ。其後西紀第十一二世紀の頃ポリネシア地方に人種大移動ありハーヅェー列島並びにニュージランドは當時の殖民に係るとの口碑あり。布哇列島も亦此際新移住者を得しが如し。然れども布哇島出身のカメハメハ一世が戰てオアフ島に克ち以て列島統一の基を定めしは西紀一七九五年四月下旬の事にして降て西紀一八一〇年に至りカウアイ、ニイハウ兩島王も亦其地をカメハメハ一世に譲り列島は一君主の有となり次でオアフ島のホノルルは布哇王國の首府となりしが此時に至るまで列島は全く四分五裂の形勢にして干戈常に絶えざりしと云ふ。西紀一八一九年カメハメハ一世歿して其子カメハメ

ハ二世嗣ぎ西紀一八二四年カメハメハ三世其兄の位を襲ふ。王の治世中佛、英諸國と外交の紛議を生じ西紀一八四三年の如き國王親ら英人の爲に其位を退きて其國を譲りし事ありしが西紀一八四二年米國先づ布哇王國の獨立を承認し英佛兩國も亦之に倣ふ。カメハメハ三世は又西紀一八三九年六月七日を以て人權に關する詔勅を公布し翌年一〇月八日更に憲法を發布し西紀一八五二年に至りて之に修正を加ふ。

布哇王國を米國に合併す可しとの議は既に西紀一八五三、四年の頃に於て居留外人の間に起りしが西紀一八五四年一月一日カメハメハ三世殞落の後其議暫く中止す。王妹キナウの子アレクサンダアリホリホ是より先皇太子の位にあり直ちに即位してカメハメハ四世と稱せしが酒興に乗じて從臣を銃殺せるより精神異常を呈し西紀一八六三年一月三日暴に病みて歿す。王冠ロッド・カメハメハ位を襲ひてカメハメハ五世と稱し翌年八月二〇日新に欽定憲法を發布す。然るに西紀一八七二年一月一日カメハメハ五世の歿するや嗣子なくカメハメハ家の血統茲に絶ゆ。島民乃ち議會の決議を以て其繼承者を選み王族ルナリロを推し

て國王と爲す時に西紀一八七三年一月八日なり、初め國王の選舉に際し二名の候補者あり其少數にして失敗せるは布哇の一豪族にして其名をカラカワと云ふ外人排斥を以て人心の收攬に是れ勉めしが西紀一八七四年二月三日ルナリッロ王の歿するや嗣子なきを以て同月一二日の國王選舉に際し米國黨の後援を得て英國黨の推選せる候補者と争ひて之に勝つ。かくて翌西紀一八七五年一月三〇日米、布哇、兩國は華盛頓に於て互益條約を締結し兩國の通商益、隆盛を加ふ。故に此條約の結果として布哇の産業は意外の發達をなし従て勞働の需要急遽の間に増加し來れり。西紀一八七七年アゾール列島及びマデイラ島の葡萄牙人を招致せるを始として續々世界の各地に勞働者を募集せるが西紀一八八四年以來日本政府が布哇の要求に應じて移民を奨励せるは世人の普く知る所ならむ。西紀一八八一年カラカワ王世界周遊を企つ而も其往きて國王の禮遇を受けし邦國は僅に日本、暹羅、荷屬の三國ありしのみ。

國王歸國の後西紀一八八二年五月一九日ギブソンなるものを舉げて内閣首相と爲すギブソンは元モルモン宗の布教士なるが後ホノルルに赴きて下等卑猥なる

新聞紙『ヌハウ』の社主となり米人陸軍大佐スプレックルと結託して熱心に排外思想を島民の間に鼓吹し策士策成りて此重職に就くに至りしなり。翌年國王王妃をして戴冠の大禮式を舉行せしめ又日本、露西亞等に公使を派遣せしめ更に國王に説きて太平洋上の盟主權を握らしめんと謀る。其西紀一八八二年を以て公布せる布哇國權宣言書なるものは實に太平洋諸島竝に南洋諸島に於て一のモンロー主義を實行せんと期するものなり。彼の西紀一八八七年二月一七日を以てサモア國王マリエトアと政事的同盟の條約を結びビスマルクの怒を買ひて倉迫アピア府駐在公使を召還せるが如き滑稽の至と云ふ可し。居留外人は固よりギブソンの排外政策によりて其利益を侵害せらるる事漸く多きを以て現政府を顛覆して責任を有する立憲政府を建設するに決し米人陸軍大佐アシホルトを司令官として一種の義勇兵を組織し西紀一八八七年六月三〇日ホノルル市に於て大集會を催し國王に向て請願する所あり國王大に驚き翌日直ちにギブソン等を罷免し且つ憲法を改正して大臣の責任を明にし參政權を擴張して居留外人にも亦選舉權を與ふ。是を西紀一八八七年の革命と稱す。